

平成 20 年 10 月 30 日

照会先：保険局国民健康保険課 森、角園 (代表) 5 2 5 3 - 1 1 1 1 内線 3 2 5 8 (直通) 3 5 9 5 - 2 5 6 5

「資格証明書の発行に関する調査」の結果等について

1. 「資格証明書の発行に関する調査」の結果を受け、本日、各都道府県に対し、資格証明書の交付に際しての留意点について通知をしたところです。(別添 1)

2. 「資格証明書の発行に関する調査」の結果について

① 資格証明書交付世帯における子どもの数

滞納世帯数	交付世帯数	資格証明書交付世帯のうち				
		子どものいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数	中学生以下計
3, 845, 597	330, 742	18, 240	5, 522	16, 327	11, 054	32, 903

※ 数値は、自治体の報告を単純に合計したものである。

(参考)

- ・滞納世帯数/国保世帯数 (2, 083 万世帯) =18.5%
- ・資格証交付世帯数/国保世帯数=1.6%
- ・資格証明書交付世帯にいる中学生以下の者の数/国保被保険者である中学生以下の者の数 (0 歳~15 歳 : 370 万人) =0.9%

※資格証明書乳幼児数/乳幼児被保険者数 (0~6 歳 : 147 万人) =0.4%

資格証明書小学生数/小学生被保険者数 (7~12 歳 : 148 万人) =1.1%

資格証明書中学生数/中学生被保険者数 (13~15 歳 : 75 万人) =1.5%

(注) 年齢階級別被保険者数は、平成 18 年度「国民健康保険実態調査報告」による

② 資格証明書発行前における滞納者との接触を図る取組み（保険者数）

文書催告	電話催告	訪問	休日		時間外		その他
			電話催告	訪問	電話催告	訪問	
1,578	1,206	1,259	392	470	1,013	997	616
88%	67%	70%	22%	26%	56%	55%	34%

※ 数値は、自治体の報告を単純に合計したものである。

※ 下段は総保険者数（1,798）に占める取組みを実施している保険者の割合

③ （都道府県別）資格証明書の発行に関する調査・集計表（別添2）

④ 滞納者との接触を図る取組みの具体例（別添3）

子どものいる滞納世帯に対する資格証明書の交付に際しての留意点 (概要)

(1) 予防的対応

① 事前通知及び特別事情の把握の徹底

滞納者が資格証明書について理解することなく、資格証明書が交付されることがないように、可能な限り滞納者との接触を図り、その実態把握に努めるとともに、滞納者に対し滞納が継続すれば資格証明書の交付を行うこととなる旨の周知を図る。

その際には、納付相談の奨励に加え、生活保護や多重債務問題等の庁内相談窓口の周知も併せて行い、滞納者の相談機会の確保に努める。

② 短期被保険者証の活用

資格証明書の交付までには、可能な限り、短期被保険者証の活用により、滞納者との接触の機会の確保に努める。

(2) 福祉的対応: 養育環境に問題のある世帯に対する対応

実情把握の際、養育環境に問題のある世帯を把握した場合には、児童相談所や市町村の福祉部局とも密接な連携を図る。

(3) 緊急的対応: 緊急的対応としての短期被保険者証の発行

世帯主から市町村の窓口において、子どもが医療を受ける必要が生じ、かつ、一時払いが困難である旨の申し出があった場合には、緊急的措置として、その世帯に属する被保険者に対して、速やかに短期被保険者証を交付するものとする。

保国発第1030001号
雇児総発第1030001号
平成20年10月30日

都道府県民生主管部（局）長 殿

各 { 都 道 府 県
指 定 都 市 児童福祉主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省保険局国民健康保険課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について

国民健康保険における被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の運用については、下記のとおり、その留意点をまとめたので、その内容を御了知いただくとともに、貴管内市町村等関係者への周知徹底について遺憾なきよう配慮されたい。

なお、本通知については、社会・援護局保護課と調整済みであることを申し添える。

記

1 資格証明書の交付に係る一般事項

資格証明書については、事業の休廃止や病気など、保険料を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している方について、納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うこと。

一方、国民健康保険においては収納率の向上はその保険運営上極めて重要であり、悪質な滞納者については、従前どおり、滞納処分も含めた収納対策の厳正な実施に努めること。

2 子どものいる滞納世帯に対する資格証明書の交付に際しての留意点

子どものいる滞納世帯に対する資格証明書の交付についても、1のとおり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うことが

必要であるが、先般協力をいただいた資格証明書の発行に関する報告の結果をみると、その運用には差異が見られるところである。

このため、特に子どものいる世帯については、資格証明書の交付に際してよりきめ細かな対応が求められることから、以下の事項に留意して取り扱うこと。

(1) 事前通知及び特別事情の把握の徹底

資格証明書が交付されることについて、滞納者が理解することなく行うことがないよう、可能な限り文書だけでなく、電話督促や戸別訪問等の方法により滞納者との接触を図り、その実態把握に努めるとともに、滞納者に対し滞納が継続すれば資格証明書の交付を行うこととなる旨の周知を図ること。

その際には、納付相談の奨励に加え、生活保護や多重債務問題等の庁内相談窓口の周知も併せて行い、滞納者が相談を行いやすい環境を整えることや、相談機会の確保に努めること。また、他部門に相談のあった滞納者の事例について、情報共有ができるよう、庁内の連絡体制の整備に努めること。

また、資格証明書の発行に際しては、市町村の実情に応じ、別添の他市町村の取扱いも参考に、より公正な判断が行われるよう努めること。

(2) 短期被保険者証の活用

短期被保険者証を経ずに、資格証明書を交付するのではなく、資格証明書の交付までには、可能な限り短期被保険者証を活用することにより、滞納者との接触の機会の確保に努めること。

(3) 養育環境に問題のある世帯に対する対応

子どものいる滞納世帯に対しては、特に、(1)のとおり、家庭訪問等により実情把握に努めることとするが、その際、市町村の児童福祉担当部局の助言を得つつ、家庭内が著しく乱れている等の実態がみられるなど養育環境に問題のある世帯を把握した場合には、市町村の児童福祉担当部局や児童相談所と密接な連携を図ること。資格証明書発行後においても同様の対応を図ること。

(4) 緊急的な対応としての短期被保険者証の発行

世帯主が市町村の窓口において、子どもが医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合には、保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況であると考えられること、資格証明書が納付相談の機会を確保することが目的であることにかんがみ、緊急的な対応として、その世帯に属する被保険者に対して、速やかな短期被保険者証の交付に努めること。

滞納者との接触を図る取組みの具体例について

◎:比較的多数の市町村で類似の取組みが実施されているもの

<滞納者と接触を図るための具体的な取組み>

全庁的な情報の共有

- ◎他課(税・上下水道・福祉・公営住宅・保育料)と滞納者についての情報の共有を図っている。
- ◎庁内で滞納者の情報共有のため、収納対策のプロジェクトチームを設置している。
- 転出時、社保加入時等、滞納者との接触があった際に収税担当に確認をとっている。
- 生活困窮者を対象に、福祉担当課と連携し情報の共有化を図っている。
- 保険給付以外の町単独の給付関係については申請後納付状況の調査を行い、滞納世帯には支給せず税担当部署と相談するように調整している。

徴収体制の強化

- ◎徴収嘱託員を増員するとともに、徴収専門の担当を設置している。
- 毎月25日の納期限の日に午後8時まで、納税説明会を開催したり、休日窓口を定期的に設置するとともに、年に数回、滞納者を対象に納税相談等の機会を作り、相談しやすい環境を整備している。
- 全職員で構成する滞納整理本部を設置し、滞納者の全戸訪問、分納誓約書の提出を求めている。
- 収納対策の特別強化月間を設け滞納者宅を臨戸したり、特別滞納整理として管理職が接触を試みている。

催告・訪問の強化

- ◎電話催告、通常臨戸を行っている。
- アパートなどの場合には大家に、給与取得者の場合は、勤務先に訪問している。
- 過去の交渉履歴から接触の可能性が高い時間帯に重点的に訪問している。
- 徴収強化期間に夜間電話催促、夜間訪問徴収を実施している。
- 滞納者の中には社保加入を届出してない被保険者や所得未申告者がいるので、資格・賦課の適正化をはかる観点からも、勧奨文書・電話で接触を図っている。

その他

- ◎短期証の有効期限を1か月にして接触する機会を増やす努力をしている。
- 広報誌、街頭放送等による納付啓発の実施、滞納者へ相談はがきを送付している。
- 高額療養費・出産育児一時金等の保険給付や、他の公金等の支給時に相談を行っている。
- 金融機関に預貯金調査を行い、口座があれば差押予告を送付している。

<子どものいる世帯に対する特別な取組み>

実情の把握

- ◎子どものいる世帯については、他の世帯より頻繁に訪問や面接を行い実情把握に努めている。
- ◎地方単独の医療費助成・児童手当等の担当課と連携し情報の共有を図っている。
- 地方単独の医療費助成受給者には、年3回の通知文を送付し、相談の機会が持てるよう配慮しているが、なおも相談のない受給者に対しては戸別訪問を実施している。

資格証明書の交付の厳格化

- ◎少額でも分納するよう説得する。分納誓約の締結により、短期証(1か月)の発行を行っている。
- ◎国保滞納者措置審査会を設置し、審査判定を行っている。
- 子どもの病気等緊急を有する時は短期証を発行している。
- 交付決定を、町長決裁としている。

<特別の事情の有無の判断のための取組み>

公正な判断の確保

- ◎資格証明書交付該当者選定審査会を設置し、判定を行っている。
- 課内検討会を開き、判定を行っている。

判断材料の収集

- ◎税・福祉・水道等の担当課と連携し、情報の共有化を図り、判断の資料としている。
- ◎家庭訪問し、収支状況を聞き取る等、納税相談に努めている。
- 措置予告通知に特別な事情に関する届出書を同封し、提出を促している。
- 滞納者の事情や、問題をデータとして蓄積し、審査の対象にしている。
- 住民税の申告内容や、レセプトの治療状況の確認を行っている。
- 通院歴、薬の処方箋等の確認や財産調査等を行っている。
- 本人の家族・経済状況の調査及びその裏付けとなる近所の方々や民生委員等への聞き取り調査を実施している。

資格証明書の発行に関する調査・集計表（平成20年9月15日現在）

別添2

都道府県名	保険者数	世帯数	滞納世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組み							
				交付世帯数	資格証明書交付世帯のうち					文書催告	電話催告	訪問	休日		時間外		その他
					子どものいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数	中学生以下計				電話催告	訪問	電話催告	訪問	
北海道	173	888,618	144,911	16,864	1,143	403	760	556	1,719	160	138	145	42	49	121	129	60
青森県	40	258,130	37,372	4,240	532	157	378	252	787	35	28	28	5	6	21	20	30
岩手県	35	212,376	27,162	1,548	96	16	69	53	138	31	26	29	11	14	24	23	10
宮城県	36	348,311	101,661	4,231	315	29	215	154	398	34	28	33	10	11	23	24	26
秋田県	25	185,816	23,013	1,998	128	18	79	63	160	22	19	21	6	6	15	16	3
山形県	32	179,577	26,331	1,029	68	12	43	39	94	32	30	29	11	11	21	20	17
福島県	59	306,143	48,899	5,137	452	22	296	238	556	53	45	50	17	16	42	47	35
茨城県	44	476,848	93,392	7,947	556	141	412	308	861	43	26	27	7	11	17	16	11
栃木県	31	319,019	70,801	14,165	1,626	715	1,200	737	2,652	31	16	17	2	6	11	11	8
群馬県	38	346,308	47,187	9,988	979	379	703	418	1,500	36	22	23	5	7	21	19	12
埼玉県	70	1,196,452	260,881	3,337	158	34	108	81	223	49	31	40	17	23	27	19	26
千葉県	56	1,022,687	201,211	28,725	1,403	250	1,849	1,222	3,321	53	32	36	17	26	29	22	17
東京都	62	2,610,579	551,611	30,379	619	182	418	306	906	48	37	35	22	24	26	20	9
神奈川県	33	1,426,982	262,904	40,565	500	126	2,612	1,648	4,386	27	14	13	4	9	14	10	5
新潟県	31	350,664	50,603	3,185	225	33	94	68	195	24	20	21	3	4	16	17	10
富山県	15	161,144	16,557	2,640	164	72	113	56	241	15	14	15	4	3	15	14	10
石川県	19	165,160	12,245	945	20	0	2	21	23	13	13	13	4	6	12	11	3
福井県	17	107,911	16,890	2,811	233	79	181	106	366	17	16	16	2	2	15	16	9
山梨県	28	151,176	27,699	1,363	62	13	33	33	79	22	14	18	5	5	13	10	7
長野県	81	321,104	43,612	537	20	3	12	15	30	81	81	81	32	30	64	63	49
岐阜県	42	320,896	51,375	6,389	268	129	265	174	568	40	29	30	7	14	25	25	10
静岡県	41	607,029	137,251	7,604	535	199	440	310	949	41	23	24	7	5	22	12	17
愛知県	61	1,076,262	191,279	3,310	178	65	127	87	279	43	28	32	7	14	19	25	8

都道府県名	保険者数	世帯数	滞納世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組み								
				交付世帯数	資格証明書交付世帯のうち					文書催告	電話催告	訪問	休日		時間外		その他	
					子どものいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数	中学生以下計				電話催告	訪問	電話催告	訪問		
三重県	29	278,066	50,727	8,884	825	336	594	324	1,254	28	18	15	3	4	12	13	10	
滋賀県	26	183,137	22,475	1,512	46	11	39	22	72	25	14	17	3	4	9	14	6	
京都府	26	415,710	43,643	4,113	90	31	58	46	135	26	17	20	5	6	14	10	8	
大阪府	43	1,509,941	339,602	26,674	1,356	316	978	722	2,016	41	35	31	13	15	25	16	26	
兵庫県	41	874,020	178,920	9,933	362	117	318	249	684	38	24	23	12	12	18	15	3	
奈良県	39	207,817	38,845	1,579	58	9	40	29	78	28	21	23	4	7	14	18	9	
和歌山県	28	182,517	37,987	4,543	266	84	224	129	437	25	16	16	3	5	11	13	9	
鳥取県	19	89,622	13,586	1,456	67	20	53	32	105	18	19	18	4	2	13	13	2	
島根県	21	104,295	7,618	1,440	106	40	77	60	177	17	16	16	5	5	14	17	11	
岡山県	27	283,823	66,104	3,915	150	2	90	99	191	18	12	12	6	7	10	11	3	
広島県	23	419,240	76,494	5,365	474	105	363	228	696	22	16	14	8	10	15	13	18	
山口県	20	234,534	29,912	5,492	417	152	320	218	690	20	18	16	5	6	17	17	14	
徳島県	24	112,334	25,197	1,662	144	31	91	69	191	20	13	12	2	3	8	9	3	
香川県	17	146,452	17,648	2,833	118	5	91	45	141	14	5	5	1	2	6	3	1	
愛媛県	20	238,370	30,041	4,115	193	28	151	113	292	17	13	13	4	5	12	13	5	
高知県	34	136,787	20,087	3,553	284	128	203	135	466	33	20	23	4	5	18	18	5	
福岡県	66	769,034	120,587	22,918	1,328	504	948	647	2,099	56	51	46	12	16	52	49	34	
佐賀県	20	124,125	16,605	1,827	161	42	125	93	260	20	19	20	7	9	19	20	12	
長崎県	23	245,371	36,975	2,600	197	56	171	114	341	23	21	21	4	4	19	19	6	
熊本県	48	298,038	64,515	3,252	240	69	191	146	406	35	23	26	8	7	20	23	9	
大分県	18	190,437	25,128	4,786	463	156	326	240	722	16	15	16	8	8	13	14	6	
宮崎県	30	206,147	42,034	3,935	266	93	207	129	429	25	16	19	5	7	18	19	13	
鹿児島県	46	286,734	51,088	5,123	319	91	239	201	531	37	27	33	8	9	20	29	8	
沖縄県	41	254,286	44,932	295	30	19	21	19	59	26	27	28	11	10	23	22	3	
合計	1,798	20,830,029	3,845,597	330,742	18,240	5,522	16,327	11,054	32,903	1,578	1,206	1,259	392	470	1,013	997	616	

※ 自治体からの報告を単純に合計したものであり、以下の点に留意が必要。

- ① 自治体によっては、報告を求めた項目のうち期日までに数値が把握できず、「不明」等と報告されている場合がある。
- ② 調査は9月15日現在の数値の報告を求めているが、把握できない場合は、把握できる時点の数値が報告されている。

滞納者との接触を図る取組みの具体例について

◎:比較的多数の市町村で類似の取組みが実施されているもの

<滞納者と接触を図るための具体的な取組み>

全庁的な情報の共有

- ◎他課(税・上下水道・福祉・公営住宅・保育料)と滞納者についての情報の共有を図っている。
- ◎庁内で滞納者の情報共有のため、収納対策のプロジェクトチームを設置している。
- 転出時、社保加入時等、滞納者との接触があった際に収税担当に確認をとっている。
- 生活困窮者を対象に、福祉担当課と連携し情報の共有化を図っている。
- 保険給付以外の町単独の給付関係については申請後納付状況の調査を行い、滞納世帯には支給せず税担当部署と相談するように調整している。

徴収体制の強化

- ◎徴収嘱託員を増員するとともに、徴収専門の担当を設置している。
- 毎月25日の納期限の日に午後8時まで、納税説明会を開催したり、休日窓口を定期的に設置するとともに、年に数回、滞納者を対象に納税相談等の機会を作り、相談しやすい環境を整備している。
- 全職員で構成する滞納整理本部を設置し、滞納者の全戸訪問、分納誓約書の提出を求めている。
- 収納対策の特別強化月間を設け滞納者宅を臨戸したり、特別滞納整理として管理職が接触を試みている。

催告・訪問の強化

- ◎電話催告、通常臨戸を行っている。
- アパートなどの場合には大家に、給与取得者の場合は、勤務先に訪問している。
- 過去の交渉履歴から接触の可能性が高い時間帯に重点的に訪問している。
- 徴収強化期間に夜間電話催促、夜間訪問徴収を実施している。
- 滞納者の中には社保加入を届出してない被保険者や所得未申告者がいるので、資格・賦課の適正化をはかる観点からも、勧奨文書・電話で接触を図っている。

その他

- ◎短期証の有効期限を1か月にして接触する機会を増やす努力をしている。
- 広報誌、街頭放送等による納付啓発の実施、滞納者へ相談はがきを送付している。
- 高額療養費・出産育児一時金等の保険給付や、他の公金等の支給時に相談を行っている。
- 金融機関に預貯金調査を行い、口座があれば差押予告を送付している。

<子どものいる世帯に対する特別な取組み>

実情の把握

- ◎子どものいる世帯については、他の世帯より頻繁に訪問や面接を行い実情把握に努めている。
- ◎地方単独の医療費助成・児童手当等の担当課と連携し情報の共有を図っている。
- 地方単独の医療費助成受給者には、年3回の通知文を送付し、相談の機会が持てるよう配慮しているが、なおも相談のない受給者に対しては戸別訪問を実施している。

資格証明書の交付の厳格化

- ◎少額でも分納するよう説得する。分納誓約の締結により、短期証(1か月)の発行を行っている。
- ◎国保滞納者措置審査会を設置し、審査判定を行っている。
- 子どもの病気等緊急を有する時は短期証を発行している。
- 交付決定を、町長決裁としている。

<特別の事情の有無の判断のための取組み>

公正な判断の確保

- ◎資格証明書交付該当者選定審査会を設置し、判定を行っている。
- 課内検討会を開き、判定を行っている。

判断材料の収集

- ◎税・福祉・水道等の担当課と連携し、情報の共有化を図り、判断の資料としている。
- ◎家庭訪問し、収支状況を聞き取る等、納税相談に努めている。
- 措置予告通知に特別な事情に関する届出書を同封し、提出を促している。
- 滞納者の事情や、問題をデータとして蓄積し、審査の対象にしている。
- 住民税の申告内容や、レセプトの治療状況の確認を行っている。
- 通院歴、薬の処方箋等の確認や財産調査等を行っている。
- 本人の家族・経済状況の調査及びその裏付けとなる近所の方々や民生委員等への聞き取り調査を実施している。

滞納世帯数等の推移 (速報値)

○滞納世帯数等の推移

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
全世帯数	22,833,889	23,713,339	24,436,613	24,897,226	25,302,112	25,508,260
滞納世帯数	4,116,576	4,546,714	4,610,082	4,701,410	4,805,582	4,746,032
割合	18.0%	19.2%	18.9%	18.9%	19.0%	18.6%

(注1)滞納世帯数は各年6月1日現在の状況

(注2)全世帯数は各年3月31日現在の状況

(注3)平成19年は速報値。

(注4)平成19年の滞納世帯数は6月1日現在で国民健康保険の資格を有する世帯とすることを明確化したところであり、前年までとの比較には注意を要する。

○被保険者資格証明書の交付状況の推移

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
交付世帯数	225,454	258,332	298,507	319,326	351,270	340,285

(注)各年6月1日現在の状況

○短期被保険者証の交付状況の推移

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
実施市町村数	2,712	2,831	2,913	2,277	1,763	1,743
交付世帯数	777,964	945,824	1,045,438	1,072,449	1,224,849	1,156,381

(注)各年6月1日現在の状況

(出所)厚生労働省保険局国民健康保険課調べ

平成 20 年 10 月 30 日

照会先：保険局国民健康保険課
森、角園

(代表) 5 2 5 3 - 1 1 1 1 内線 3 2 5 8

(直通) 3 5 9 5 - 2 5 6 5

「資格証明書の発行に関する調査」の結果等について」に関する
追加資料等について

本日お配りした標記の資料について、レクの際にご依頼のありました資料について別添のとおりお知らせします。

(別添 1) 都道府県別 (交付世帯数 / 滞納世帯数) 等

(別添 2) 各都道府県別の報告について

資格証明書の発行に関する調査・集計表（平成20年9月15日現在）

別添1

都道府県名	保険者数	世帯数	滞納世帯数	被保険者資格証明書									資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組み						
				交付世帯数	交付世帯数／滞納世帯数	子供のいる世帯数／滞納世帯数	資格証明書交付世帯のうち					文書催告	電話催告	訪問	休日		時間外		その他
							子どものいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数	中学生以下計				電話催告	訪問	電話催告	訪問	
北海道	173	888,618	144,911	16,864	11.6%	0.8%	1,143	403	760	556	1,719	160	138	145	42	49	121	129	60
青森県	40	258,130	37,372	4,240	11.3%	1.4%	532	157	378	252	787	35	28	28	5	6	21	20	30
岩手県	35	212,376	27,162	1,548	5.7%	0.4%	96	16	69	53	138	31	26	29	11	14	24	23	10
宮城県	36	348,311	101,661	4,231	4.2%	0.3%	315	29	215	154	398	34	28	33	10	11	23	24	26
秋田県	25	185,816	23,013	1,998	8.7%	0.6%	128	18	79	63	160	22	19	21	6	6	15	16	3
山形県	32	179,577	26,331	1,029	3.9%	0.3%	68	12	43	39	94	32	30	29	11	11	21	20	17
福島県	59	306,143	48,899	5,137	10.5%	0.9%	452	22	296	238	556	53	45	50	17	16	42	47	35
茨城県	44	476,848	93,392	7,947	8.5%	0.6%	556	141	412	308	861	43	26	27	7	11	17	16	11
栃木県	31	319,019	70,801	14,165	20.0%	2.3%	1,626	715	1,200	737	2,652	31	16	17	2	6	11	11	8
群馬県	38	346,308	47,187	9,988	21.2%	2.1%	979	379	703	418	1,500	36	22	23	5	7	21	19	12
埼玉県	70	1,196,452	260,881	3,337	1.3%	0.1%	158	34	108	81	223	49	31	40	17	23	27	19	26
千葉県	56	1,022,687	201,211	28,725	14.3%	0.7%	1,403	250	1,849	1,222	3,321	53	32	36	17	26	29	22	17
東京都	62	2,610,579	551,611	30,379	5.5%	0.1%	619	182	418	306	906	48	37	35	22	24	26	20	9
神奈川県	33	1,426,982	262,904	40,565	15.4%	0.2%	500	126	2,612	1,648	4,386	27	14	13	4	9	14	10	5
新潟県	31	350,664	50,603	3,185	6.3%	0.4%	225	33	94	68	195	24	20	21	3	4	16	17	10
富山県	15	161,144	16,557	2,640	15.9%	1.0%	164	72	113	56	241	15	14	15	4	3	15	14	10
石川県	19	165,160	12,245	945	7.7%	0.2%	20	0	2	21	23	13	13	13	4	6	12	11	3
福井県	17	107,911	16,890	2,811	16.6%	1.4%	233	79	181	106	366	17	16	16	2	2	15	16	9
山梨県	28	151,176	27,699	1,363	4.9%	0.2%	62	13	33	33	79	22	14	18	5	5	13	10	7
長野県	81	321,104	43,612	537	1.2%	0.0%	20	3	12	15	30	81	81	81	32	30	64	63	49
岐阜県	42	320,896	51,375	6,389	12.4%	0.5%	268	129	265	174	568	40	29	30	7	14	25	25	10
静岡県	41	607,029	137,251	7,604	5.5%	0.4%	535	199	440	310	949	41	23	24	7	5	22	12	17
愛知県	61	1,076,262	191,279	3,310	1.7%	0.1%	178	65	127	87	279	43	28	32	7	14	19	25	8

都道府県名	保険者数	世帯数	滞納世帯数	被保険者資格証明書									資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組み						
				交付世帯数	交付世帯数／滞納世帯数	子供のいる世帯数／滞納世帯数	資格証明書交付世帯のうち					文書催告	電話催告	訪問	休日		時間外		その他
							子どものいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数	中学生以下計				電話催告	訪問	電話催告	訪問	
三重県	29	278,066	50,727	8,884	17.5%	1.6%	825	336	594	324	1,254	28	18	15	3	4	12	13	10
滋賀県	26	183,137	22,475	1,512	6.7%	0.2%	46	11	39	22	72	25	14	17	3	4	9	14	6
京都府	26	415,710	43,643	4,113	9.4%	0.2%	90	31	58	46	135	26	17	20	5	6	14	10	8
大阪府	43	1,509,941	339,602	26,674	7.9%	0.4%	1,356	316	978	722	2,016	41	35	31	13	15	25	16	26
兵庫県	41	874,020	178,920	9,933	5.6%	0.2%	362	117	318	249	684	38	24	23	12	12	18	15	3
奈良県	39	207,817	38,845	1,579	4.1%	0.1%	58	9	40	29	78	28	21	23	4	7	14	18	9
和歌山県	28	182,517	37,987	4,543	12.0%	0.7%	266	84	224	129	437	25	16	16	3	5	11	13	9
鳥取県	19	89,622	13,586	1,456	10.7%	0.5%	67	20	53	32	105	18	19	18	4	2	13	13	2
島根県	21	104,295	7,618	1,440	18.9%	1.4%	106	40	77	60	177	17	16	16	5	5	14	17	11
岡山県	27	283,823	66,104	3,915	5.9%	0.2%	150	2	90	99	191	18	12	12	6	7	10	11	3
広島県	23	419,240	76,494	5,365	7.0%	0.6%	474	105	363	228	696	22	16	14	8	10	15	13	18
山口県	20	234,534	29,912	5,492	18.4%	1.4%	417	152	320	218	690	20	18	16	5	6	17	17	14
徳島県	24	112,334	25,197	1,662	6.6%	0.6%	144	31	91	69	191	20	13	12	2	3	8	9	3
香川県	17	146,452	17,648	2,833	16.1%	0.7%	118	5	91	45	141	14	5	5	1	2	6	3	1
愛媛県	20	238,370	30,041	4,115	13.7%	0.6%	193	28	151	113	292	17	13	13	4	5	12	13	5
高知県	34	136,787	20,087	3,553	17.7%	1.4%	284	128	203	135	466	33	20	23	4	5	18	18	5
福岡県	66	769,034	120,587	22,918	19.0%	1.1%	1,328	504	948	647	2,099	56	51	46	12	16	52	49	34
佐賀県	20	124,125	16,605	1,827	11.0%	1.0%	161	42	125	93	260	20	19	20	7	9	19	20	12
長崎県	23	245,371	36,975	2,600	7.0%	0.5%	197	56	171	114	341	23	21	21	4	4	19	19	6
熊本県	48	298,038	64,515	3,252	5.0%	0.4%	240	69	191	146	406	35	23	26	8	7	20	23	9
大分県	18	190,437	25,128	4,786	19.0%	1.8%	463	156	326	240	722	16	15	16	8	8	13	14	6
宮崎県	30	206,147	42,034	3,935	9.4%	0.6%	266	93	207	129	429	25	16	19	5	7	18	19	13
鹿児島県	46	286,734	51,088	5,123	10.0%	0.6%	319	91	239	201	531	37	27	33	8	9	20	29	8
沖縄県	41	254,286	44,932	295	0.7%	0.1%	30	19	21	19	59	26	27	28	11	10	23	22	3
合計	1,798	20,830,029	3,845,597	330,742	8.6%	0.5%	18,240	5,522	16,327	11,054	32,903	1,578	1,206	1,259	392	470	1,013	997	616

※ 自治体からの報告を単純に合計したものであり、以下の点に留意が必要。

- 自治体によっては、報告を求めた項目のうち期日までに数値が把握できず、「不明」等と報告されている場合がある。
- 調査は9月15日現在の数値の報告を求めているが、把握できない場合は、把握できる時点の数値が報告されている。

保険者番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	札幌市	287,274	54,314	○	12,105	826	331	554	399		○	○	○	○	○	○	○	○
2	函館市	49,698	12,082	○	810	112	22	58	34	H20.5.31	○	○			○	○	○	○
3	小樽市	22,775	3,121	○	419	17	0	14	10	H20.8.29	○	○	○	○	○	○	○	○
4	旭川市	59,065	2,417	○	389	0	0	0	0	H20.6.1	○	○	○	○	○	○	○	○
5	室蘭市	15,662	3,239	○	256	4	0	5	1	H20.8.31	○	○	○					
6	釧路市	30,455	5,466	○	143					H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
7	帯広市	27,039	5,743	○	10	0				H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
8	北見市	21,561	2,270	○	614	56	19	40	31	H20.8.28	○	○						
9	夕張市	2,641	261	○	13					H20.8.31	○	○	○					
10	岩見沢市	14,592	1,481	○	93	6		4	5	H20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	○
11	網走市	5,922	828	○	78	2	0	2	2		○	○	○					
12	留萌市	3,479	899	○	4	0	0	0	0			○	○					
13	苫小牧市	25,496	5,104	○	175	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○					
14	稚内市	6,291	1,082	○	5	0					○	○	○					
15	美幌市	4,865	647	○	117	9	1	6	5	H20.8.31	○	○	○					
16	芦別市	3,438	289	○	26						○							
17	江別市	17,102	4,354	○	90	1	0	1	0	H20.8.31	○	○	○					
18	赤平市	2,882	689	○	6	1		2	1		○							
19	紋別市	4,247	712	○	14	0					○	○						
20	士別市	3,650	333	○	2	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
21	名寄市	4,431	365	○	0						○	○	○					
22	三笠市	2,282	431	○	2	1		1	1	H20.8.31	○	○	○					
23	根室市	5,049	802	○	66	7	1	10	3	H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
24	千歳市	11,562	1,626	○	27	2	0	2	1		○	○	○	○	○	○	○	○
25	滝川市	6,987	805	○	90						○	○	○					
26	砂川市	3,191	228	○	75	8	2	5	5	H20.8.31		○	○	○	○	○	○	○
28	深川市	4,350	478	○	0													
29	富良野市	4,082	438	○	6	0	0	0	0		○	○	○					
30	登別市	8,134	2,655	○	4	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○					
31	恵庭市	8,914	1,115	○	35	3	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
33	伊達市	6,203	625	○	74	6	4	7	4		○	○	○					
34	北広島市	8,311	2,087	○	23	1	0	1	1	H20.9.3	○	○	○					
35	石狩市	9,333	1,615	○	192	15	10	9	7	H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
36	当別町	2,762	467	○	12	1	0	1	1		○	○	○	○	○	○	○	○
37	新篠津村	648	20	○	0	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○					
40	松前町	1,966	458	○	8	1	0	0	2		○	○	○	○	○	○	○	○
41	福島町	1,079	110	○	7	0	0	0	0		○		○	○	○	○	○	○
42	知内町	860	158	○	6	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
43	木古内町	1,120	185	○	4	0	0	0	0		○	○	○					
44	北斗市	7,657	951	○	97	9	4	5	3	H20.8.31	○		○					
46	七飯町	4,599	1,226	○	39	2	1	0	1		○							
51	鹿部町	1,017	210	○	43	0	0	0	0		○	○	○					
53	森町	3,385	718	○	27	4	1	1	4		○	○	○	○	○	○	○	○
54	八雲町	3,263	829	○	4	0	0	0	0	H20.8.31		○	○					
55	長万部町	1,262	293	○	3	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○					
56	江差町	1,511	177	○	2	1		1			○	○	○					
57	上ノ国町	1,024	109	○	21	0	0	0	0		○							
58	厚沢部町	862	175	○	0					H20.8.31	○							
59	乙部町	782	93	○	4	0	0	0	0			○	○					
62	奥尻町	614	146	○	7	2	0	3	1		○							
64	せたな町	1,976	382	○	71	5	0	6	2	H20.9.1	○		○					
65	今金町	1,114	74	○	7	2	1	4		H20.8.31		○	○					
66	島牧村	378	47	○	6	1	0	1	1		○	○	○					
67	寿都町	688	61	○	0					H20.9.10	○	○	○					
68	黒松内町	491	34	○	0					H20.8.29	○	○	○					
69	蘭越町	959	63	○	0						○	○	○					
70	二七二町	882	44	○	0					H20.8.29	○	○	○	○	○	○	○	○
71	真狩村	419	21	○	0					H20.8.31	○		○					
72	留寿都村	319	24	○	0						○	○	○					
73	喜茂別町	472	88	○	1	1	0	0	2		○	○	○	○	○	○	○	○
74	京極町	525	43	○	1	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○					
75	倶知安町	2,429	289	○	0					H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
76	共和町	1,023	60	○	0						○	○	○					
77	岩内町	2,818	554	○	0						○	○	○					
78	泊村	349	35	○	0						○							
79	神恵内村	189	13	○	0						○	○	○					
80	積丹町	630	150	○	1						○	○	○					
81	古平町	847	79	○	9					H20.8.31		○	○					
82	仁木町	800	46	○	5	0				H20.8.31	○							
83	余市町	3,659	590	○	10	0	0	0	0	H20.8.31	○		○					
84	赤井川村	198	14	○	0						○							
87	南幌町	1,186	132	○	3						○							
90	由仁町	1,212	128	○	3					H20.9.1	○	○	○					
91	長沼町	2,008	147	○	37	4		1	3		○	○	○					
92	栗山町	2,427	179	○	7					H20.8.31	○		○					

保険者番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納世帯数	被保険者資格証明書					資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組										
				実施状況	交付世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書催告	電話催告	訪問	休日電話催告	休日訪問	時間外電話催告	時間外訪問	その他	
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数										
189	中札内村	852	15	0	0														
190	更別村	577	15	0	0														
192	大樹町	1,109	53	4	0														
193	広尾町	1,517	160	0	0				H20.8.31										
194	藻別町	4,361	486	30	0				H20.9.1										
195	池田町	1,546	66	0	0				H20.7.30										
196	豊頃町	691	37	0	0														
197	本別町	1,593	137	2	0				H20.8.31										
198	尼崎町	1,531	125	11	0				H20.8.31										
199	陸別町	526	47	1	0				H20.9.1										
200	浦幌町	1,131	118	3	1	0	1	0											
201	釧路町	3,196	644	0	0														
202	厚岸町	2,083	390	2	0				H20.5.1										
203	浜中町	1,354	478	9	1	1	1	1											
204	標茶町	1,699	142	2	0														
205	弟子屈町	1,609	312	8	0			1	H20.8.31										
207	鶴居村	404	36	0	0														
208	白糠町	1,781	356	0	0														
210	別海町	3,056	234	53	7	0	6	4											
211	中標津町	3,521	850	120	3	0	0	3	H20.8.31										
212	標津村	1,114	199	0	0	0	0	0	H20.8.31										
213	羅臼町	1,333	310	0	0	0	0	0											
251	大空保健広域連合	4,644	497	0	0														
都道府県合計		888,618	144,911	173	16,864	1,143	403	760	556	160	138	145	42	49	121	129	60		

滞納者と接触を図るための具体的な取組	<p>税・上下水道・福祉・公営住宅・保育料などの徴収担当課と連携し情報の共有を図る。(江別市、小樽市、釧路市、帯広市、士別市、厚岸市、松前町、せたな町、今金町、京極町、泊村、積丹町、古平町、夕張市、美幌市、三笠市、南幌町、由仁町、月形町、妹背牛町、沼田町、幌加内町、歌志内市、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨雹町、当麻町、和泉町、下川町、中川町、苫前町、中頓別町、安平町、釧路府町、雄武町、池田町、幕別町、音更町、士幌町、鹿追町、更徴収職員を増員し、訪問督促による接触の機会を増やした。(札幌市)</p> <p>金融機関等に預貯金調査をして、口座があれば差押予告を送付して接触を図る。(釧路市)</p> <p>資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組の、訪問から訪問までについては一律に行わないが、ケースバイケースで行っている。(北見市)</p> <p>滞納世帯には短期保険証を交付し、保険証更新時に接触を図っている。(岩見沢市)</p> <p>広報誌、街頭放送等による納付啓蒙の実施。他係との連携強化により、折衝機会を設ける。(網走市)</p> <p>短期被保険者証の発行(留萌市)</p> <p>国保手続き来庁の際、及び短期保険証更新の際に収納担当課と納税相談を行う(稚内市)</p> <p>保険証(短期証含む)の更新時期に納税相談を実施(平日及び休日)し、滞納者との接触を図る。(虻別市)</p> <p>電話催告→通常随戸→夜間随戸→職場調査→職場訪問の順で行っているが、アパートなどの場合には大家への訪問等も行っている。(紋別市)</p> <p>保険税徴収部門と連携し、情報を共有するとともに、催告、訪問などにより接触を図っている。(滝川市)</p> <p>特別事情に関する届出書を送付し、弁明機会を付与することに努め、接触を図る。(砂川市)</p> <p>税・水道など徴収担当課連絡会議を実施し情報の共有を図る。(千歳市)</p> <p>市税等収納プロジェクト会議を数回開催(市税、介護・後期高齢者保険料、住宅料等の担当職員)し、収納強化を図る。(富良野市)</p> <p>被保険者資格証明書の決定した後、対象世帯に文書で納税相談日(3日間 9:00~20:00まで)を通知し滞納者と最終接触を図り、資格証の予定者を再抽出、被保険者資格証明書交付書等で審査し最終決定する。(紋別市)</p> <p>関係課と連携し、医療助成制度の有無、水道の利用状況等の関連する情報を共有する。(当別町)</p> <p>年に3回程度納税相談(夜間・休日)の開設(知内町)</p> <p>現在交付している資格証交付者については、納税相談等に応じない、分納契約の継続的不履行者に対し交付している(知内町)。</p> <p>滞納者については、税収納担当と連携を図り、窓口来庁時に相談を実施(厚沢部町)</p> <p>税・福祉・水道担当部署などと連携し、情報の共有を図る。(ニセコ町税等収納対策会議の開催)(ニセコ町)</p> <p>定期的な夜間訪問を管理職、臨時職員を含めた体制のもと実施していることなど。(岩内町)</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図り、来庁した際には連絡をとりあっている。(仁木町)</p> <p>給与所得者の勤務先調査を行い接触を図る。(長沼町)</p> <p>短期証を窓口において発行することにより、来庁する回数が増加させ、折衝機会の増加を図る。また、呼び出しも積極的に実施している。(栗山町)</p> <p>各担当課と連携し、訪問・呼び出し・電話催告等により積極的に滞納者と接触を図る。(秋分町、奈井江町)</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(滞納対策プロジェクト会議)(比布町)</p> <p>収納対策室を中心に、税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図っている。(愛別町)</p> <p>税、水道などの担当課と連携し町税等滞納処理対策プロジェクトにより随戸訪問を実施。休日、夜間納税相談窓口の開設。被保険者証更新時の納税誓約、相談の実施。(上富良野町)</p> <p>被保険者証の更新時に納税相談を行っている。(中富良野町)</p> <p>徴収専門の担当を設置している。(2名配置)(占冠村)</p> <p>個別呼び出し(天塩町)</p> <p>徴収担当職員がこまめに連絡をし、少しでも納入してもらうよう訪問している(猿払村)</p> <p>必ず訪問を行い、納税相談等を行う(礼文町)</p> <p>年に数回、滞納者を対象に納税相談等の機会をつくり、滞納者が実情を相談しやすい環境づくりを実施している(利尻町)</p> <p>収納対策連絡協議会を設置し、情報の共有を図る。(美幌町)</p> <p>電話、訪問により接触できない滞納者に対し、文書により夜間来庁の依頼を行い接触を図っている。(湧別町)</p> <p>保険証更新時(町内各地区へ向う際の更新を含む。)に、税徴収担当者も同席し、滞納者と接触を図っている。(湧別町)</p> <p>収納対策室を中心に、各課連携を図り、情報の共有を図る。(豊浦町)</p> <p>税担当課と連携し情報の共有及び合同徴収の実施(厚真町)</p> <p>町広報誌を通じて、休日、月末時間外に随時納税相談窓口を設置している。(平取町、日高町)</p> <p>公営住宅・上下水道等の担当課と連携し情報共有し、行政サービス制限条例により、他課への申請の際にも納税状況を確認。(新冠町)</p> <p>納税相談の勧奨。(新ひだか町)</p> <p>短期証の有効期限を1ヶ月にし、来庁の都度接触を図っている。(えりも町)</p> <p>短期保険証を交付する際に、郵送でなく窓口交付とすることで納税相談の機会を作る。(釧路町)</p> <p>保険証の更新時に納税相談を実施。(標茶町)</p> <p>納税担当・納税徴収員との訪問徴収情報の共有。短期証・窓口交付の際の定期的な状況把握(上士幌町)</p> <p>収納対策会議の開催により各課と連携し、情報の共有を図る。(新得町)</p> <p>滞納者に対しては相当の期間、短期証の交付により納税督促に努めた上で、資格証明書の交付を行っている。(清水町)</p> <p>納税担当課と連携し、滞納管理システムの活用等により情報の共有を図る。(芽室町)</p> <p>納税相談を実施する時期を定め、相談機会の定期的な確保に努めている。(芽室町)</p>
--------------------	---

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書				資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組																	
				実施	交付	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書	電話	休日	休日	時間外	時間外	その他								
				状況	世帯数	子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数		催告	催告	訪問	電話催告	訪問	電話催告		訪問							
滞納の滞納世帯よりも訪問回数を増やし、積極的な実情把握をする。(雄武町) 審査会により判定を行う。(中標津町) 資格証交付者及び候補者には納税に関する相談の呼び出しを行う。(中標津町) ニセコ町国民健康保険税滞納者審査委員会を設置し、判定を行っている。(ニセコ町) 所得状況等の調査、本人の申出、面談による聞き取りを行う。(京極町) 交付要綱に基づき判断。交付要綱外の案件については、課長以上の役職と協議する。(仁木町) 審査委員会(庁内)を開催し判定を行う。(中札内村) 資格証予告文書に、特別な事情に関する申告書を同封(足寄町) 措置審査委員会において判定を行う。(浦幌町・幕別町)																									

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するためにしている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号（02）都道府県名（青森県）

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち			日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他	
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数										中学生数
001	青森市	49,038	4,892	○	771	39	0	25	19		○	○	○			○	○	○
002	弘前市	32,814	6,914	○	1,243	281	99	210	126		○	○	○	○	○	○	○	
003	八戸市	41,693	8,679	○	494	0	0	0	0	20. 8. 31	○	○	○	○	○	○	○	
004	黒石市	6,689	258	○	17	1	0	2	0		○	○	○	○	○	○	○	○
005	五所川原市	13,037	1,101	○	71	3	0	2	2	20. 8. 31	○	○	○			○	○	○
006	十和田市	12,048	1,964	○	241	23	3	13	13	20. 8. 31	○	○				○		○
007	三沢市	7,249	1,139	○	0	0	0	0	0	20. 9. 1	○	○	○					
008	むつ市	12,142	2,402	○	168	6	4	4	6		○	○	○	○	○	○	○	○
009	平内町	2,666	232	○	13	0	0	0	0			○	○			○	○	○
011	今別町	824	289	○	0	0	0	0	0		○	○	○			○	○	○
012	蓬田村	576	93	○	11	1	1	0	0		○							○
015	鱒ヶ沢町	2,841	296	○	56	3	1	0	3									○
017	深浦町	2,381	148	○	15	1	0	1	0	20. 8. 31	○	○	○			○	○	○
025	西目屋村	302	25	○	0	0	0	0	0									
026	藤崎町	2,841	295	○	51	0	0	0	0	20. 9. 12	○							○
027	大鰐町	2,301	410	○	12	0	0	0	0		○							○
032	田舎館村	1,319	89	○	14	4	0	2	2	20. 8. 31	○	○	○			○	○	○
034	板柳町	3,229	329	○	57	11	1	12	7		○							○
036	中泊町	3,322	342	○	63	7	2	8	3		○	○	○					○
037	鶴田町	3,111	290	○	51	5	2	6	1		○	○				○	○	○
040	野辺地町	3,163	823	○	30	2	1	2	0	20. 8. 31	○	○	○			○	○	
041	七戸町	3,512	375	○	20	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
044	六戸町	2,107	142	○	29	5	1	2	2		○							○
045	横浜町	1,056	128	○	17	0	0	0	0		○		○				○	○
047	東北町	3,820	575	○	9	0	0	0	0	20. 8. 31	○	○				○		○
050	六ヶ所村	1,960	461	○	0	0	0	0	0									
053	大間町	1,412	315	○	23	1	0	1	1	19. 10. 1	○		○					○
054	東通村	1,476	231	○	38	9	4	5	0	20. 8. 31	○	○	○					
055	風間浦村	561	144	○	6	1	2	0	0	20. 8. 31	○	○	○					○
056	佐井村	558	70	○	3	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
058	三戸町	2,452	237	○	75	20	9	9	12		○	○	○			○	○	○
059	五戸町	3,653	405	○	77	14	2	11	11		○	○	○					○
060	田子町	1,396	136	○	55	1	0	0	1	20. 9. 1	○	○	○					○
062	南部町	7,464	211	○	118	11	3	5	7		○	○	○			○	○	○

063	階上町	2,726	410	○	19	1	0	2	0		○	○		○	○	○
067	新郷村	605	49	○	7	0	0	0	0		○		○			○
070	つがる市	7,910	1,092	○	8	2	0	3	2	20. 9. 10	○	○	○		○	○
071	外ヶ浜町	1,670	350	○	9	0	0	0	0		○	○	○		○	○
072	平川市	5,931	397	○	46	1	0	0	1		○	○	○			○
073	おいらせ町	4,275	634	○	303	79	22	53	33	20. 8. 31	○					○

都道府県合計		258,130	37,372	40	4,240	532	157	378	252		35	28	28	5	6	21	20	30
--------	--	---------	--------	----	-------	-----	-----	-----	-----	--	----	----	----	---	---	----	----	----

<p>滞納者と接触を図るための具体的な取組</p>	<p>弁明の機会の付与通知、短期証の予告通知(青森市) 収納課・税務課と連携して合同夜間徴収を行い情報を共有(黒石市) 国税徴収員による戸別徴収(五所川原市) 福祉課・収納課などの関係課と連携し情報を共有(十和田市、今別町、蓬田村、深浦町、藤崎町、田舎館村、中泊町、六戸町、横浜町、東北町、三戸町、田子町、南部町、新郷村、おいらせ町) 平日来庁できない人のために月末に収納・納税相談窓口設置(むつ市) 滞納世帯呼び出し相談(平内町) 弁明書を持参してもらい担当課・税務課・本人の三者で話し合う(鱒ヶ沢町、板柳町) 短期証交付後も納付しない世帯に交付(大鱒町) 徴収等収納特別対策会議(税、介護、水道、住宅、病院、国保)で情報を共有(鶴田町) 滞納整理組合職員と連携して訪問(大間町、風間浦村) 来庁時に国保担当課と国税担当課が連携して対応(階上町) 公金の滞納状況を共有し、総括的に徴収(外ヶ浜町) 納付相談も兼ねて窓口で交付(五戸町) 指定日に夜間・休日の納税相談(平川市)</p>
<p>子供のいる世帯に対する特別な取組</p>	<p>乳幼児医療助成対象世帯には交付しない(青森市) 義務教育終了前の子供がいる世帯には交付しない(八戸市、黒石市、三沢市) 家庭訪問し収支状況を聞き取るなど納税相談(むつ市、東北町、三戸町、田子町、南部町) 納税相談時に収入の状況、生活の実情を把握(蓬田村、板柳町、横浜町) 乳幼児世帯の世帯主と接触した上で被保証を交付(野辺地町) 町単独助成制度の申請の際に納付指導(六戸町) 納付指導しなるべく短期被保証を交付(新郷村、風間浦村) 低所得者には短期被保証を交付(五戸町) 資格証交付後も相談し短期被保証へ移行促進(おいらせ町)</p>
<p>特別な事情の有無の判断のための特別な取組</p>	<p>収納課と協議して個別に判断(八戸市、風間浦村) 国税滞納者措置認定審査委員会を設置し認定(黒石市、十和田市、平内町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、藤崎町、田舎館村、板柳町、鶴田町、横浜町、東北町、三戸町、田子町、南部町、階上町、平川市) 公費負担医療受給者には届出してもらい短期証を交付(むつ市) 事情を把握し、関係課と連携して状況を確認して判定(板柳町) 弁明書を徴した上で滞納者措置認定委員会で判定(野辺地町) 関係課長、副村長で審査・認定(新郷村) 滞納者の事情や問題をデータとして蓄積し、審査の参考にしている(おいらせ町)</p>

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
050	田野畑村	754	153	○	0	0	0	0	0									
051	普代村	672	60	○	0	0	0	0	0									
053	川井村	672	3	○	3	0	0	0	0	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	○
054	軽米町	2,234	218	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
055	洋野町	4,209	272	○	17	1	0	1	0		○	○	○		○			
056	野田村	998	337	○	5	0	0	0	0		○	○	○					○
059	九戸村	1,255	47	○	0	0	0	0	0	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	
062	一戸町	2,977	244	○	1	0	0	0	0	9月1日	○	○	○	○		○	○	
都道府県合計		212,376	27,162	35	1,548	96	16	69	53		31	26	29	11	14	24	23	10

滞納者と接触を図るための具体的な取組	弁明書未提出者への訪問催告(盛岡市、雫石町) 納税相談会、関係部署との情報共有(多数)
子供のいる世帯に対する特別な取組	乳幼児のいる世帯を交付対象外(盛岡市、奥州市、八幡平市、紫波町、大槌町、)、義務教育以下の子のいる世帯を交付対象外(二戸市※、紫波町) ※二戸市は母子家庭の場合高校生以下まで対象外。
特別の事情の有無の判断のための特別な取組	特別の事情の申し出についての周知(奥州市) 交付措置認定委員会(内部組織)により審査(多数)

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために取組を行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)【修正】

都道府県番号(04) 都道府県名(宮城県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	仙台市	146,749	58,577	○	1,145	23	2	17	11	2008/8/31	○	○	○			○		○
2	石巻市	27,545	10,138	○	441	45	0	25	20	2008/9/1	○	○	○	○	○	○	○	
3	塩竈市	9,316	2,021	○	142	9	0	4	7		○	○	○	○	○	○	○	○
5	気仙沼市	11,795	1,727	○	262	20	5	15	10	2008/8/30	○	○	○					○
6	白石市	5,962	1,255	○	17	0	0	0	0		○	○	○				○	○
7	名取市	9,178	2,763	○	1	0	0	0	0	2008/5/31	○	○	○	○	○	○	○	○
8	角田市	4,816	557	○	0					2008/8/31	○	○	○	○	○	○	○	○
9	多賀城市	8,423	1,801	○	29	2	0	1	2		○		○					○
11	岩沼市	5,796	1,237							2008/8/29								
12	蔵王町	2,043	201	○	11	2	0	1	2		○		○				○	○
13	七ヶ宿町	305	43	○	0						○		○					○
14	大河原町	3,335	639	○	0						○		○				○	○
15	村田町	1,809	251	○	0					2008/5/31	○	○		○		○		○
16	柴田町	5,391	1,954	○	0						○	○	○		○	○	○	○
17	川崎町	1,708	168	○	38	4	0	4	2	2008/9/16	○	○	○	○	○	○	○	○
18	丸森町	2,541	281	○	0					2008/8/31	○	○	○					○
19	亘理町	5,114	551	○	0						○	○	○			○	○	○
20	山元町	2,820	401	○	41	4	0	4	5		○	○	○	○	○	○	○	○
22	松島町	2,563	561	○	5	0	0	0	0		○	○	○		○	○	○	○
23	七ヶ浜町	2,747	340	○	35	3	0	3	1	2008/9/1	○		○		○		○	○
25	利府町	3,475	521	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
26	大和町	3,344	669	○	80	10	10	6	3		○	○	○			○		○
27	大郷町	1,251	124	○	9	0	0	0	0		○	○	○					○
28	富谷町	4,838	1,245	○	73	2	1	1	2	2008/8/31	○	○	○			○	○	○
29	大衡村	725	62	○	5	0	0	0	0	2008/8/31	○	○	○			○	○	○
33	色麻町	1,081	55	○	8	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
39	涌谷町	3,089	396	○	43	0	0	0	0		○	○	○			○	○	○
68	女川町	2,040	178							2008/9/9								
72	本吉町	1,988	339	○	39	5	1	2	4	2008/6/1	○	○	○				○	○
75	加美町	4,345	513	○	165	21	8	12	7	2008/9/1	○	○	○				○	○
76	栗原市	12,637	1,092	○	445	48	0	29	19		○	○	○	○	○	○	○	○
77	登米市	14,180	2,706	○	265	23	0	14	9		○	○	○			○	○	○
78	東松島市	6,861	1,523	○	209	46	0	41	20		○	○	○			○	○	○
79	美里町	4,202	403	○	88	9	0	8	4		○	○	○			○	○	○
80	南三陸町	3,302	515	○	31	1	0	1	0		○	○	○	○	○	○	○	○
81	大崎市	21,199	5,854	○	604	38	2	27	26	2008/9/10	○	○	○			○	○	○

都道府県合計	348,311	101,661	34	4,231	315	29	215	154			34	28	33	10	11	23	24	26
--------	---------	---------	----	-------	-----	----	-----	-----	--	--	----	----	----	----	----	----	----	----

滞納者と接触を図るための具体的な取組	税・福祉(医療費助成)・保育などの担当課と連携し情報の共有を図る。短期証の交付を行っている世帯に対し資格証を交付する。(仙台市)
	税など共通の収納担当部局を設け、情報や徴収の連携を図る。(塩竈市)
	市税担当課と連携し、情報の共有。福祉・水道・介護保険は今後の検討課題。(気仙沼市)
	市税等滞納整理対策本部を設置し、収納対策室において夜間徴収窓口を開設している。(白石市)
	正式な文書催告の前に、返還請求の予告と弁明書提出の機会を付与する。(名取市)
	資格証明書の発行は取組順であり、滞納者には短期証発行時にあわせ年3回納税相談期間を設けている。就業者を考慮し、夜間(午後8時まで)受付を行い接触を図っている。(多賀城市)
	福祉担当・上下水道課との情報の共有を図る。(蔵王町)
	全職員で構成する滞納整理本部により、滞納者全部を訪問し徴収及び、分納確約書の提出を求める。役場全体で情報を共有している。(七ヶ宿町)
	各戸訪問。短期被保険者証交付による納税相談(税務課対応)。(大河原町)
	納税相談。(村田町)
	短被保険者証更新時納税相談。使用料等の関係課と連携推進。(柴田町)
	税務課徴収係と連携している。(川崎町)
	税収納担当課と連携し、訪問調査を行う。(亘理町)
	上下水道事業所などの担当課と連携し情報の共有を図る。資格証該当者については、過去に少なくとも一年間は、短期証を交付している世帯に限定しており、接触する機会を増やしている。(山元町)
	税・水道などの担当課と連携している。連絡とれず財産ある滞納者については、滞納処分(売却)をすることで連絡をしていくことがある。(松島町)

	庁内に収納対策委員会を設置し、情報の共有化を図っている。(利府町)
	収納特別対策本部を設置し、税・水道料・住宅使用料・保育料・給食費等の滞納者に対し全庁をあげ、連携を図りながら訪問徴収している。(大和町)
	税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(大郷町)
	他の部署と連携を図り、公金の振込等がある場合は滞納分に充ててもらう。(色麻町)
	納税相談。(涌谷町)
	保険証更新時に納税相談を実施し、その都度「弁明書」を提出させる。(本吉町)
	税務、医療給付担当課と連携し情報共有。滞納処分。(栗原市)
	市税及び国保税の徴収事務に関しては、納税推進課を設置し、一元的に管理・徴収を行っている。(東松島市)
	税・福祉・水道・教育委員会などの担当課と連携し、情報の共有を図っている。(美里町)
	税・福祉・建設・水道などの担当課と連携し、情報の共有を図る。(南三陸町)
	実態調査や納税相談を実施するための案内文書を発送。(大崎市)

<p>子供のいる世帯に対する特別な取組</p>	<p>乳幼児医療・母子父子家庭医療対象世帯は除外。弁明の機会の付与のほか、必ず納付資力調査を行い、実態の把握に努める。(仙台市)</p> <p>乳幼児には、資格証明書は交付しない。(石巻市)</p> <p>乳幼児医療・母子父子家庭医療対象世帯は除外。(気仙沼市)</p> <p>名取市の医療費助成(乳幼児医療費等)の対象者となっている者には適用させない。(名取市)</p> <p>文書で子ども医療費助成申請の提出等を送付。訪問した際に説明。(蔵王町)</p> <p>実情の把握と、少額でも分納する様に説得する。(七ヶ宿町)</p> <p>各戸訪問。短期被保険者証交付による納税相談(税務課対応)。(大河原町)</p> <p>乳幼児医療・母子父子家庭医療対象世帯は除外。(川崎町)</p> <p>子どものいる世帯については、資格証明書を発行しない。(亶理町)</p> <p>乳幼児医療・母子父子家庭医療対象世帯は除外。必ず訪問を行い、実情を把握することとしている。ただし、当該滞納者と全世帯面会でできている訳ではない。(山元町)</p> <p>児童手当の現況届、乳幼児医療等の更新の際に、未申告者に対し納税相談を行い、納税相談のさい実情を把握し、短期保険証に切替をしている。(大和町)</p> <p>福祉・乳幼児担当課等と連携し、実情を把握する。(大郷町)</p> <p>連絡をとり、来庁相談を実施(資格証発行前)。(富谷町)</p> <p>医療費助成も非該当になること等を説明し、少しでも納入してもらうようにしている。(色麻町)</p> <p>子ども乳幼児医療の公費の該当世帯については、資格証明書を発行しない。(涌谷町)</p> <p>「弁明書」による審査会の際、子どもがいるという実情も鑑みて審査する。(本吉町)</p> <p>訪問し、世帯の実情を把握する。(加美町)</p> <p>乳幼児世帯・母子父子世帯については、「子」のみ資格証明書を解除し、被保険者証を交付している。(栗原市)</p> <p>乳幼児医療・母子父子家庭医療対象者は除外。(登米市)</p> <p>乳幼児には、資格証明書は交付しない。(東松島市)</p> <p>乳幼児医療・母子父子家庭医療対象者は除外。関係課と対策について協議中。(大崎市)</p>
<p>特別な事情の有無の判断のための特別な取組</p>	<p>給付公費負担情報、医療費助成情報を被保険者資格管理情報とリンクすることで生活実態の事前把握に努めている。(仙台市)</p> <p>資格審査委員会を設置し、判定を行う。(石巻市)</p> <p>弁明の機会を設け、判定を行う。(塩釜市)</p> <p>国民健康保険被保険者資格証交付審査委員会を設置し、判定を行う。(白石市)</p> <p>資格証明書等審査委員会(庁内組織)において審査を行い判断する。(名取市)</p> <p>福祉などの担当課と連携し情報の共有を図っている。(多賀城市)</p> <p>国民健康保険資格審査委員会を開催し、判定を行う。(蔵王町)</p> <p>審査委員会を判定を行う。(亶理町)</p> <p>第三者委員会(山元町国民健康保険に係る被保険者証返還等審査委員会)を設置し、判定を行う。(山元町)</p> <p>町税減免等判定委員会を設置し、判定を行う。(松島町)</p> <p>審査委員会を設置し、判定を行う。(大和町)</p> <p>国民健康保険滞納者対策審査委員会を設置し、判定を行う。(大郷町)</p> <p>国民健康保険滞納審査会を設置し、判定を行う。(富谷町)</p> <p>審査委員会において、判定を行う。(大衡村)</p> <p>短期保険証更新ごとに審査委員会を開催し、各滞納者宅の状況について情報を共有し、特別な事情の有無を確認する。(色麻町)</p> <p>国民健康保険滞納者に係る審査委員会を設置し、判定を行う。(涌谷町)</p> <p>「特別な事情届」又は「弁明書」を提出させ、審査会を開き、判定する。(本吉町)</p> <p>保健福祉課と税務課との協議を行いながら審査委員会に諮る。(加美町)</p> <p>国民健康保険資格審査委員会を設置し、判定を行う。(栗原市)</p> <p>資格証明書審査委員会を設置し、判定を行っている。(登米市)</p> <p>資格証明書等の交付にあたっては、被保険者からの申請に基づき、庁内の資格証明書等審査会において審査している。(東松島市)</p> <p>滞納世帯より提出された弁明書の中身を資格審査委員会にかけ、判定を行う。(美里町)</p> <p>国民健康保険滞納者措置審査委員会を設置し、判定を行う。(南三陸町)</p> <p>大崎市国民健康保険弁明事由判定委員会を設置し、判定を行う。(大崎市)</p>

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(05) 都道府県名(秋田県)

保険者番号	市町村名	世帯数	滞納世帯数	被保険者資格証明書					資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組									
				実施状況	交付世帯数	資格証明書交付世帯のうち			日付	文書催告	電話催告	訪問	休日電話催告	休日訪問	時間外電話催告	時間外訪問	その他	
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数										中学生数
1	秋田市	45,164	7,726	○	710	31	5	25	18		○	○	○	○	○			
4	大館市	13,316	1,411	○	58	3	2	1	1	8月31日	○	○	○					
9	鹿角市	6,176	780	○	174	16	4	11	12		○	○					○	
10	小坂町	1,198	91	○	1	0	0	0	0		○	○	○				○	
17	上小阿仁村	583	50	○	2	0	0	0	0		○	○			○	○		
23	藤里町	736	71	○	7	0	0	0	0	8月31日	○	○	○			○	○	
25	五城目町	1,855	197	○	4	0	0	0	0	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	
27	八郎潟町	1,065	97	○	15	0	0	0	0		○							
31	井川町	1,277	48															
32	大潟村	616	14	○	2	0	0	0	0	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	
67	羽後町	2,855	358	○	13	0	0	0	0		○	○	○			○		
68	東成瀬村	470	24															
71	由利本荘市	13,040	1,606	○	177	18	1	11	6	9月1日	○	○	○			○	○	
72	潟上市	5,095	791	○	133	17	0	6	3	8月31日	○	○	○			○	○	
73	大仙市	28,451	2,361	○	45	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	
74	北秋田市	6,281	472	○	24	2	1	0	1		○	○	○			○	○	
75	湯沢市	8,833	676	○	58	6	0	0	0		○	○	○			○	○	
76	男鹿市	6,024	687	○	105	9	3	4	9		○	○	○			○	○	
77	にかほ市	4,166	407	○	23	2	0	0	2	8月31日	○	○	○			○	○	
78	横手市	15,872	1,420	○	181	12	0	10	5							○	○	
79	能代市	10,419	1,921	○	89	1	0	1	1		○	○	○	○	○	○	○	
80	仙北市	5,373	917	○	103	5	0	3	3	8月31日		○	○			○	○	
91	美郷町	3,529	221	○	14	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	
92	三種町	1,959	526	○	30	2	1	2	1									
93	八峰町	1,463	141	○	30	4	1	5	1	8月31日	○	○	○			○	○	
都道府県合計		185,816	23,013	23	1,998	128	18	79	63		22	19	21	6	6	15	16	3

滞納者と接触を図るための具体的な取組	給・給付・水電などの印紙課税滞納し、滞納の共有を図る。(大館市、藤里町、井川町、由利本荘市(既、既納)、男鹿市)滞行催告書や滞行相談券を発送し滞納者と接触できるよう取り組んでいる。(湯沢市)滞納者を訪問し不在の場合、不在連絡表を置いて来る。(八峰町)
子供のいる世帯に対する特別な取組	世帯の滞行催告書に滞行相談券を添付し、滞行相談券に滞行相談の旨を記載し、滞行相談券を滞行相談している世帯に送付し、滞行相談券の返付を促している。(由利本荘市)滞行相談券を送付し滞行相談している世帯に滞行相談券を送付し、滞行相談券の返付を促している。(湯沢市)滞行相談券を送付し滞行相談している世帯に滞行相談券を送付し、滞行相談券の返付を促している。(鹿角市)
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	納付実績、納税交渉等の詳細を必要に応じて随時反映させられるよう、税務課と連携を取り合っている。(鹿角市、仙北市) 被保険者証返還等審査会を設置し、判定を行う。(羽後町、潟上市、美郷町、男鹿市、湯沢市、三種町)

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号（06） 都道府県名（山形県）

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
001	山形市	34,264	6,937	○	42	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○	○	○	○		
002	米沢市	11,995	3,311	○	44	4	0	3	1	H20.8.31	○	○	○			○	○	○
003	鶴岡市	21,302	2,737	○	18	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	
004	酒田市	18,163	3,264	○	21	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
005	新庄市	6,394	1,011	○	51	1	0	0	1	H20.8.31	○	○	○					○
006	寒河江市	5,669	472	○	116	10	0	9	4		○	○	○	○		○	○	○
007	上山市	11,556	455	○	20	0	0	0	0	H20.8.31	○		○					○
008	村山市	3,810	221	○	37	0	0	0	0	H20.9.1	○	○	○			○	○	○
009	長井市	3,963	398	○	88	8	0	0	9		○	○	○	○	○	○	○	
010	天童市	8,768	1,162	○	133	4	2	0	2	H20.8.31	○	○	○					
011	東根市	6,142	1,067	○	95	9	2	8	10		○	○	○			○		○
012	尾花沢市	3,120	214	○	68	3	2	1	1	H20.9.1	○	○	○	○		○		
013	南陽市	4,746	758	○	17	2	0	3	1	H20.9.1	○	○						
014	中山町	1,571	100	○	1	0	0	0	0		○		○					○
015	山辺町	1,916	122	○	11	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
016	大江町	1,257	73	○	16	1	0	1	0		○	○	○					○
017	朝日町	1,240	26	○	0	0	0	0	0		○	○	○				○	
018	西川町	930	23	○	9	0	0	0	0		○	○	○			○	○	○
019	河北町	2,669	124	○	47	8	1	6	3		○	○	○				○	
020	大石田町	1,199	67	○	29	4	4	3	0	H20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	○
021	舟形町	987	88	○	12	4	0	2	2	H20.8.31	○	○	○					
022	大蔵村	622	37	○	10	3	0	2	1	H20.9.1	○	○				○	○	○
027	最上町	1,720	100	○	0	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	
028	高島町	3,514	389	○	27	0	0	0	0	H20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	○
029	川西町	2,537	186	○	8	1	0	1	0	H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
030	白鷹町	2,135	122	○	5	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	
031	飯豊町	2,007	92	○	17	0	0	0	0		○	○	○		○	○	○	○
032	小国町	1,267	51	○	24	2	0	1	1	H20.8.31	○	○	○			○		

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号（06） 都道府県名（山形県）

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
036	三川町	1,120	71	○	14	1	0	0	1	H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	
044	遊佐町	5,092	296	○	0	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○				○	○
045	庄内町	3,686	230	○	21	0	0	0	0		○	○	○					○
046	最上地区広域連合	4,216	2,127	○	28	3	1	3	2		○	○			○	○	○	○
都道府県合計		179,577	26,331	32	1,029	68	12	43	39		32	30	29	11	11	21	20	17

滞納者と接触を図るための具体的な取組	税務・福祉・水道・建設等関係課との連携による情報共有（山形市、新庄市、上市市、天童市、東根市、大江町、西川町、大石田町、高島町、川西町、遊佐町など） 平日・夜間・土日等の納税相談の実施（寒河江市、尾花沢市、山辺町、朝日町、大蔵村、飯豊町、庄内町など）
子供のいる世帯に対する特別な取組	児童担当課・教委・福祉事務所等との情報共有（天童市、川西町） 訪問等による健康状態等の実情把握（西川町、高島町、白鷹町、遊佐町） 医療給付状況の把握（三川町） 特別の納税相談の実施（東根市、大蔵村） 乳幼児医療等の福祉医療受給者を交付対象から除外（新庄市、寒河江市、長井市、山辺町、川西町） 審査会での判断において福祉医療受給者は考慮（東根市、尾花沢市） 未就学児のいる世帯を交付対象から除外（新庄市） 12歳以下の子供がいる世帯は考慮（三川町） 中学生以下の子供がいる世帯には短期証を交付（庄内町） 受診が必要な場合は窓口相談のうえ一時的に短期証を交付（米沢市）
特別の事情の有無の判断のための特別な取組	弁明書の提出（米沢市、新庄市、西川町など） 訪問等による実情の聞き取り（山辺町、西川町、白鷹町、遊佐町など） 住民税申告内容の確認、レセプトによる治療状況の確認（小国町）

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。（9月15日の場合は「日付」は空欄）
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納（過年度分のみ）がある世帯（平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。）をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付（対象）世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付（対象）世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること（未実施の項目は空欄にすること）。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書（催告書に内容を記入している場合も含む）を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員（臨時・嘱託を含む）が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員（臨時・嘱託を含む）が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員（臨時・嘱託を含む）が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

保険者番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書							資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組							
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち			日付(9/15現在 以外の場合の 適用日)	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他	
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数										中学生数
1	福島市	41,316	11,191	○	188	4	0	0	4	世帯数8/31 滞納世帯数 7/31	○	○	○	○	○	○	○	○
2	二本松市	8,753	1,268	○	46	2	0	0	2	9/1	○	○	○	○	○	○	○	○
3	郡山市	48,089	12,850	○	1,369	81	25	65	35	9/1	○	○	○	○	○	○	○	○
4	須賀川市	11,503	2,882	○	267	53	22	45	41	8/31	○	○	○	○	○	○	○	○
5	白河市	9,319	2,592	○	140	12	0	8	4	9/1	○	○	○	○	○	○	○	○
6	会津若松市	20,417	2,715	○	101	0	0	0	0	9/16	○	○	○	○	○	○	○	○
7	喜多市	8,393	749	○	146	12	0	6	6		○	○	○	○	○	○	○	○
8	いわき市	52,836	-	○	1,206	96	36	59	56	8/31	○	○	○	○	○	○	○	○
10	相馬市	6,003	1,254	○	311	31	9	16	19		○	○	○	○	○	○	○	○
11	川俣町	2,535	334	○	29	3	0	2	1		○	○	○	○	○	○	○	○
13	桑折町	2,043	277							9/1								
14	国舅町	1,716	75	○	0					8/31	○	○	○	○	○	○	○	○
21	大玉村	996	154	○	0					8/31	○	○	○	○	○	○	○	○
27	鏡石町	1,928	405	○	35	4	0	4	4	8/31	○	○	○	○	○	○	○	○
29	天栄村	865	75	○	3	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
30	南会津町	3,189	221	○	10	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
31	下郷町	1,233	155	○	2	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
33	楢枝坂村	108	0															
36	只見町	919	31	○	2					8/31	○	○	○	○	○	○	○	○
38	磐梯町	568	35	○	4	1	0	0	1	8/31	○	○	○	○	○	○	○	○
39	猪苗代町	2,477	314	○	39	1	0	2	1		○	○	○	○	○	○	○	○
42	北塩原村	550	63	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
45	西会津町	1,506	78	○	10	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
47	会津坂下町	2,719	378	○	55	4	0	0	6		○	○	○	○	○	○	○	○
48	湯川村	437	36	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
49	柳津町	694	47	○	0					9/1	○	○	○	○	○	○	○	○
51	会津美里町	3,720	441	○	80	4	0	4	3	8/31	○	○	○	○	○	○	○	○
53	三島町	391	25															
54	金山町	581	23	○	2	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
55	昭和村	349	7															
56	棚倉町	2,202	313	○	6						○	○	○	○	○	○	○	○
57	矢祭町	1,070	133	○	13	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
58	楡町	1,613	252	○	28	1	0	2	1	8/31	○	○	○	○	○	○	○	○
59	鮎川村	657	0	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
60	西郷村	2,665	820	○	226	70	17	34	19	9/1	○	○	○	○	○	○	○	○
63	泉崎村	1,008	175	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
64	中島村	716	54															
65	矢吹町	2,857	605	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
67	石川町	2,761	265	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
68	玉川村	989	128	○	2	0	0	0	0	8/30	○	○	○	○	○	○	○	○
69	平田村	1,140	164	○	5	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
70	浅川町	1,057	142	○	10	1	1	1	1		○	○	○	○	○	○	○	○
71	古殿町	920	95	○	11	1	0	2	0		○	○	○	○	○	○	○	○
72	三春町	2,849	314	○	48	5	2	5	0	8/31	○	○	○	○	○	○	○	○
73	小野町	1,847	136	○	64	9	0	13	7		○	○	○	○	○	○	○	○
79	広野町	741	152	○	9	3	0	3	0		○	○	○	○	○	○	○	○
80	楢葉町	1,213	211	○	8	0	0	0	0	世帯数8/31 滞納世帯数 8/1	○	○	○	○	○	○	○	○
81	富岡町	2,260	247	○	94	7	9	4	2	8/31	○	○	○	○	○	○	○	○
82	川内村	927	62	○	9	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
83	大船町	1,535	152	○	34	2	2	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
84	双葉町	1,035	132	○	22	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
85	浪江町	3,494	782	○	107	7	0	2	6		○	○	○	○	○	○	○	○
86	葛尾村	313	23	○	5	3	2	2	2		○	○	○	○	○	○	○	○
87	新地町	1,278	69	○	1	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
90	飯館村	1,138	207	○	0					8/30	○	○	○	○	○	○	○	○
91	田村市	6,616	448	○	34	3	0	4	4		○	○	○	○	○	○	○	○
92	南相馬	11,217	2,228	○	325	28	7	16	15	9/3	○	○	○	○	○	○	○	○
93	伊達市	10,246	1,583															
94	本宮市	4,016	342	○	32	4	1	4	0	世帯数8/31	○	○	○	○	○	○	○	○
報道府県合計		306,143	49,899	53	5,137	452	22	296	238		53	45	50	17	16	42	47	35

※いわき市滞納世帯数:調査日現在資格なし世帯の把握不可

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
また、滞納世帯に該当する世帯は、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対して行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書に内容も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合に、○を記入し、滞納者と接触を図るための具体的な取組に内容を入力すること。
- 「子供のいる世帯」に対する特別な取組については、資格証明書の発給前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を入力すること。
- 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために行っている取組について内容を入力すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」、「子供のいる世帯に対する特別な取組」、「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書 の 発行 に 関 す る 調 査 (平成20年9月15日現在)

保険者 番号	市町村 保険者名	滞納者と接触を図るための具体的な取組
1	福島市	支所等の出先機関において、国保得喪の届出を受理する際、端末の国保画面へ資格証交付である旨表示し、連絡をもらう事としている。
4	須賀川市	国保税の収納については、収納課が担当しており、資格証明書交付世帯へは、収納課が全戸訪問している。
6	会津若松市	毎月、夜間休日納付相談窓口を開設。滞納管理システムにより、市税担当課と情報の共有を図っている。
7	喜多方市	税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。
8	いわき市	納税相談日を設け、滞納者に税務事務所への来所相談を促している。
11	川俣町	短期保険証を発行して接触を図っている。また、12月と5月に特別強化月間を設け滞納者宅を臨戸している。
14	国見町	短期被保険者証の交付時に滞納者との交渉により、きめ細かな対応を行う。(資格証明書は最後の手段であると捉えている。)
21	大玉村	税・介護・水道などの担当課と連携し情報の共有化を図っている。
29	天栄村	短期保険証を交付し、納税相談を兼ねて更新を実施。各課等と情報を共有。
30	南会津町	税、水道などの担当課と情報を共有して連携を図る
39	猪苗代町	税・福祉・水道・住宅などの担当課と連携し情報の共有を図っている
42	北塩原村	税・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。
45	西会津町	税・福祉などの担当と連携し情報の共有を図っている。
47	会津坂下町	税務・福祉・水道などの担当部と連携し情報の共有を図っている。特に税担当とは滞納者との接触役割を分担し、折衝記録を共有することにより効率的な滞納取り組みを図っている。
48	湯川村	税・福祉・水道などの担当部署と連携し情報の共有を図る。
49	柳津町	全庁的取り組みを行い、税・介護保険・水道の担当係と連携し、情報の共有化を図っている。
51	会津美里町	毎月定期的に、税務課・支所・国保係(町民生活課)の各担当者による、現在、国保短期証・資格者証の交付者について、国保税の納付状況を確認し、その更新・変更の協議と、滞納解消に向けた取り組みをおこなっている。
54	金山町	税徴収担当者から情報の提供を受けている。
56	棚倉町	税務課と連携し、全対象者に通知して納付相談を実施している。
57	矢祭町	定期的に福祉グループの徴収担当職員と密な連絡体制をとり、状況を把握している。
60	西郷村	資格証発行前には、短期証を交付し猶予期間をとった上で事前予告し来庁等を促す。税務課においても臨戸訪問するなどし、短期証・資格証への切替や滞納処分等を説明し納税相談を図りながら接触を図る。
63	泉崎村	税務課において年4回催告書を送付。大口滞納世帯においては、差押え予告書を添付して催告書を送付。滞納世帯との話し合いにより分納計画書を作成。
67	石川町	税務課と連携して情報の提供を図る。
68	玉川村	税務係といっしょに、納税相談を実施する。
69	平田村	税・福祉・水道、住宅などの担当課と連携し、滞納者の情報を共有化している。
70	浅川町	毎月25日の納期限日の夜間17:00～20:00まで滞納者を対象にした納税説明会を開催している。
71	古殿町	税、福祉、水道、公営住宅などの担当課と連携し情報の共有を図る。
71	古殿町	保険証更新時定期納税相談会の実施、随時納税相談会の実施、定期的な訪問徴収、短期証の活用(窓口切替)、税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有
72	三春町	国保税担当課と国保給付資格担当課で連携し、情報の共有化を行っている。
73	小野町	税務課と連携し情報の共有を図る。
79	広野町	分納誓約に基づき、職員が徴収、納付相談できる体制を取っている。
80	榎葉町	税務課、住民福祉課合同で町内夜間臨戸を実施している。
81	富岡町	保険証更新時に夜間納税相談を実施。
82	川内村	厳正な滞納処分(給与照会等)を行うことにより、積極的に本人と接触を図るよう取り組んでいる。
84	双葉町	町税、貸付金、使用料等滞納整理対策委員会の基で、課相互の調整や滞納整理に必要な体制の整備を行なっている
85	浪江町	税務・福祉・水道の窓口との横の連携を密にし、できる限り滞納者と接触を図り、なおかつ毎月第2木曜日の時間外(～19時30分)及び第4日曜日(9時～16時)に窓口開設を行っている
87	新地町	税務課・健康福祉課・都市計画課及び町民課などと連携し、情報の共有を図る。

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

保険者 番号	市町村 保険者名	子供のいる世帯に対する特別な取組
1	福島市	小学生以下は、対象外としている。
2	二本松市	資格証明書交付世帯のうち、乳幼児、小学生及びひとり親家庭医療該当者については短期保険証を交付している。
4	須賀川市	国保税の収納については、収納課が担当しており、資格証明書交付世帯へは、収納課が全戸訪問している。
5	白河市	乳幼児が同一世帯に居る場合、乳幼児については短期被保険者証、その他の被保険者は資格証明書を交付。
6	会津若松市	高校生以下の子供がいる世帯には資格証明書を発行しない。
8	いわき市	住民基本台帳と突合し、齟齬が無いか確認している。
21	大玉村	必ず訪問を行い、実情を把握している。
30	南会津町	実態を把握しながら、慎重に取り扱う。
38	磐梯町	乳幼児医療対象者(義務教育就学前)には被保険者証を交付する(親は資格証明書)。その他、高校生までで修学旅行等、学校に提示する必要がある場合は期限付で交付場合もあり。
39	猪苗代町	0歳～9歳までの医療費無料化を実施しているため、親には資格証明書、子は被保険者証等を出している。それ以外に子供がいる世帯には慎重に対応している。
42	北塩原村	必ず訪問を行い、実情を把握する。
45	西会津町	電話や訪問により実態を調査している。
47	会津坂下町	0歳～12歳(小学6年生)までの医療費無料化を実施しているため、資格証交付世帯であっても子供のみの氏名を記載した保険証を交付している。資格証交付世帯に対しては臨戸徴収の機会を利用して訪問し、実情及び健康状態等を把握している。
48	湯川村	必ず訪問を行い、実情を把握する。
49	柳津町	世帯構成を把握している。
56	棚倉町	訪問及び世帯票により家族構成を確認する。
57	矢祭町	資格者証発行の世帯の中に子供(中学生以下)がいる場合には、原則的には外して交付するようにしている。
60	西郷村	税務課での納税相談を経て、毎月最低限の保険税を納めてもらい短期証を交付していく。
67	石川町	国民健康保険被保険者台帳を確認し、訪問等により実態を把握する。
68	玉川村	短期保険証(高校生以下)を発行している。
69	平田村	必ず訪問を行い、生活実態等を把握している。
71	古殿町	小学校就学前の子供については、短期証にて措置
79	広野町	子供のいる世帯に対しては、交付時の納付相談により短期証を、親に対しては資格証明書を交付することとしている。
87	新地町	必ず訪問を行い、実情を把握する。

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

保険者 番号	市町村 保険者名	特別の事情の有無の判断のための特別な取組
		特別の事情に関する届出を検討するための「福島市国民健康保険被保険者資格証明書の交付に関する検討委員会」を設置している。
1	福島市	
3	郡山市	国民健康保険被保険者証返還予告の際に、特別の事情に関する届出書を同封し、提出を求めている。(郡山市)
4	須賀川市	特別の事情に関する届出書を提出してもらい判断する。
6	会津若松市	課内検討会を開き、判定を行なう。
7	喜多方市	第三者委員会を設置し、判定を行う。
11	川俣町	納税相談時に、本人からの聞き取り。
29	天栄村	国保担当課と税務課(収税G)で交付の際は、再確認をその都度実施
30	南会津町	資格管理と徴収管理担当による協議により、判定を行う
45	西会津町	提出された特別事情に関する届出書の内容を、本人への聞き取りや関係課に照会し判断している。
49	柳津町	短期の保険証を交付し、切替時に接触の機会を多く持てるよう納税相談を実施している。
57	矢祭町	国保担当部門(町民福祉課健康グループ・課長)と、課税部門(自立総務課税務グループ・課長)と、町の滞納対策本部長(副町長)が加わり、検討を重ねている。
60	西郷村	事情等を聞き取りし、上記に準じ短期証を1ヶ月単位で交付するなどして対処する。
67	石川町	石川町国民健康保険資格証明交付審査委員会において判定を行う。
68	玉川村	聞き取り調査を行い、特別な事情がある場合、関係書類を添付してもらい短期保険証を発行する。
69	平田村	定期的に国民健康保険資格証明書交付審査委員会を開催し、判定を行っている。なお、機械的、画一的に行うのではなく、被保険者の生活実態等を十分把握した上で、個々の事例に応じ、特別の事情の有無を判断している。
70	浅川町	資格証明書交付審査会を設置し、判定を行う。
71	古殿町	庁内において検討委員会を組織し、定期的に判定会を実施
72	三春町	国保税滞納者対策要綱を作成し、計画的、定期的に取り組んでいる。
80	楢葉町	税務課、住民福祉課による内部協議を実施している。
81	富岡町	徴収担当課と協議し決定。

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(08) 都道府県名(茨城県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	水戸市	38,625	8,742	○	62	3	0	1	3	9月1日	○	○	○					
2	日立市	27,474	7,754	○	132	26	4	21	24		○	○	○					
3	土浦市	24,721	5,068	○	33	1	0	0	1		○	○	○					
4	古河市	25,476	8,550	○	682	63	19	50	31		○							
5	石岡市	13,736	2,049	○	387	16	6	5	13		○	○	○	○	○	○	○	
7	結城市	9,111	1,279	○	180	9	5	3	6		○	○	○	○	○	○	○	
8	龍ヶ崎市	11,726	1,606	○	122	0	0	0	0	9月1日	○	○	○					○
10	下妻市	8,072	1,190	○	162	3	1	1	1		○	○	○	○		○	○	
11	常総市	10,699	1,380	○	230	19	6	15	13		○	○	○		○	○	○	
12	常陸太田市	8,665	798	○	210	16	7	6	8		○	○	○		○	○	○	
14	高萩市	4,764	858	○	81	4	1	4	3		○	○	○			○	○	○
15	北茨城市	7,566	1,414	○	268	15	12	9	7		○	○	○			○	○	○
17	取手市	19,082	3,009	○	281	22	5	14	14	9月1日	○	○	○			○		○
20	茨城町	6,091	614	○	184	19	7	16	9	9月24日	○							
27	大洗町	3,605	604	○	0					9月24日	○	○	○			○		
32	東海村	4,653	351	○	20						○	○	○					○
33	那珂市	8,405	1,216	○	220	22	4	16	13		○		○				○	
35	常陸大宮市	7,776	951	○	82	6		4	1		○							○
42	大子町	4,065	495	○	32	3	0	0	4		○	○						○
48	鹿嶋市	12,611	2,807	○	217	10	4	5	5	9月15日	○	○		○	○	○	○	
49	神栖市	16,218	4,979	○	485	44	8	29	24		○							
53	潮来市	5,655	1,341	○	176	16	2	15	6	8月31日	○	○	○	○	○	○	○	○
57	美浦村	2,899	477	○	121	10	4	7	3		○							
58	阿見町	7,483	1,259	○	181	9	1	4	6	9月10日	○							
59	牛久市	11,542	1,918	○	15	0	0	0	0	9月1日	○	○	○					
62	河内町	1,902	444	○	80	4	1	5			○	○			○		○	
82	八千代町	4,026	410	○	31	2	0	2	0		○							
86	五霞町	1,480	197	○	0						○	○	○					○
89	境町	4,719	595	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
90	守谷市	7,311	774	○	250	13	3	12	6		○	○	○			○	○	
92	利根町	3,135	238	○	113	14	4	14	6		○							
93	つくば市	27,117	4,588	○	968	40	12	25	24	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	
94	ひたちなか	21,418	8,274	○	0					6月1日	○	○						
95	城里町	3,729	578	○	1	1	1	3	0	6月1日	○	○	○					○
96	稲敷市	8,236	1,817	○	193	14	2	9	9	9月22日	○	○	○					○
97	坂東市	10,389	1,564	○	0	0	0	0	0		○	○	○			○	○	○
98	筑西市	18,862	2,263	○	581	35	7	37	16	9月16日	○							○
99	かすみがうら	7,259	1,655	○	1	0	0	0	0	9月1日	○	○	○			○		○
100	行方市	7,302	1,418	○	272	39	12	28	19		○	○	○			○		
101	桜川市	8,203	1,222	○	161	13	2	11	8		○							
102	鉾田市	11,808	1,707	○	165	12	3	17	9	9月1日	○							
103	つくばみらい	6,980	1,018	○	87	10	1	8	1		○	○				○		
104	笠間市	13,465	2,696	○	135	6	0	7	3	8月31日	○							
105	小美玉市	8,787	1,425	○	346	17	6	9	12		○		○					
都道府県合計		476,848	93,392	44	7,947	556	141	412	308		43	26	27	7	11	17	16	11

滞納者と接触を図るための具体的な取組	別紙①参照
子供のいる世帯に対する特別な取組	別紙②参照
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	別紙③参照

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判断できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

別紙①

滞納者と接触を図るための具体的な取組

税主管課と滞納整理システムを共有し情報の一元化を図っている。(日立市)

収納課、滞納処分室と連携し情報の共有を図る。(古河市)

呼び出しをして、郵送ではなく窓口で交付する。(古河市)

休日納税相談通知・督促・文書催告・訪問などをし、収納対策室と連携し情報の共有を図っている。(石岡市)

滞納者に一斉通知し、納税相談を休日、平日夜間に開設していることを伝える。(結城市)

市税を扱う収納課と滞納システムによる情報の共有化を行い、必要な納税相談をしている。(結城市)

土日の休日相談を年4回実施している(龍ヶ崎市)

収納課が各税の未納状況や交渉記事等の情報を保有しており、常に情報交換を行い連携を図っている。(龍ヶ崎市)

収納課・福祉事務所等と連携し、情報の共有を図る。(下妻市)

滞納者の職場への直接連絡交渉。滞納者の会社からの連絡要請。(常総市)

税務課と連携し滞納管理システムにより情報の共有を図りながら、合同及び国保単独の滞納整理を実施している。(常陸太田市)

税務担当課と連携し情報の共有を図る。(高萩市)

3月中旬に国保税滞納者で納税誓約を履行していない方や1年間納入していない方に納税相談の通知している。また、納税相談に来なかった方には再度6月に資格証明書の交付事前予告通知を送付し納税相談等を行っている。(北茨城市)

市役所納税課と連携し情報の共有を図る。(取手市)

県税事務所との共同催告や納税相談並びに徴収員による臨戸訪問を行っている。(茨城町)

税担当課と連携し情報の共有を図る。(東海村)

収納課と連携し情報の共有を図っている。(那珂市)

収納課と連携し情報の共有を図る。(常陸大宮市)

徴収嘱託員による徴収訪問(大子町)

電話催告(平日・夜間・休日)、臨戸訪問(平日・夜間・休日)等で随時保険証への切替えに向け納付指導を行う。(鹿嶋市)

税、福祉などの担当課と連携し、情報の共有化を図る。(神栖市)

電話・文書での呼び出し。管理職による滞納整理。(潮来市)

年度当初の保険証発送時に滞納者には有効期限を1ヶ月(4月30日)までとしている。(美浦村) 短期保険証の有効期限を1ヶ月(年金受給者によっては2ヶ月)としている。(美浦村)

収納課との情報の共有(牛久市)

町税などの担当課と情報の共有を図っている。(河内町)

税務課・福祉保険課などの担当者と連携し、情報の共有を図る。(八千代町)

4課で組織されている町税等収納連絡会を中心に、連絡調整を図り情報を共有している。(五霞町)

税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(境町)

年度末に滞納者に対して納付相談を実施(利根町)

督促状・催告書・保険証更新予告通知・休日納税相談通知・保険証更新最終予告通知・資格者証切替通知等を発送、平日戸別訪問・休日戸別訪問・納税相談・休日納税相談等を通じ、滞納者との接触を図っています。しかしながら1年間相談もなく、納付もない方に限定して資格者証明書を交付しています(つくば市)

税担当課と連携し情報の共有を図る。(ひたちなか市)

納税相談日(土日を含む)を設け分納誓約により納付推進を促すとともに、税・福祉担当課と連携し情報の共有を図っている。(稲敷市)

収納課と連携し、情報の共有を図る。また、年度末には共同で納税相談業務を行う。(筑西市)

納税推進課・税務課と合同で、納税相談・申告相談を行う。(かすみがうら市)

6月、9月、12月、3月に実施している定期的納税相談への呼び出し通知を発送している。一般滞納者と同様に臨戸訪問による滞納整理を実施している。(桜川市)

1ヶ月・2ヶ月・半年の短期保険証を交付し、納税相談の機会を多く設けられるようにしている。(鉾田市)

収納対策室を軸に、税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(つくばみらい市)

納税課などの担当課と連携し情報の共有をはかる。(笠間市) 嘱託徴収員による個別訪問の実施(笠間市)

税務担当課と連携し、電算による情報の共有(小美玉市)

別紙②

子供のいる世帯に対する特別な取組

休日滞納整理等で訪問等で滞納者との接触に努めている。(日立市)

マル福の該当世帯については、文書により納税相談をする趣旨の文書を通知。(石岡市)

国保加入世帯員に中学生までの世帯員がおり、担税力のない世帯は交付対象から外す。(龍ヶ崎市)

関係機関より情報収集を行うなど、実情を把握する。(下妻市)

母子家庭・父子家庭には、短期発行に関して、発行期間の基準を、別枠で設定している。(常総市) 医療福祉制度該当世帯に対しては、資格証を見合わせている。(常総市)

自主納付が原則であるため特別な取組みは行っていないが、連絡があり相談に来れない理由があれば訪問し、実態把握に努めている。(北茨城市)

市役所子育て支援課と連携して、家庭の実情等を把握し、納税相談や指導を行う。(取手市)

医療福祉費等該当者は、短期被保険者証を交付(常陸大宮市)

特にこども福祉課と納税対策室が連携して、家庭児童相談員を中心に保護者と面談出来る時間帯(夜間)に訪問し、家庭状況の実情と担税力の把握に努めると共に保険証への切替えに向けた納付指導を行う。(鹿嶋市)

必ず文書及び訪問を行う。(河内町)

児童福祉担当との連携をとり、家族の聞き取り等から、子供が病気で緊急を要する場合、短期被保険者証を交付する。(八千代町)

納税相談等を行い、実情を把握している。(五霞町)

学校の行事等により必要な場合は、該当者のみ短期保険証を交付している。(桜川市)

丸福該当者がいる資格者証交付世帯については、納税相談時に特別な理由書を提出してもらい、通常、資格者は6ヶ月間納付履歴を確認後に資格解除判定をするが、便宜上、丸福該当者分のみ短期保険証を交付する場合がある。(鉾田市)

随時、相談をうけている。(つくばみらい市)

別紙③

特別の事情の有無の判断のための特別な取組

被保険者資格証交付審査委員会を設置し判定している。(日立市)

被保険者資格証明書交付審査委員会を設置し、判定を行う。(古河市)

独自の内規をつくり判定している。(石岡市)

滞納者対策取扱要項にて、「特別の事情に関する届書」に災害、病気等の必要事項を記載し、認められることで資格証明書を解除している。(結城市)

市要領に基づき「特別な事情に関する届書」の提出により判断する。(下妻市)

6月に資格証明書の交付事前予告通知の中に弁明書、特別の事情に関する届書を同封し、提出された特別の事情に関する届書により判断している。(北茨城市)

国保税滞納者対策措置対象者審査委員会を設置にて、判定を行う。(取手市)

常陸大宮市国民健康保険被保険者資格証明書等交付審査委員会を設置し、判定を行っている。(常陸大宮市)

随時、納税対策室・国保年金課・子ども福祉課等関係課との協力を得て、情報・意見交換し、対応策を協議しながら取り組んでいる。(鹿嶋市)

収納課での納税相談時に国保側も立会い、滞納原因や収入・支出など現状を聞き、少額分納の履行でも短期保険証の交付をしている。(1000円～5000円など)(美浦村)

国保税等滞納者に関する審査会にて判定を行う。(河内町)

国民健康保険施行令で定める特別な事情及びその他納付が困難な事情を考慮し、課内で審査し判定を行う。(境町)

納税相談(つくば市)

保険年金課、収納課、各支所の国保担当をメンバーとした資格判定委員会を設置し判定を行っている。(鉾田市)

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号（09）都道府県名（栃木県）

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	宇都宮市	77,032	21,196	○	3,225	259	102	185	114	H20.9.3	○	○				○		○
2	足利市	27,335	6,357	○	1,624	229	99	156	97	H20.9.10	○	○	○		○	○	○	
3	栃木市	13,577	3,047	○	488	34	19	31	12	H20.9.1	○		○					○
4	佐野市	20,975	5,335	○	984	98	32	86	41	H20.8.1	○	○	○				○	○
5	鹿沼市	16,032	4,416	○	1,159	218	147	228	131	H20.8.31	○							
7	日光市	16,557	2,924	○	1,118	160	42	105	54	H20.8.31	○	○				○		
8	小山市	25,234	6,931	○	1,022	91	33	57	46		○	○	○	○	○	○	○	
9	真岡市	10,183	2,012	○	224	10	3	6	4	H20.9.1	○							
10	大田原市	11,886	3,508	○	1,189	292	163	188	115	H20.9.1	○							
11	矢板市	5,238	523	○	266	把握なし	把握なし	把握なし	把握なし	H20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	
12	那須塩原市	19,550	3,071	○	1,089	84	24	54	45		○	○	○			○	○	
19	上三川町	4,024	1,012	○	30	0	0	0	0	H20.9.1	○							
17	西方町	1,023	82	○	36	4	2	3	1		○	○	○					
20	二宮町	2,739	297	○	83	17	7	12	12		○							○
21	益子町	4,250	875	○	43	把握なし	把握なし	把握なし	把握なし	H20.8.31	○		○		○		○	
22	茂木町	2,572	162	○	38	0	0	1	0	H20.8.31	○							
23	市貝町	1,799	185	○	30	0	0	0	0		○		○				○	
24	芳賀町	2,569	192	○	13	1	0	0	1		○							
25	壬生町	6,334	788	○	196	19	4	16	4		○	○	○					
26	下野市	7,941	925	○	224	24	6	18	15		○	○				○		
28	野木町	3,980	525	○	191	15	7	6	8	H20.9.1	○	○	○			○	○	
29	大平町	4,250	507	○	133	21	2	9	10	H20.9.1	○	○	○			○		○
30	藤岡町	2,973	497	○	102	8	4	5	6	H20.9.1	○	○	○			○	○	
31	岩舟町	2,927	299	○	66	4	4	2	0		○							○
32	都賀町	2,086	212	○	24	1	0	1	0	H20.9.1	○	○	○					
36	塩谷町	2,063	262	○	39	1	0	1	0	H20.8.31	○							
37	さくら市	6,095	1,526	○	22	0	0	0	0	H20.9.1	○							○
38	高根沢町	3,925	921	○	69	8	0	6	5		○		○		○			
41	那須烏山市	5,151	573	○	287	22	12	18	12		○	○	○			○	○	
42	那珂川町	3,246	327	○	37	2	0	1	2		○							○
45	那須町	5,473	1,314	○	114	4	3	5	2		○	○	○			○		○
都道府県合計		319,019	70,801	31	14,165	1,626	715	1,200	737		31	16	17	2	6	11	11	8

<p>滞納者と接触を図るための具体的な取組</p>	<p>(例) 税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(〇〇市) 時間外窓口の開設(平日午後7時まで)・休日納税相談窓口の開設(年8回)・カラー催告(特別催告書・警告書・差押予告書)の発送(宇都宮市) 税務課と連携のもと、納税相談の通知を発送し、夜間、休日相談窓口を開設している。(栃木市) 税担当課と連携し情報の共有を図ると共に、合同で納付相談会を実施し、窓口でも随時納付相談を実施している。(佐野市) 事前の文書催告により、市民課と収税課の連携を図り、納税相談を実施。(日光市) 税務課と連携し情報の共有を図っている。(真岡市) 税務課と連携し情報の共有を図る。(上三川町) 税務課等の担当課と連携し、情報の共有を図る。(西方町) 税務課と連携し、滞納者を呼び出し一週間程度の期間、相談の機会を設ける。(二宮町) 療養費や高額医療等の申請と合わせて納税相談、納税誓約聴取、国保税への充当を実施。税務、国保、介護保険、福祉、健診担当課とも接触情報を連携。(益子町) 10月の被保険者証切替前の9月に通知をし来庁を促している。(茂木町) 税の担当課と連携し情報の共有を図る。(市貝町) 保険証更新前に呼び出しをして納税相談実施(野木町) 税担当課と連携し、滞納者との相談を実施(大平町) 税・福祉・水道・住宅担当・給付担当等負担と給付の部署と連携し情報を共有して対応する。(藤岡町) 税・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。資格証明書を発行する前に納税相談日を設けて実施している。(岩舟町) 税務課と連携して情報を共有する。(塩谷町) 税の担当部署と連携し情報の共有化を図る。(さくら市) 滞納者に通知し、納税相談を実施している。(那珂川町) 税務課と保健福祉課の担当と連携し、情報の共有を図る。納税相談を定期的に実施している。(那須町)</p>
<p>子供のいる世帯に対する特別な取組</p>	<p>(例) 必ず訪問を行い、実情を把握する。(△△町) 資格証明書交付世帯の乳幼児の内、3歳未満(10/1を基準)については、無条件で正規証を交付。→上記乳幼児42人中21人は正規証交付済み。(日光市) 公費負担該当者の除外(資格証明証・短期保険証等)(野木町) 全滞納者宅を訪問し、そのなかで実情を把握する。(藤岡町) 子ども医療費助成対象世帯の小学3年生までの子どもに対しては、被保険者資格証明書は交付しておりません。(岩舟町)</p>
<p>特別の事情の有無の判断のための特別な取組</p>	<p>(例) 第三者委員会を設置し、判定を行う。(□□市) 「特別の事情等の確認」・「資格証明書交付予告」(いずれも毎年8月に通知送付)を発送し、状況確認に努める。(宇都宮市) 佐野市国民健康保険被保険者資格証明書交付審査会を設置し、判定を行う。(佐野市) 日光市国保資格証明書等交付審査委員会において、特別の事情の有無の基準を示している。(日光市) レセプト情報を参考にして、滞納者との接触を図る。(大平町) 国保税滞納者対策審査会を設置し、判定を行う。(岩舟町)</p>

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号（10）都道府県名（群馬県）

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書							資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組							
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	前橋市	51,100	4,530	○	2,429	290	123	217	139	H20.9.1	○	○	○			○		○
2	高崎市	53,618	7,427	○	1,753	101	28	78	47	H20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	
3	桐生市	22,034	2,985	○	743	90	19	41	30	H20.8.31	○							○
4	伊勢崎市	33,033	5,161	○	878	65	50	20	9		○	○	○		○	○	○	
5	太田市	33,836	8,436	○	2,142	287	105	268	126	H20.9.26	○							
6	沼田市	9,984	1,112	○	80	1	0	0	1		○					○	○	○
7	館林市	13,140	1,926	○	166	7	0	6	6	H20.9.24	○							
8	渋川市	28,507	1,407	○	247	9	1	3	5		○	○	○	○	○	○	○	
9	藤岡市	11,418	2,540	○	368	44	26	29	13		○	○	○			○	○	
10	富岡市	8,509	684	○	174	15	1	9	9	H20.8.31	○	○	○			○	○	○
11	安中市	10,120	2,214	○	88	3	0	0	3		○	○	○		○	○	○	
14	富士見村	3,627	401	○	28	1	1	0	0		○							
28	榛東村	2,092	260	○	55	3	2	0	1		○	○	○			○	○	
29	吉岡町	2,822	553	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
32	吉井町	3,917	210	○	60	5	3	5	2		○	○	○	○	○	○	○	○
33	神流町	599	8	○	2	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○			○	○	
35	上野村	247	9	○	0	0	0	0	0		○	○	○					
37	下仁田町	1,746	121	○	17	0	0	0	0	H20.8.31	○							
38	南牧村	572	13	○	0	0	0	0	0									○
39	甘楽町	4,824	133	○	23	2	0	1	1	H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
41	中之条町	2,837	180	○	20	0	0	0	0	H20.9.1	○	○	○			○	○	
44	長野原町	1,191	183	○	42	0	0	0	0		○							
45	嬬恋村	2,135	120	○	36	3	3	2	0	H20.8.31	○							
46	草津町	2,941	321	○	21	1	0	0	0		○	○	○					
47	六合村	321	32	○	0	0	0	0	0	H20.9.3		○	○			○	○	○
48	高山村	683	35	○	0	0	0	0	0		○	○				○	○	○
51	片品村	1,052	30	○	2	0	0	0	0	H20.9.25	○		○			○	○	
52	川場村	599	49	○	11	0	0	0	0	H20.9.24	○		○					
56	昭和村	1,496	86	○	5	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
60	玉村町	5,060	546	○	153	15	2	6	11	H20.9.24	○	○	○			○	○	
66	板倉町	2,647	408	○	11	0	0	0	0	H20.9.1	○							
67	明和町	1,715	81	○	2	0	0	0	0		○	○	○					

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(10) 都道府県名(群馬県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
68	千代田町	1,810	207	○	8	0	0	0	0	H20.9.1	○	○	○			○	○	
69	大泉町	6,384	2,835	○	158	15	4	7	6		○							
70	邑楽町	4,389	415	○	0	0	0	0	0		○							
81	みなかみ町	4,271	390	○	31	1	0	0	1	H20.8.31	○	○	○			○	○	
82	みどり市	8,307	916	○	206	21	11	11	8		○						○	
83	東吾妻町	2,725	223	○	29	0	0	0	0		○							
都道府県合計		346,308	47,187	38	9,988	979	379	703	418		36	22	23	5	7	21	19	12
滞納者と接触を図るための具体的な取組				・税、福祉などの担当課との連携による情報共有〔富岡市他〕・納税相談会を開催〔桐生市他〕・時間外の納税相談〔みどり市他〕 ・保険証の巡回配布時の納入勧奨〔上野村〕・休日相談会(窓口)の開催〔前橋市他〕														
子供のいる世帯に対する特別な取組				・乳幼児のいる世帯に対し密な電話催告〔みどり市〕・医療機関の受診状況等を確認の上、慎重に対応〔富岡市〕・電話、訪問等による実状把握〔千代田町他〕 ・税、水道、福祉担当課と連携した訪問〔甘楽町他〕														
特別な事情の有無の判断のための特別な取組				・福祉担当者等との連絡により生活状況を把握する〔昭和村他〕・審査委員会等において交付判定〔伊勢崎市他〕・収納担当課等との情報交換・協議〔高崎市他〕														

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書				資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組									
				実況	交付 状況	資格証明書交付世帯のうち			日付	文書 催告	電話 催告	休日 訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数									
滞納者と接触を図るための具体的な取組				<p>休日納税相談窓口の開設(吉見町)</p> <p>収税課と連携し情報の共有を図る。(三芳町)</p> <p>住民登録担当部署と連携し、滞納者が転出の手続きに着手した場合に納税相談を行う。(宮代町)</p> <p>保険証更新の際に、滞納者の呼び出しを行い、納税相談時に保険証を渡す。(宮代町)</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(東秋文字)</p> <p>住民(転出等)・税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(横瀬町)</p> <p>税などの担当課と連携し情報の共有を図る。(神川町)</p> <p>休日および夜間の納税相談窓口の開設。(真吉町)</p> <p>短期被保険者証の交付・休日時間外の納税窓口開設・個別の呼び出し(松伏町)</p> <p>保険証の更新時に納税相談期間を設け実施する。(北川辺町)</p> <p>納税相談を実施(美里町)</p> <p>被保険者証の更新に際し、郵送での交付に替えて窓口での交付としている。(東松山市)</p> <p>税務課・水道課などと連携を図り、情報の共有を行っている。(川島町)</p> <p>課税・収納、住民などの担当課と連携し、接触の機会を逃さないようにしている。(本庄市)</p> <p>水道課・税務課・収納課等と連携し情報の共有を図る。(加須市)</p> <p>税・福祉などの担当課と連携し情報の共有を図る。(日高市)</p> <p>納付相談(平日・休日)を行う。(日高市)</p> <p>税担当課と連携し情報の共有を図る。(深谷市)</p> <p>課税担当と収税担当で共通のシステムを導入し、納付や交渉の履歴等情報の共有化を図る。(伊奈町)</p> <p>転出時・社保加入時等、滞納者との接触があった際に収税担当に確認をとる。(伊奈町)</p> <p>納税課と連携し、情報の共有を図る。(久喜市)</p> <p>徴収担当課と連携し、情報の共有を図り、納税折衝・納税相談の機会を得る。(栗橋町)</p> <p>住民税、固定資産税の課税状況や収納状況を担当課と連携し、情報の共有を図っている。(志木市)</p> <p>関係各課と連携し情報の共有を図る。(小川町)</p> <p>保険証の更新時に催告文書を送付する。(吉川市)</p> <p>税担当課と連携し情報の共有を図る。(狭山市)</p> <p>資格証明書を交付する前に短期被保険者証を窓口交付し、接触の機会を図っている。(幸手市)</p> <p>税務課・健康福祉課・水道課などの担当課と連携し情報の共有を図る。(越生町)</p> <p>税などの担当課と連携し情報の共有を図る。(八潮市)</p> <p>短期被保険者証を窓口交付としている。(毛呂山町)</p>													
				<p>必ず世帯構成を確認し、規定はないが満15歳以下のいる世帯には交付していない。(鳩山町)</p> <p>毎年1・2月に、子供のいる世帯のみ訪問している。(入間市)</p> <p>子供のいないに關係なく滞納者に対しては接触を図り、納税相談を実施。(川島町)</p> <p>訪問し実情を調査する。(加須市)</p> <p>納税相談に着手すれば、状況に応じ短期証にする。(坂戸市)</p> <p>現在検討中(熊谷市)</p> <p>資格証明書対象世帯リストアップ後、通常世帯については最低1回訪問するところを、最低2回以上訪問し、極力、折衝できるように努める。(久喜市)</p> <p>滞納世帯の実情把握したうえで配慮する。(栗橋町)</p> <p>発行の見送り。(小川町)</p> <p>就学前幼児がいる世帯には資格証を発行していない。(吉川市)</p> <p>乳幼児医療費に関する届の提出により資格証の交付対象から除外(三郷市)</p> <p><small>春日部市国民健康保険被保険者証・被保険者資格証明書交付等事務取扱要領に基づき、小学生数超過しは児童数超過のいずれかがある場合は、滞納被保険者に係る資格証明書は交付しないこととしている。(春日部市)</small></p> <p>資格証明書を発行せず、短期証を発行する(狭山市)</p> <p>交付対象者認定審査会を設けし交付について審査を行っている。(幸手市)</p>													
子供のいる世帯に対する特別な取組				<p>資格証認定審査会にて、判断する。(さいたま市)</p> <p>認定審査会を設けし、判定を行う。(松伏町)</p> <p>特別の事情の判定が困難な場合は第三委員会を設置し判定を行う。(吉見町)</p> <p>資格証明書への処分を最終決定する認定審査会において、乳幼児に関しては慎重に判断している。(越谷市)</p> <p>被保険者証更新時の面談において、納付遅延理由届出書を要領している。(東松山市)</p> <p>資格証明書交付対象者認定審査会を設けし、判定を行う。(加須市)</p> <p>飯能市国民健康保険被保険者資格証明書交付対象者認定審査会を設けし、判定を行う。(飯能市)</p> <p>資格証明書交付に関する事務取扱基準により、特別な事情の判断を行う。(栗橋町)</p> <p>国民健康保険被保険者資格証明書交付対象者認定審査会を設けし、判定を行う。(嵐山町)</p>													
				<p>審査委員会を設けし判定を行う。(小川町)</p> <p>特別の事情に関する届が提出された場合、資格証交付対象者認定審査会において妥当性を審査する。(三郷市)</p> <p>春日部市国民健康保険被保険者資格証明書交付等審査委員会を設けし、判定を行っている。(春日部市)</p> <p>税担当課と連携し、納付状況・相談・誓約の内容を判断材料の一つとして加える。(狭山市)</p> <p>資格証明書交付対象認定審査会を設けし、判定を行う。(寄居町)</p> <p>交付対象者認定審査会を設けし審査を行っている。(幸手市)</p> <p>認定審査会を設けし、判定を行う。(八潮市)</p> <p>世帯の診療状況はレセプトで確認している。(鳩山町)</p>													
特別の事情の有無の判断のための特別な取組				<p>審査委員会を設けし判定を行う。(小川町)</p> <p>特別の事情に関する届が提出された場合、資格証交付対象者認定審査会において妥当性を審査する。(三郷市)</p> <p>春日部市国民健康保険被保険者資格証明書交付等審査委員会を設けし、判定を行っている。(春日部市)</p> <p>税担当課と連携し、納付状況・相談・誓約の内容を判断材料の一つとして加える。(狭山市)</p> <p>資格証明書交付対象認定審査会を設けし、判定を行う。(寄居町)</p> <p>交付対象者認定審査会を設けし審査を行っている。(幸手市)</p> <p>認定審査会を設けし、判定を行う。(八潮市)</p> <p>世帯の診療状況はレセプトで確認している。(鳩山町)</p>													
				<p>審査委員会を設けし判定を行う。(小川町)</p> <p>特別の事情に関する届が提出された場合、資格証交付対象者認定審査会において妥当性を審査する。(三郷市)</p> <p>春日部市国民健康保険被保険者資格証明書交付等審査委員会を設けし、判定を行っている。(春日部市)</p> <p>税担当課と連携し、納付状況・相談・誓約の内容を判断材料の一つとして加える。(狭山市)</p> <p>資格証明書交付対象認定審査会を設けし、判定を行う。(寄居町)</p> <p>交付対象者認定審査会を設けし審査を行っている。(幸手市)</p> <p>認定審査会を設けし、判定を行う。(八潮市)</p> <p>世帯の診療状況はレセプトで確認している。(鳩山町)</p>													

滞納者と接触を図るための具体的な取組	<p>窓口納付相談及び税務課徴収係での戸別訪問による納税意識の促進、納税相談等連携を図る。(印旛村)</p> <p>税等の担当課と連携し、情報共有を図る。(市川市、旭市、須賀野市、旭ヶ谷市、四街道市、御宿町、白井市、白子町、八戸市、睦沢町、茨城県市、特防町、野口市、柏市、野田市、高津市、いすみ市、新田町、茨城県、茂原市、長生村、飯沼町)</p> <p>休日開庁及び休日納税相談の実施(佐倉市、山武市、八千代市)</p> <p>滞納分がある世帯については、短期保険証を窓口で交付することし、税務課との連携を図る。(芝山町)</p> <p>資格証明書の交付以前に短期証の交付を行っている。他保険加入者と思われる世帯について、文書での届け出の催告それに応じない場合には、勤務先に社保加入調査を実施。(船橋市)</p> <p>夜間及び休日の本庁や出張納付相談会実施。(船橋市)</p> <p>弁明の機会を2回設けている。(船橋市)</p> <p>他保険加入者と思われる世帯について、文書での届け出の催告それに応じない場合には、勤務先に社保加入調査を実施。(船橋市)</p> <p>収納係と連携して、定期的な訪問を実施している。(長南町)</p> <p>税務課と課戸徴収、あるいは短期保険証の窓口交付により、滞納者と接触を図る。(多古町)</p> <p>税担当課と連携し電話催告や訪問徴収を行う。資格証明書事前通知を送付。(富里市)</p> <p>文書催告年2回 休日納付相談会年2回 差押予告通知随時(流山市)</p> <p>督促状を送付後、催告書、返還請求書等により納付相談を促す文書催告を行うとともに、職員の出戸徴収、電話催告及び特別徴収員による訪問徴収を行っている。(千葉市)</p> <p>特別徴収班で年3回戸別訪問を行っている。(長生村)</p> <p>滞納世帯には有効期間1ヶ月の保険証を渡すことにより、毎月の更新時に計画的に納税して頂くことにしている。(長柄町)</p> <p>過去の交渉履歴から接触の可能性が高い時間帯に重点的に訪問する。(横芝光町)</p> <p>納税相談等を行い、必ず接触を図り実情を把握。(御宿町)</p> <p>市税全般の夜間及び休日徴収窓口の開設、夜間及び休日徴収課戸の強化、差押え等の処分(東金市)</p> <p>診療確認をしている(松戸市)</p>
子供のいる世帯に対する特別な取組	<p>就学前の子供に対しては資格証明書ではなく短期保険証を交付する。(四街道市)</p> <p>電話、窓口相談等により実情を把握する。(印旛村)</p> <p>就学前児童については、一般被保険者証を交付。(鴨川市、勝浦市、大多喜町)</p> <p>今後、乳幼児に対し保険証交付予定。(佐倉市)</p> <p>20年10月1日より、①乳幼児や義務教育を受けている児童・生徒、②高等学校へ在学し、保護者の扶養となっている生徒、③ひとり親家庭等の医療費の助成対象者、④精神障害者の医療費助成対象者、⑤重度心身障害者の医療費助成対象者等を資格証明書交付の除外とする予定で、現在、取扱要領の改正を行っている。(市川市)</p> <p>就学前の子供に対しては、資格証を発行せず短期保険証を交付している。(船橋市)</p> <p>子どものみ(義務教育終了まで)短期保険者証に切り替え、世帯主に対して窓口で更新いただけるよう文書を送付(その時に納付相談等実施)(白井市)</p> <p>中学校以下の者について、当該本人に対し、短期被保険者証を交付している。(八街市)</p> <p>訪問を行い、納付相談するよう促す。(八千代市)</p> <p>税担当課と連携し電話催告や訪問徴収を行う。資格証明書事前通知を送付。(富里市)</p> <p>文書連絡を行い相談日を設置している。(睦沢町)</p> <p>中学生以下の被保険者に対しては資格証明書は交付していない。(事務取扱要領に規定)(習志野市)</p> <p>弁明書による状況調査。(袖ヶ浦市)</p> <p>必ず訪問を行い、実情を把握している。(特防町)</p> <p>電話にて状況を確認する。(訪問する場合もある。)(大網白里町)</p> <p>訪問等を行い、実情を把握する。(多古町、白子町、長生村)</p> <p>特にその世帯の現在の収入を勘案して、なるべく保険証を渡すようにしている。(長柄町)</p> <p>15歳以下の子供のいる世帯については、医療の必要性が高いと考えられるため、電話催告、臨戸、収納員の活用等により、積極的に接触を図っている。(柏市)</p> <p>未就学児のいる世帯については、短期証を交付しているが、督促、催告、収納員による臨戸徴収により、収納に努めている。(栄町)</p> <p>相談に来庁した世帯については、国保税の納付が困難な実情を把握した上で子供のみ短期保険証を交付している。(九十九里町)</p> <p>現在当市で発行されている資格証世帯については、相談等の接触が困難であったり、納付状況が極めて劣悪である世帯に限られている。相談があれば、柔軟に対応する事は可能です。(いすみ市)</p> <p>就学前の子供がいる世帯へは、資格証明書の発行は行わないこととしている。(我孫子市)</p> <p>診療確認をしている。(松戸市)</p>
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	<p>催告書に内容を記載するとともに、その後の「弁明の機会付与通知」においても説明を加え、状況把握に努めている。(市原市)</p> <p>第三者委員会の設置については、現在、検討中。(市川市)</p> <p>資格予定世帯については、障害認定の有無を関係部署に確認(船橋市)</p> <p>税務住民課・保健福祉課等の担当課と共同で判定を行っている。(御宿町)</p> <p>文書連絡を行い相談日を設置している。(睦沢町)</p> <p>世帯状況調査票を提出させて生活困難度を判断している。(鎌ヶ谷市)</p> <p>臨戸訪問を行うことにより、滞納者の事情の把握を行っている。(我孫子市、白子町)</p> <p>庁内で設置している審査会を開催し、判定を行う。(鎌南町)</p> <p>必ず滞納者と接触(納税相談等)を行い、詳しい実情の聞き取りをしたり、関連する資料等の提出を求め取扱要領を基に判断を行っている。(いすみ市)</p> <p>弁明書の送付による弁明の機会を付与をあたえ、相談等を行っている。(我孫子市)</p> <p>生活状況調査書の提出により判定(松戸市)</p>

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該被保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

27	三鷹市	37,381	7,458	○	4	0	0	0	0	20.5.31	○	○		○		○			
28	青梅市	22,006		○	193	7	0	2	7	20.8.31	○								
29	府中市	38,578	11,895	○	18	0	0	0	0		○								
30	昭島市	33,365		○	192					20.9.1	○	○	○	○	○	○	○		
31	調布市	36,559	10,678	○	478	0	0	0	0	20.6.1	○	○	○						
32	町田市	67,427	7,376	○	2,250	201	57	147	116	20.6.30	○								
33	福生市	28,885		○	20	0	0	0	0	20.9.1	○	○	○		○		○		
34	羽村市	9,559	2,655	○	19						○	○	○	○	○	○	○	○	
35	瑞穂町	6,161	1,484	○	0													○	
36	あきる野市	13,291	2,161							20.8.31			5						
37	日の出町	2,587	237	○	0						○	○	○			○	○		
39	檜原村	558	50	○	0						○	○	○			○	○		
40	奥多摩町	1,939	150	○	1	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○		
42	日野市	27,442	8,523							世帯数(20.8.31) 滞納世帯数 (20.9.10)									
44	多摩市	24,594	4,939	○	105	3	0	1	2	20.9.11	○	○	○			○			
45	稲城市	11,769	2,768	○	82	0	0	0	0	20.5.31	○	○	○	○	○	○	○		
46	国立市	12,522		○	22	0	0	0	0	20.7.31	○	○	○		○	○			
47	狛江市	14,265	4,072	○	9	0	0	0	0	20.8.31	○	○	○		○				
48	小金井市	17,818	2,817																
49	国分寺市	29,170	2,419	○	0	0	0	0	0	20.6.1		○	○	○				○	
51	武蔵村山市	12,818	2,995							20.8.31									
52	東大和市	14,199	2,623							20.6.1									
53	東村山市	26,612	5,213	○	16						○	○	○						
54	清瀬市	13,117	1,590	○	9	3	2	1	1	20.9.1	○	○		○		○			
55	東久留米市	35,965	2,775	○	0	0	0	0	0	20.9.1	○	○		○		○			
57	西東京市	33,325	4,426																
58	小平市	144,992	7,088	○	148	0	0	0	0	20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○	
59	大島町	2,340	298																
60	利島村	81	20																
61	新島村	744	123	○	3	0	0	0	0	20.8.31	○								
62	神津島村	540	82	○	10	3	1	2	0		○	○	○						
63	三宅村	805																	
64	御蔵島村	59	0																
65	八丈町	2,596	367	○	79	1			2	20.8.31	○	○	○			○	○		
66	青ヶ島村	51	10																
67	小笠原村	606	34	○	0					20.8.31	○	○	○						
都道府県合計		2,610,579	551,611	50	30,379	619	182	418	306			48	37	35	22	24	26	20	9

<p>滞納者と接触を図るための具体的な取組</p>	<p>税務課、子育て支援課、出張所等と連携し情報の共有化を図っている。 休日(土・日)納付相談を実施(年延べ6日)している。 周知は区広報紙への掲載及び滞納者へ相談はがきを送付している。 催告書等の送付や税務課で申告書の閲覧など情報提供を行っている。 税・介護・長寿担当と連携して情報の共有を図っている。 通知および電話催告のほか、勤務先への給与調査など。 短期被保険者証の交付。 短期証は窓口交付とし、更新時は必ず相談をしている。 納付相談通知、弁明書の提出を求める通知の送付。 徴収嘱託員による訪問を実施。 年間5回実施している休日(日曜日)臨時窓口への呼出。 一般の納付勧奨とは別に資格証を対象として訪問調査や納付相談手紙を郵送している。 滞納管理システムにより税の担当課と連携し情報の共有を図っている。 弁明書通知を送付して、来庁相談を実施している。 年間5回実施している休日(日曜日)臨時窓口への呼出。 ①財産差押(差押執行通知を送付し、呼出・差押通知による呼出)。②短期被保険者証の交付(6ヶ月):6ヶ月ごとに保険証の更新に来庁させ納税相談を行う。 滞納者と接触前には、必ず対象者の家族状況を調査し、水道使用料や子供がいる場合には、保育料・給食費等の納入状況を確認する。 徴収プロジェクトチームによる訪問、予告通知書を担当が直接訪問。 予告通知を配達記録にて送付。 税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有化を図る。 収納課にて来庁指定書を送付して納付を促したり、収納相談を受けている。 窓口での資格届出・給付申請時において、国保税納税協力を要請を行っている。</p>
<p>子供のいる世帯に対する特別な取組</p>	<p>世帯記録画面にて、子供のいる世帯を把握し、基本的には除外している。 0歳から義務教育年齢までの子供がいる世帯は、資格証交付世帯から除外している。 医療助成対象者(義務教育終了前)のいる世帯については資格証明書交付世帯より除外する。 催告書等の送付や税務課で申告書の閲覧など情報交換を行っている。 子供のいる世帯に関わらず滞納世帯については徴収嘱託員が訪問している。 訪問を行い実態を把握するとともに、関係機関からの情報を収集し、緊急を要する場合等については保険証を交付している。 文書発送および訪問等により、特別の事情の届出書の提出を促し、提出があると適用除外、または解除としている。 中学生以下については、乳幼児医療制度・子ども医療制度の助成の有無を確認し、資格証明書交付世帯でも助成中の本人については短期保険証を交付している。 資格証明書交付対象世帯について、世帯構成を調査し実情を把握する。 夏休み期間中に、嘱託収納員が訪問し、実情を把握する取組みを行った。(20年8月) 基準から対象外として、事前に点検を行い除外している。 ①新規資格証該当者選定時、「乳幼児医療助成制度」「ひとり親家庭医療費助成制度」該当の場合には除外。②現在資格証該当者で、「乳幼児医療助成制度」「義務教育就学児医療助成制度」「ひとり親家庭医療助成制度」に該当となった場合は、届出により資格証解除。なお、公簿等で確認できる場合は届出を省略できる。 乳幼児に対しては資格証でなく短期証に変更している。 乳幼児・障害者・ひとり親・就学児の医療助成対象者は資格証交付対象からはずす規定にしている。 地方単独の難病医療費助成対象者等は適用除外。 心身障害時の医療費の助成に関する条例(都条例)、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(都規則)、市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例、市乳幼児の医療費に助成に関する条例、市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定による医療給付を受けることができる。</p>
<p>特別の事情の有無の判断のための特別な取組</p>	<p>処分判定会議において判定する。資格証明書事務取扱要綱に基づき、資格証交付基準を定めている。 判定に際しては、収納課と協議する。 弁明書の提出を求め、納付状況や納付誓約等と併せて総合的に判断している。 義務教育までの子どもに対しては公費で自己負担金を負担しているため資格証は発行しない特別の事情の申出が現在まで特にないが、資格証発行・解除は審査会で判定。レセプト等により医療機関受診状況の調査。 行政手続法、条例に基づき、事前に弁明の機会を付与(書面の提出)し、弁明審査会で承認、不承認を決定。 課内に審査会を設置している。 低所得者世帯(保険料の7.5・2割減額の認定を受けている世帯)は対象外としている。 受付担当、資格証担当、主査、主幹とで判定を行う。 国民健康保険料滞納者対策対象者審査会を設置し、審査を行う。</p>

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号(14) 都道府県名(神奈川県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	横浜市	553,633	100,875	○	29,250	不明	0	2,266	1,426	H19.3.31	○	○	○	○	○	○	○	
2	川崎市	211,695	43,627	○	4647	5	0	5	0	H20.8.31	○							
3	横須賀市	71,452	8,473	○	3490	278	94	214	138		○		○		○	○		○
4	平塚市	43,107	7,836	○	37	1	0	1	1	H20.6.1	○	○	○				○	
5	鎌倉市	29,919	4,446	○	0													
6	藤沢市	62,360	14,416	○	166	2	0	1	1		○							
7	小田原市	33,622	5,513	○	9	0	0	0	0		○		○		○		○	
8	茅ヶ崎市	37,007	7,377	○	78	0	0	0	0		○							
9	逗子市	10327	1658	○	20	3	0	2	2	H20.8.31			○					
10	相模原市	117,124	18,867	○	332	0	0	0	0	H20.8.31	○							○
11	三浦市	9,784	1,967	○	120	4	0	3	2	H20.8.31	○							
12	秦野市	25,935	7,176	○	356	24	2	16	13	H20.5.31	○							
13	厚木市	36339	11669	○	62	4	0	0	4	H20.6.1	○	○			○			○
14	大和市	38,873	4,793	○	858	137	28	83	36	H20.9.1	○	○	○		○	○	○	○
15	伊勢原市	27,694	1,273	○	206	10	0	7	7	H20.9.1	○							
16	海老名市	19,192	2,743	○	251	14	0	0	8	H20.9.19	○	○				○		
17	座間市	21,579	3,505	○	44	7	2	6	2	H20.8.31	○	○				○		○
18	南足柄市	6,974	1,388	○	0		0			H20.8.31								
19	栗山町	5,813	1,541	○	17	0	0	0	0	H20.5.31	○							
20	寒川町	7,875	1,153	○	164	7	0	4	6		○			○	○	○		
21	綾瀬市	14,965	3,978	○	119	2	0	2	1		○	○	○	○	○	○	○	
22	大磯町	5,680	689	○	0													
23	二宮町	5,146	480	○	82	1	0	1	0		○		○		○			
24	中井町	1,596	108	○	0						○	○	○			○	○	
25	大井町	2747	349	○	5	1	0	1	1	H20.6.1	○	○	○			○	○	
26	松田町	2,085	197	○	0						○	○	○			○	○	
27	山北町	2,022	128	○	0					H20.9.1								
28	關成町	2,292	328	○	0													
29	箱根町	2,828	879	○	5	0	0	0	0	H20.6.1	○	○						
30	真鶴町	1769	432	○	17	0	0	0	0		○							
31	湯河原町	6003	1787	○	0						○	○	○			○	○	
32	愛川町	8,965	3,111	○	220	0	0	0	0	H20.5.31	○	○				○	○	
33	清川村	580	142	○	10	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	
都道府県合計		1,426,982	262,904	33	40,565	500	126	2,612	1,648		27	14	13	4	9	14	10	5

備考

世帯数20/9/1現在、滞納世帯数20/9/15現在

滞納世帯数は5/31現在。5月末に資格を喪失していても滞納があれば1世帯としてカウ

滞納者と接触を図るための具体的な取組	<p>(例) 税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(〇〇市)</p> <p>組織化した全庁的な滞納対策担当と連携し、情報の共有化を図る(横須賀市)</p> <p>収納担当課と連携し情報の共有を図る。(大和市、海老名市)</p> <p>税務担当課等と連携し情報の共有を図る(秦野市、座間市、二宮町、大井町、松田町、箱根町、湯河原町、清川村)</p> <p>証返還請求書を送る前に証返還予告通知を送し、休日納税相談等を設け、接触の機会を増やす。(相模原市)</p> <p>短期証交付の段階で、窓口交付として折衝の機会を設ける。(三浦市)</p> <p>休日、夜間に臨時窓口を開設している。(厚木市)</p> <p>保険証更新時、滞納世帯に対しては郵送による交付ではなく窓口で直接交付を行い、その際納付の確約や促すなどしている。(伊勢原市、清川村)</p>
子供のいる世帯に対する特別な取組	<p>(例) 必ず訪問を行い、実情を把握する。(△△町)</p> <p>資格証明書世帯の子供が急病の場合、経済状況を考慮した保険料の納付で短期被保険者証を交付する。(横浜市・横須賀市)</p> <p>市医療費助成条例に基づき重度心身障害者、一人親家庭、乳幼児医療費または小児入院医療費の助成を受けている世帯については資格証明書の発行を行わない。(相模原市)</p> <p>市独自に助成対象となっている重度障害、小児、ひとり親、老人医療費助成制度(経過措置)の適用を受けている場合は実情を考慮する。(川崎市)</p> <p>福祉医療(小児、ひとり親、重度障害)対象世帯については資格証明書の対象から除外している。(三浦市)</p> <p>小児医療証発行世帯については、資格者証を発行しない。(伊勢原市)</p> <p>必ず医療証等の発行の有無を確認し、医療証等発行されているものには通常証を発行している。(公費負担及び市医療費助成に該当する者)(座間市)</p> <p>中学生以下の世帯構成員がいる世帯には新規に資格証を発行しない。(二宮町)</p> <p>納税交渉時に詳しく聞き取りにより実情を把握し、小学生以下の子どもには一般証を交付する。(海老名市)</p> <p>必ず訪問を行うなど家族に接触して、家庭の実情を十分把握するなどしている。(清川村)</p> <p>福祉、教育部門と連携し、情報の共有を図り、実情を把握している。(松田町)</p> <p>税と滞納整理管理システムを共有しており、過去の折衝記録等から滞納世帯の状況を把握する。(小田原市)</p>
特別の事情の有無の判断のための特別な取組	<p>(例) 第三者委員会を設置し、判定を行う。(□□市)</p> <p>政令及び省令に沿って判断し、対象者の話を良く聞いた上で、国保職員の話し合いの場を設け決定する。(座間市)</p>

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(15) 都道府県名(新潟県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	新潟市	114,742	20,557	○	1,083	28	4	16	18	H20.8.1	○	○	○	○	○	○	○	
		37,645	3,890	○	477	43	0	0	0	世帯数 H20.7.3 滞納世帯数 H20.5.31 交付世帯数 H20.8.1	○	○	○	○	○	○	○	○
2	長岡市	26,374	3,235	○	234	18	4	14	7	H20.8.31 (ただし交 付世帯数は H20.9.1)	○	○	○			○	○	○
3	上越市	14,123	1,298	○	73	2	0	0	0	H20.8.1	○	○	○			○	○	
4	三条市	13,004	912	○	20	4	0	3	1	H20.9.12	○	○	○			○	○	
5	柏崎市	14,677	1,043	○	179	24	0	0	0	H20.7.31	○		○		○			
6	新発田市	5,450	512	○	35	1	0	1	0	H20.8.29		○	○			○		○
8	小千谷市	4,481	649															
9	加茂市	5,621	373	○	15	1	0	0	2	H20.7.31	○	○						○
11	見附市	10,621	1,498	○	67	0	0	0	0		○							○
12	村上市	17,812	471	○	4	1	0	0	2		○	○	○			○	○	
15	糸魚川市	5,116	233	○	37	0	0	0	0		○	○	○			○	○	○
16	妙高市	8,412	99	○	82	6	1	4	4		○	○	○			○	○	○
17	五泉市	6,608	1,109	○	82	9	2	6	4		○	○	○					○
201	阿賀野市	11,222	9,371	○	283	32	12	15	5	H20.8.29	○		○					○
202	佐渡市	6,132	490	○	27	4	0	0	0		○	○	○					
203	魚沼市	9,255	1,537	○	151	21	5	17	9		○	○	○			○	○	○
204	南魚沼市	9,346	555	○	148	13	2	10	7		○	○	○			○	○	
205	十日町市	4,597	280	○	40	4	2	2	2		○							
206	胎内市	11,569	1,562	○	34	0	0	0	0	H20.7.31	○							
207	燕市	1,803	86	○	49	6	1	2	6		○	○	○			○	○	
26	聖籠町	1,148	84	○	0	0	0	0	0									
36	弥彦村	1,829	149	○														
46	田上町	802	30	○	0													
55	出雲崎町	681	65	○	0	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
58	川口町	1,686	220	○	44	6	0	0	0		○	○	○					
65	湯沢町	1,765	99	○	6	1	0	3	0		○	○	○			○	○	○
70	津南町	631	68	○	0	0	0	0	0		○	○	○					
74	刈羽村	984	38	○	12	1	0	1	1		○	○	○			○	○	
95	関川村	80	6															
100	粟島浦村	2,448	84	○	3	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
251	阿賀町																	
都道府県合計		350,664	50,603	29	3,185	225	33	94	68		24	20	21	3	4	16	17	10

滞納者と接触を図るための具体的な取組	休日や時間外に開庁し、特別納付相談窓口を開設することで、相談の機会を設けている。(長岡市)
	税収納・福祉などの担当課と連携して取り組んでいる。(上越市・新発田市・小千谷市・糸魚川市・五泉市・川口町・魚沼市・津南町)
	滞納管理システムを利用し、納付・処分・折衝等の情報を関係課と共有している。また、担当者と連携をとることに努めている。(上越市・胎内市)
	基本的には、相談を受けてもらうことで短期証へ切り替えることとしている。(上越市)
	収納課より保険税徴収と合わせて状況の提供を受ける(三条市)
	納税担当課と連携し情報の共有を図る。(柏崎市・見附市・出雲崎町・津南町・十日町市)
	特に母子家庭など訪問を行い、世帯の状況などの実情を把握するようにしている。(新発田市)
	月1回程度の電話催告や訪問を実施し、実情を把握しながら可能な限り、短期証へ移行している。(小千谷市)
	税務課と連携し、催告書を送り納税相談窓口を設けた。(村上市)
	呼び出しによる納税相談の実施。(期間を定めて実施…土曜日の午前および窓口延長日(木曜日、午後7時まで)を含む。)(妙高市)
	保険証交付時に長期滞納者は窓口交付をしている。納付誓約書を記入してもらい短期に切り替えている。(川口町)
	納税相談(年4回)(佐渡市・胎内市)
	被保険者証更新前に納税相談週間を設定し、納税相談を実施している。(南魚沼市)
公共料金徴収係(町民生活課)で、全ての税・料について滞納世帯ごとに徴収担当を決め、一体的、定期的(休日・夜間を問わず)に徴収している。(阿賀町)	
子供のいる世帯に対する特別な取組	子供のいない世帯よりも電話催告や訪問の回数を多くし、接触の機会を増やす。(新潟市)
	資格証明書交付世帯で中学生以下の被保険者については資格証明書を交付せず短期証を交付する。(長岡市・三条市・魚沼市・出雲崎町)
	資格証明書交付世帯で未就学の被保険者については資格証明書を交付せず短期証を交付する。(新発田市・柏崎市)
	資格証明書交付世帯で中学生以下の子供のいる世帯については世帯主の適用免除の申請により、短期証を交付している。(村上市)
	小学生以下の子供のいる世帯は資格証明書を交付しないこととしている。(糸魚川市・妙高市)
	資格証明書交付世帯で中学生以下の被保険者については資格証明書を交付せず被保険者証を交付する。(湯沢町)
	子育て支援担当課と連携し、実情を把握する。(南魚沼市)
	中学生以下の子供のいる世帯は資格証明書を交付しないこととしている。(燕市)
	必ず納付相談を行い、納付の意欲、考え方、特別な事情等を詳細に把握している。(津南町)
	資格証明書交付世帯で中学生以下の被保険者については世帯主の届出により資格証明書を交付せず被保険者証を交付する。(関川村)
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	税収納・福祉などの担当課と連携して取り組んでいる。(上越市)
	資格証の交付にあたり「国民健康保険被保険者資格証明書交付審査委員会」を設置している。(上越市・燕市)
	特別な取組はしていませんが、資格証発送時の送付文には、特別な事情のある方は相談の受付がある旨の通知を行っています。(柏崎市)
	課内で協議を行う。(糸魚川市)
	保険証更新時の納税相談を税収係と国保担当職員で行い、状況を把握する。(五泉市)
	資格証明書等交付審査委員会を設置し、税・福祉部門と連携して総合的に判断している。(魚沼市・南魚沼市)
	資格者証交付審査委員会を設置し、年2回審査会を開催。審査会の事前に文書での催告、納付相談を実施する。(十日町市)
	税収納担当課と連携して納税相談を行うことにより特別な事情を把握し、両課協議の上で資格証を交付している。(胎内市)
被保険者資格証明書交付事務取扱要綱を定め、それにより納付相談、指導を行い、事情を考慮した納付計画を誓約書として提出いただく。履行がない場合、発行の判断をしている。(津南町)	

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号（16）都道府県名（富山県）

保険者番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	富山市	56351	9240	○	2036	140	64	97	46	H20.9.12	○		○		○	○		
2	高岡市	33678	3064	○	139	0	0	0	0	H20.3.31	○	○	○	○	○	○	○	○
4	魚津市	6118	298	○	110	8	2	4	6		○	○	○			○	○	
5	氷見市	7145	411	○	127	6	3	4	1	H20.8.31	○	○	○	○		○	○	○
6	滑川市	4204	357	○	45	8	3	7	2	滞納世帯、滞納世帯数 /2020.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
7	黒部市	5620	435	○	1	0	0	0	0	H20.9.1	○	○	○			○	○	
8	砺波市	5806	268	○	38	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○			○	○	○
9	小矢部市	4107	233	○	52	1	0	0	1		○	○	○			○	○	○
12	舟橋村	380	16	○	0	-	-	-	-		○	○	○	○		○	○	○
13	上市町	7622	398	○	0	-	-	-	-	世帯数H20.9.1	○	○	○			○	○	
14	立山町	4443	236	○	0	-	-	-	-		○	○	○			○	○	○
16	入善町	3633	163	○	1	0	0	0	0	世帯数H20.8.31	○	○	○			○	○	○
17	朝日町	2161	236	○	0					H20.6.1	○	○	○			○	○	○
36	南砺市	8115	258	○	11	0	0	0	0		○	○	○			○	○	○
037	射水市	11761	944	○	80	1	0	1	0		○	○	○	○	○	○	○	○
都道府県合計		161144	16557	15	2640	164	72	113	56		15	14	15	4	3	15	14	10
滞納者と接触を図るための具体的な取組				納税相談のため、時間外や休日に開庁している。（高岡市）、税務課と連携し情報の共有を図る。（氷見市）（南砺市）、税務課収納担当と連携し、納税相談を実施する。（滑川市） 税と連携し納税相談の機会を設け、納付誓約させる。（砺波市）、税・住民記録・福祉などの担当課と連携し情報の共有を図る。（小矢部市）、税・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。（舟橋村） 税・福祉・水道・建設などの担当課と連携し情報の共有化を図りながら、来庁を促し、実情を把握、また調査により、勤務先、実家などから接触に努める。（立山町）、納税相談の開催（入善町） 納税課・こども課・社会福祉課等関係課と連携を図り、電話や文書または訪問して積極的な接触の機会を増やすよう努力している。また、被保険証を交付する前に納税相談を開催して、滞納者とよく話し合いをしてから、交付するよう心がけている。（射水市）														
子供のいる世帯に対する特別な取組				滞納世帯の家族構成や収入状況及び収納担当の実態調査を基に、子供のいる世帯は十分な配慮をしている。（高岡市）福祉課児童福祉担当（特に母子世帯担当）と連携し、情報の共有を図る。（滑川市） こども課と連携を図り、生活状況ならびに家計の状況を聴取り、子供のいる世帯の生活の安定化をまもりながら、分納誓約納付等を促している。（射水市）														
特別な事情の有無の判断のための特別な取組				事実を証明できる書類（罹災証明書、盗難事故証明、廃業届、医療機関の診断書など）の提出を求める。（砺波市） 滞納世帯の家族構成及び収支状況等の実情を聞き取り調査で確認・把握した後、税担当及び国保資格担当課で、判定を行う（入善町） 災害等の状況把握の迅速化を図り、その事情に応じた交付に努めている。（射水市）														

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。（9月15日の場合は「日付」は空欄）
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納（過年度分のみ）がある世帯（平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。）をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付（対象）世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付（対象）世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること（未実施の項目は空欄にすること）。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書（催告書に内容を記入している場合も含む）を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員（臨時・嘱託を含む）が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員（臨時・嘱託を含む）が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員（臨時・嘱託を含む）が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(17) 都道府県名(石川県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書					資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組									
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
001	金沢市	63,171		○	754	18	0	0	18	2008/8/31	○	○	○	○	○	○		○
002	小松市	15,119	1,697	○	72	0	0	0	0	2008/9/1	○	○	○	○	○	○	○	
003	七尾市	9,002	1,797															
004	加賀市	12,900	2,512							2008/8/31								
005	輪島市	6,153	903	○	6	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
006	珠洲市	3,212	105	○	0						○	○	○			○	○	
007	羽咋市	3,538	171	○	8	0	0	0	0	2008/8/31	○	○	○		○		○	○
008	白山市	13,732	709	○	39	0	0	0	0		○	○	○			○		
010	能美市	6,023	654	○	0					2008/9/30	○	○	○			○	○	
013	川北町	586	23	○	0	0	0	0	0	2008/9/1	○	○	○			○	○	
015	野々市町	5,877	953	○	33	0	0	0	0		○	○	○		○	○	○	
022	津幡町	4,019	786															
023	かほく市	4,316	314	○	1	0	0	0	0	2008/8/31	○	○	○	○	○	○	○	
026	内灘町	3,517	322	○	1	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
027	志賀町	3,777	429	○	18	1	0	1	2		○	○	○			○	○	
028	宝達志水町	2,004	178															
032	中能登町	2,717	371							2008/8/31								
037	能登町	3,755	235							2008/8/31								
038	穴水町	1,742	86	○	13	1		1	1	2008/8/31	○	○	○			○	○	
都道府県合計		165,160	12,245	13	945	20	0	2	21		13	13	13	4	6	12	11	3

滞納者と接触を図るための具体的な取組	別紙
子供のいる世帯に対する特別な取組	別紙
特別の事情の有無の判断のための特別な取組	別紙

各市町の資格証明書交付における取組

保険者 番号	市町村 保険者名	滞納者と接触を図るための具体的な取組
001	金沢市	平日常中仕事等で接触できない滞納者のため、休日・夜間特別相談窓口を年4回実施している。 市民課及び市民センターに住民票等の申請に滞納者が来た場合に、納付相談を行っている。
002	小松市	
003	七尾市	
004	加賀市	国保証を窓口交付とし、接触を図る。税徴収員が滞納世帯を訪問する。
005	輪島市	税担当課と連携し情報の共有を図る。
006	珠洲市	税務課との連携
007	羽咋市	関係各課と情報の共有化を図っている。
008	白山市	納税課と情報の共有を図る。
010	能美市	収納対策室の設置により、税当局及び全庁で収納対策の強化を図っている。
013	川北町	税担当課と連携し情報の共有を図る。
015	野々市町	資格証明書交付対象者について調査期間を設け、訪問や電話催告を行い調査書を作成している。
022	津幡町	
023	かほく市	納税課課と連携し、滞納徴収強化週間を設け、その都度情報の共有を図る。
026	内灘町	税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。資産調査及び滞納処分を実施する。
027	志賀町	資格証明書の場合、大口で悪質な滞納者が多いことから差押えや分納誓約の提出を求める等の取組みを実施。
028	宝達志水町	
032	中能登町	
037	能登町	
038	穴水町	税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。夜間徴収(年2回 5月と12月)、納税相談(保険証更新時に適宜実施)の実施

保険者 番号	市町村 保険者名	子供のいる世帯に対する特別な取組
001	金沢市	小学生以下の子どもには資格証明書の交付はしない。
002	小松市	
003	七尾市	
004	加賀市	
005	輪島市	必ず訪問を行い、実情を把握する。
006	珠洲市	
007	羽咋市	世帯構成や給付の状況(医療機関での受診状況など)を把握するようにしている。
008	白山市	児童(高校生以下)は資格証明書の対象としない。
010	能美市	
013	川北町	税担当課と連携し情報の共有を図る。
015	野々市町	資格証明書交付対象者の調査書を作成し、世帯構成で小学生以下の子供がいる世帯については短期被保険者証としている
022	津幡町	
023	かほく市	家族構成等を確認したうえで、対応する。
026	内灘町	本人と接触した際に、毎回最新の経済状況等を把握する。
027	志賀町	
028	宝達志水町	
032	中能登町	
037	能登町	
038	穴水町	住民情報の確認、児童福祉担当者に確認し、情報共有。

保険者 番号	市町村 保険者名	特別の事情の有無の判断のための特別な取組
001	金沢市	資格証明書の交付の判断につき、「滞納世帯主等措置判定審査会」を課内に設けている。
002	小松市	特別の事情の審査を行うため、保険税滞納判定会議を開催。
003	七尾市	
004	加賀市	
005	輪島市	納税相談等により把握した情報を基に資格証明書交付審査委員会において判定を行う。
006	珠洲市	
007	羽咋市	国保担当課と税務担当課で組織された委員会で特別の事情について判断を行なっている。
008	白山市	納税課及び関係課と協議する。
010	能美市	
013	川北町	
015	野々市町	
022	津幡町	
023	かほく市	直接接触し、実情を把握した上で、関連課にて検討する。
026	内灘町	
027	志賀町	国保担当課と税務担当課で組織された資格証明書交付審査委員会において判定を行う。
028	宝達志水町	
032	中能登町	
037	能登町	
038	穴水町	震災被災者生活再建支援対象者名簿との照合、レセプトの点検(公費負担受給の有無)、税務課・健康福祉課の課長・課員で審査委員会を編成。

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(18) 都道府県名(福井県)

保険者番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書					資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組									
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
18001	福井市	35,422	5,827	○	1,578	155	67	121	61	H20.6.1	○	○	○			○	○	
18002	敦賀市	10,057	2,988	○	245	13	0	9	11		○	○	○			○	○	○
18004	小浜市	4,778	1,159	○	75	1	0	0	2		○	○	○			○	○	
18005	大野市	5,143	739	○	118	7	3	8	5	H20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	○
18006	勝山市	3,528	242	○	36	1	1	0	1		○	○	○			○	○	○
18007	鯖江市	8,849	1,020	○	257	23	0	14	11		○	○				○		
18008	あわら市	4,172	623	○	123	8	0	11	2		○	○	○			○	○	○
18009	越前市	10,671	2,226	○	221	19	7	16	7	H20.8.31	○	○	○			○	○	○
18010	坂井市	11,135	993	○	78	6	1	2	6		○	○	○			○	○	○
18082	永平寺町	2,356	295	○	0	0	0	0	0	H20.8.1	○	○	○			○	○	
18063	池田町	477	31	○	0	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○			○	○	
18079	南越前町	1,570	168	○	0	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○			○	○	○
18080	越前町	3,005	166	○	56	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○			○	○	○
18074	美浜町	1,652	142	○	22	0	0	0	0	H20.9.1	○		○				○	
18077	高浜町	1,589	149	○	0	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○			○	○	
18083	おおい町	1,219	38	○	2	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○			○	○	○
18081	若狭町	2,288	84	○	0	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
都道府県合計		107,911	16,890	17	2,811	233	79	181	106		17	16	16	2	2	15	16	9

滞納者と接触を図るための具体的な取組	(例)税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(○○市) 税担当課と連携し情報の共有を図る。(敦賀市)、市民課(国保資格担当)と税務課(国保税課徴収担当)が、情報の共有を図るとともに、共同で臨戸訪問を実施する。(大野市)、福祉・水道等の担当課と連携し、情報の共有を図る。(勝山市)、収納推進課・税務課・福祉課、と連携し情報の共有を図っている。(あわら市)、税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(越前市)、夜間窓口相談を開設(坂井市)、他の税金や上下水道料金並びに町からの支払いの関係など各課との情報を共有している。納入があれば短期の保険証を発行している(南越前町)、差押予告等による呼び出し通知の送付(越前町)、税・福祉などの担当課と連携し情報の共有を図る。(おおい町)
子供のいる世帯に対する特別な取組	(例)必ず訪問を行い、実情を把握する。(△△町) 資格証交付世帯であっても、乳幼児については短期証を交付している。(敦賀市)、児童養護施設等に入所している資格証交付対象世帯の児童等に対しては、通常の被保険者証を交付している。(大野市)、資格証交付世帯であっても、乳幼児については短期証を交付している。(鯖江市)、資格証交付世帯に対し、時間内及び時間外に訪問し世帯の状況を把握することを目的とした実態調査を実施。(平成20年9月)(越前市)、税・福祉などの担当課と連携し情報の共有を図り、実情を把握する。(おおい町)
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	(例)第三者委員会を設置し、判定を行う。(□□市) 国民健康保険資格証明書交付審査会を設置し、審査する。(平成20年9月1日施行)(福井市)、弁明書を提出させ、また、レセプトで医療機関の受診歴を確認し総合的に判断している。(敦賀市)、子供のいる世帯から特別な事情の申し出があった場合には、児童担当課等で実態を確認し、被保険者証を交付している。(大野市)、税・福祉などの担当課と連携し情報の共有を図り、判定を行う。(おおい町)

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判断できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号（ 19 ） 都道府県名（ 山梨県 ）

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	山梨市	14345	1091	○	60	4	1	5	1	2008/9/1	○	○	○			○	○	○
2	甲州市	4565	1152	○	0	0	0	0	0									
3	韮崎市	4626	669	○	77	2	1	1	0		○		○					○
4	都留市	5066	633	○	97	8	2	2	5		○	○	○			○	○	
5	大月市	4533	500	○	121	7	1	2	4		○		○					
6	甲府市	33880	8875	○	416	3	0	0	3	2008/8/31	○		○			○		○
7	富士吉田市	8569	1148	○	272	10	2	7	7		○		○					
13	笛吹市	12614	3873	○	9	0	0	0	0	2008/8/31	○							
23	市川三郷町	2918	312	○	61	4	2	3	1		○	○	○		○	○	○	
26	増穂町	1960	285	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
27	鯉沢町	648	29	○	0	0	0	0	0			○	○	○	○	○	○	○
29	早川町	272	5	○	0	0	0	0	0		○	○	○					
30	身延町	2680	175	○	33	0	0	0	0	2008/3/31	○	○	○			○	○	○
31	南部町	1496	116	○	0	0	0	0	0		○	○	○			○		
33	甲斐市	11151	2383	○	112	17	4	9	9	滞納世帯数のみ	○						○	
36	昭和町	4787	1034	○	0	0	0	0	0									
37	中央市	4281	1134	○	0	0	0	0	0									
40	南アルプス市	10629	947	○	6	1	0	0	1	2008/9/12	○							
50	北杜市	9372	1641	○	0	0	0	0	0									
56	道志村	624	27	○	2	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
57	西桂町	695	57	○	3	0	0	0	0		○							
58	山中湖村	1142	151	○	1	0	0	0	0		○	○	○					
59	忍野村	1028	127	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○		○		○
60	富士河口湖町	4022	925	○	15	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	
62	鳴沢村	560	5	○	0	0	0	0	0		○	○	○			○		
64	上野原市	4186	405	○	78	6	0	4	2	2008/9/1	○							
65	小菅村	357	0	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	
66	丹波山村	170	0	○	0	0	0	0	0									
都道府県合計		151176	27699	28	1363	62	13	33	33		22	14	18	5	5	13	10	7

滞納者と接触を図るための具体的な取組	市民課・福祉事務所などと連携を図り、情報の共有を図る。(山梨市)
	他市町村に転出した場合、実態調査の照会を当該市町村に対して行い、実情の把握に努める。(山梨市)
	不在の場合通知を入れる。休日・夜間窓口の設置。(韭崎市)
	徴収強化期間(10月～12月)に夜間電話催促、夜間訪問徴収を実施している(都留市)。
	徴収嘱託員と夜間訪問及び呼出書の送付を実施している。(甲府市)
	徴収対策本部を立ち上げ各課共有名簿を作成し、情報の共有を図っている。(市川三郷町)
	短期証の有効期限にあわせて督促訪問を行っている。(増穂町)
	税・福祉・水道・下水などの担当課と連携し情報の共有を図る。(皷沢町)
	各徴収金担当課と連携し情報の共有を図る。(身延町)
	督促状の他に催告書、呼出通知書、分納不履行通知、差押予告通知等を活用しながら滞納者と接触を図る。(甲斐市)
	滞納者との接触・交渉経過など取納課と情報共有。(南アルプス市)
税・介護保険・後期高齢者・水道などの担当と連携し情報の共有を図るとともに分担して訪問を行う。(道志村)	
税務課と連携し、窓口相談や訪問等に同席し説明する。(山中湖村)	
税・福祉・水道などの担当課と連携し、情報の共有を図る。(忍野村)	
徴収嘱託員が、主に夜間、休日に滞納者宅を訪問し、接触を図る。(富士河口湖町)	
税務徴収担当と連携し情報の共有を図る。(鳴沢村)	
子供のいる世帯に対する特別な取組	弁明書の提出を受けた世帯について、取納対策室と国保主管課で協議するが、子供がいるということを特別な事情としていない。(都留市)
	子供(小学生以下)の居る世帯については、資格証明書世帯とせず短期保険者証を交付し、再三呼出しと夜間電話を通じ納付指導を行っている。(甲府市)
	子供のいる世帯は対象外にしている。(笛吹市)
	療養施設等入所している児童については別途対応する(増穂町)
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	児童福祉施設入所者等には、世帯の状況等を勘案のうえ被保険者証を交付する。(都留市)
	課内協議により判定。(韭崎市)
	状況の判断できる書類の提出。(甲斐市)
	滞納者対策実施要領による特別な事情に関する届書の提出を求め、実態把握を行う。(忍野村)

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
10. 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
11. 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
12. 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
13. 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
14. 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
15. 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するためにしている取組について内容を記入すること。
16. 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

043	富士見町	2,281	177	○	0						○	○	○		○	○	○	○
044	原村	1,283	76	○	0						○	○	○			○	○	
046	辰野町	3,236	446	○	15	0					○	○	○			○	○	○
047	箕輪町	3,481	284	○	16	0					○	○	○				○	○
048	飯島町	1,461	73	○	0						○	○	○			○	○	
049	南箕輪村	1,851	189	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
050	中川村	720	16	○	0						○	○	○			○	○	
052	宮田村	1,190	69	○	14	1	0	1	1		○	○	○			○	○	○
053	木曾町	1,982	227	○	0						○	○	○			○	○	
054	上松町	880	100	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
055	南木曾町	757	34	○	0						○	○	○			○	○	○
057	木祖村	461	12	○	0						○	○	○			○	○	○
061	王滝村	187	8	○	0						○	○	○			○		
062	大桑村	682	30	○	0						○	○	○			○	○	
068	筑北村	919	25	○	5	0					○	○	○			○		○
069	麻績村	504	18	○	0						○	○	○	○	○	○	○	
071	生坂村	351	27	○	0						○	○	○	○	○	○	○	
072	波田町	2,202	361	○	10	0				H20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	○
073	山形村	1,210	101	○	0						○	○	○				○	
074	朝日村	657	38	○	0						○	○	○	○	○	○	○	
076	安曇野市	14,211	1,139	○	89	5	2	3	1		○	○	○	○	○	○	○	○
082	池田町	1,579	168	○	0					H20.9.1	○	○	○			○	○	○
083	松川村	1,435	135	○	0						○	○	○					○
086	白馬村	1,865	162	○	30	0					○	○	○			○	○	○
087	小谷村	723	48	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
089	松川町	2,082	136	○	0						○	○	○	○	○	○	○	
090	高森町	1,790	199	○	0						○	○	○			○	○	○
091	阿南町	770	34	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
093	清内路村	98	1	○	0						○	○	○			○		○
094	阿智村	905	120	○	0					H20.8.31	○	○	○			○	○	○
096	平谷村	83	9	○	0						○	○	○			○	○	○
097	根羽村	165	0	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
098	下條村	490	0	○	0						○	○	○					

099	売木村	126	0	○	0					○	○	○						
100	天龍村	351	18	○	0					○	○	○			○		○	
101	泰阜村	294	10	○	0					○	○	○			○			
102	喬木村	887	86	○	0					○	○	○						
103	豊丘村	892	14	○	0					○	○	○			○	○	○	
104	大鹿村	287	1	○	0					○	○	○	○	○	○	○		
109	小布施町	1,697	43	○	6	1	1	0	0	○	○	○				○	○	
111	高山村	1,059	54	○	0					○	○	○	○	○	○	○	○	
112	山ノ内町	2,596	244	○	0					H20.8.31	○	○	○	○		○	○	
113	木島平村	850	95	○	0						○	○	○	○	○	○	○	
114	野沢温泉村	711	40	○	0						○	○	○					
115	信州新町	905	19	○	1	0				H20.9.1	○	○	○					
117	信濃町	1,656	175	○	4	0					○	○	○			○	○	
118	飯綱町	1,876	111	○	0						○	○	○			○	○	
122	小川村	500	15	○	0						○	○	○	○	○	○		
123	中条村	387	14	○	0						○	○	○	○		○	○	
125	栄村	402	14	○	0						○	○	○					
都道府県合計		321,104	43,612	81	537	20	3	12	15		81	81	81	32	30	64	63	49

滞納者と接触を図るための具体的な取組	税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(岡谷市、飯田市、須坂市、小諸市、伊那市、大田市、飯山市、茅野市、佐久市、小海町、川上村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、坂城町、富士見町、辰野町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、筑北村、波田町、安曇野市、池田町、白馬村、高森町、阿南町、清内路村、阿智村、平谷村、根羽村、天龍村、泰阜村、小布施町、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町)
	税・福祉・水道などの担当課と連携し定期的に訪問する。(佐久穂町)
	税務係・水道料金係と連携、情報を共有し、共同で該当者宅への訪問や庁舎への呼び出しを行っている。(木祖村)
	全職員による滞納者に対する個別訪問(青木村 年3回、南箕輪村 年2回)
	徴収職員の他に全職員担当区域を決め、徴収業務を行っている。(阿智村)
	納税相談日を設定し、呼び出しを行う。(千曲市、箕輪町、小谷村)
	短期被保険者証の発行により納税相談の機会を増やす。(上田市、飯田市、南牧村、富士見町、小谷村、高山村、山ノ内町、飯綱町)
	保険証更新時や児童手当支給時に来庁文を送付し納税相談を行っている。(上松町、南木曾町、松川村、豊丘村)
	医療給付費等、町からの支払を現金払いにし来庁を促す。(小海町)
	高額療養費等の保険給付の支給時に折衝を行う。(池田町、山ノ内町)
滞納者については、税務課の収納担当係が随時訪問し折衝をしている。また、自宅を訪問しても接触が取れない滞納者については、転居や転出、出生などの手続きで来庁する際に、収納担当係と国保担当係が連携して折衝をする機会を得るようにしている。(諏訪市)	

子供のいる世帯に対する特別な取組	訪問を行い実情を把握する。(岡谷市、飯田市、諏訪市、小諸市、大田市、千曲市、御代田町、富士見町、南箕輪村、宮田村、安曇野市、泰阜村、小布施町)
	福祉と連携し、訪問等を行い実情を把握するとともに納税を促進する。(佐久穂町)
	納税相談のうえ短期被保険者証の交付を行う。(諏訪市、小諸市、大田市、千曲市、佐久市、佐久穂町、御代田町、青木村、坂城町、下諏訪町、辰野町、箕輪町、宮田村、木祖村、波田町、安曇野市、小谷村、高森町、下條村、小布施町、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、飯綱町)
	子供のみ短期証を交付。(塩尻市、軽井沢町)
	乳幼児世帯への交付は独自基準により実施せず。(松本市)
	訪問を実施するとともに、小学校就学前の子供がいる世帯は、保育課から家庭の実情等を把握する。(茅野市)
	福祉担当と連携し、実情を把握したうえで対応をしている。(池田町)
	保育料担当課と連携し情報の共有を図る。(大田市)
	福祉課や民生委員等と連携し、滞納対策会議の際同席してもらい、情報を得て、資格者証や短期証発行の判断材料としている。(阿智村)
	福祉医療給付金の支給に合わせ折衝の機会を増やす。(山ノ内町)
児童手当支給月に相談機会を設け納税相談を実施。(豊丘村)	
子供のいる世帯については医療機関の受診が頻回であり保険証の保有不可欠であるから保険証を切らさぬよう納入の督促をおこなっている。(坂城町)	
特別の事情の有無の判断のための特別な取組	審査委員会で判定を行う。(長野市、飯田市、諏訪市、小諸市、伊那市、大田市、飯山市、塩尻市、佐久穂町、御代田町、東御市、坂城町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、安曇野市、小布施町)
	管理職・担当者で会議を聞き判断を行う。(川上村)
	弁明書を送付後、提出された弁明内容を協議し、判定を行う。(軽井沢町)
	庁内での収納推進プロジェクト会議(税・料担当)においても情報の共有を図る。(富士見町)
	福祉課や民生委員等と連携し、滞納対策会議の際同席してもらい、情報を得て、資格者証や短期証発行の判断材料としている。(阿智村)
資格証明書の発行予告を当事者に行う。特別な滞納理由等が認められるときは、証明書の発行を猶予し、短期被保険者証を交付する。(飯綱町)	

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(021) 都道府県名(岐阜県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実態 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
001	岐阜市	69,529	14,821	○	3,581	118	81	158	90	20.8.31	○	○	○		○	○	○	
002	大垣市	23,880	2,309	○	6	0	0	0	0	20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	
003	高山市	14,528	1,031	○	55	0	0	0	0		○	○	○				○	
004	多治見市	17,468	3,044	○	350	24	6	20	16	20.8.31	○	○	○		○	○		
005	関市	13,630	2,235	○	287	0	0	0	0		○	○	○		○			○
006	中津川市	11,757	1,616	○	103	5	1	5	6	20.8.31	○	○	○					○
007	美濃市	3,547	930	○	40	0	0	0	0	20.8.31	○	○	○			○	○	
008	瑞浪市	5,652	737	○	12	1	1	1	0	20.4.30	○	○	○		○			○
009	羽島市	10,249	2,378	○	46	4	0	4	3		○	○	○			○	○	○
010	恵那市	8,151	723	○	72	0	0	0	0		○	○	○		○			○
011	濃尾加茂市	7704	699	○	92	4	1	3	1		○	○	○	○	○	○	○	○
012	土岐市	9,610	1,033	○	78	0	0	0	0		○	○	○		○	○		○
013	各務原市	22,235	3,800	○	691	64	21	47	29		○		○		○		○	
015	岐南町	3,805	1,287	○	241	10	3	9	8	20.9.1	○							
016	笠松町	3,475	308	○	83	14	9	5	8	20.8.31	○							
021	養老町	4,549	665	○	62	2	0	0	2		○							
023	垂井町	4,021	673	○	1	0	0	0	0	20.9.10	○		○					○
024	関ヶ原町	1,303	162	○	0					20.8.31							○	○
025	神戸町	3,042	277	○	5	2	0	1	2	20.8.31	○					○	○	
026	輪之内町	1,175	129	○	0					20.6.1	○	○						
027	安八町	2,069	483	○	5	1	0	0	2	20.8.31	○	○	○			○	○	
029	播磨川町	3,827	278	○	16	1	0	1	0		○	○	○			○	○	
031	大野町	3,212	387	○	0						○							
032	池田町	3,194	503	○	12	0	0	0	0	20.9.16	○	○	○	○	○	○	○	
038	北方町	3,253	484	○	138	11	6	8	2	20.4.1	○	○	○		○			
060	坂祝町	1,248	128	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
061	富加町	812	101	○	4	0	0	0	0	20.8.31	○							
062	川辺町	1,589	160	○	10	0	0	0	0	20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	○
061	七宗町	782	44	○	8	0	0	0	0	20.9.17	○	○	○			○	○	○
064	八百津町	2,043	137	○	0						○	○	○			○	○	○
065	白川町	1,702	150	○	3	0	0	0	0		○	○	○					
066	東白川村	475	19	○	1	0	0	0	0		○							
067	御嵩町	2,740	615	○	9	0	0	0	0	20.3.3	○		○					
068	可児市	14,189	3,802	○	23	0	0	0	0	20.6.1	○	○	○			○	○	
090	白川村	275	5	○	1	0	0	0	0	19.11.1	○	○	○	○	○	○	○	
101	山県市	4,723	397	○	108	5	0	2	4		○	○	○			○	○	
102	穂穂市	7,773	2,771	○	160	1	0	0	1	20.3.31	○	○		○		○	○	
103	本巣市	4,995	345	○	77	1	0	1	0	20.9.1	○	○	○			○	○	
104	飛騨市	4,282	208	○	0						○	○	○			○	○	
105	郡上市	6,969	354	○	0						○							
106	下呂市	5,752	425	○	9	0	0	0	0		○	○	○			○		
107	海津市	5,702	622	○	0					20.6.1								○
都道府県合計		320,896	51,375	42	6,389	268	129	265	174		40	29	30	7	14	25	25	10

<p>滞納者と接触を図るための具体的な取組</p>	<p>生活困窮者を対象として、生活福祉課と連携し情報の共有を図る。</p> <p>担当職員の見学、電話催告等の他に集金員の訪問。管理職の特別滞納整理で接触を試みている。</p> <p>訪問徴収員による毎月1回の訪問。毎月2日間夜間納税相談の実施。職員による年3回休日滞納整理の実施</p> <p>時間外窓口の期間を設け、納付相談を行っている。</p> <p>短期保険証、資格証明書の対象となった者に対し、納付相談を行っている。</p> <p>年末・年度末等休日の訪問を行い、税などの担当課と連携し情報の共有を図る。</p> <p>現地での情報収集及び税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。</p> <p>税金等担当課と連携し情報の共有を図る。</p> <p>税務課、福祉課などの担当課から被保険者世帯に関する情報の提供を受ける。</p> <p>嘱託徴収員を訪問させ、どのような現状か確認し、来庁納付相談等を依頼し、接触を図っている。</p> <p>徴収課(町税、固定資産税、国保税)と連携し情報の共有化を図る。</p> <p>税務課納税管理担当と密に連絡を取り合い、滞納世帯の情報の共有を回りに対応している。</p> <p>呼び出しなどによる役場窓口での納税相談及び毎月の見学訪問</p> <p>税務課を徴収主管課に位置づけ各課の滞納者情報の共有を図っている。</p> <p>関係課での連携を密にし、情報を共有する。</p> <p>レセプトにて保険給付記録を確認。税務課と連携し情報の共有を図る。</p> <p>福祉担当課・水道担当課・税務担当課・町営住宅担当課と連携し情報の共有を図っている。</p> <p>親主に来庁を依頼する。</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。</p> <p>他課(他税目)と連携し、情報の共有を図る。</p> <p>税務課と連携し、情報の共有を図る。</p> <p>他課と連携し情報の共有を図る。</p> <p>他の税の収納状況を把握し、国保税とともに滞納整理を図っている。</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図るとともに、滞納整理月間を年4回設け収納状況の改善につとめることとしている。</p> <p>保険証の窓口交付、納税相談会の実施、収納対策プロジェクト会議での情報交換の実施</p> <p>税・福祉担当課との情報交換により現状の把握を行う。</p> <p>税務他担当課と連携し情報の共有を図る。</p> <p>徴収担当課と連携し情報の共有を図る。</p> <p>福祉医療受給者証の更新受付時など様々な要件で医療保険課に来庁した時に、収納支援システムにより、滞納状況を確認し、接触を図っている。</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。</p> <p>福祉・水道・公営住宅担当課からの情報提供、勤務先への訪問</p> <p>各関係課、係と連携し情報の共有をはかり納税相談を行い計画納付等の納付状況により判断している。</p> <p>福祉医療受給者には、年3回の通知文を送付し、相談の機会が持てるよう配慮しているが、なおも相談のない受給者に対して戸別訪問を実施。</p> <p>資格証明書に該当した時点で世帯に中学生以下の子どもがいるかを確認している。(これまでに該当者は0)</p> <p>福祉医療助成対象者は、資格証明書の対象から除外する。</p> <p>福祉医療助成対象者のいる世帯は、資格証明書の交付の対象者から除外している。</p> <p>電話催告・訪問を実施している。</p> <p>児童手当・福祉医療の更新時に接触を回りに把握する。</p> <p>他の滞納者と比較して、訪問、電話等の接触の機会を多くしている。</p> <p>滞納世帯については訪問し滞納整理を実施している。</p> <p>福祉医療の更新時に保険証の必要性を説明し、保険証を渡すことができるよう努めている。</p> <p>重度心身障がい者のいる世帯を除いて、レセプトにて保険給付記録を確認。当町では、中学校3年生までを対象に医療機関窓口負担分を町が負担。</p> <p>分納を指導する。</p> <p>接触、相談により、短期証の発行で対応するなど、できる限り資格証明書の発行を行わないようにする。</p> <p>納付相談及び納付指導を通じて実情を把握する。</p> <p>児童手当・児童扶養手当の更新手続き時に児童高齢福祉課と連携し、滞納世帯が手続きに来庁した場合に連絡をもらって接触を図っている。</p> <p>実情を把握する。</p>
<p>子供のいる世帯に対する特別な取組</p>	<p>特別の事情に関する届出書により決裁。</p> <p>弁明書を提出させ納付相談に結びつける。要綱に該当する事由であれば、誓約を取り短期証を交付。</p> <p>弁明書を提出させ、課内で判定している。</p> <p>担当課で判定を行っている。</p> <p>税務課にて町税等公租公課の減免申請が提出されているか確認する。また、戸籍係にて破産宣告の有無を確認する。</p> <p>面談し、家庭状況の把握に努めている。</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を回りに特別な事情について判定を行っている。</p> <p>収納対策プロジェクトを設置し、判定を行う。</p> <p>申請書を提出していただき、申請書、相談等の内容を課内協議(決裁)し、判定を行う。</p>
<p>特別の事情の有無の判断のための特別な取組</p>	<p>特別の事情に関する届出書により決裁。</p> <p>弁明書を提出させ納付相談に結びつける。要綱に該当する事由であれば、誓約を取り短期証を交付。</p> <p>弁明書を提出させ、課内で判定している。</p> <p>担当課で判定を行っている。</p> <p>税務課にて町税等公租公課の減免申請が提出されているか確認する。また、戸籍係にて破産宣告の有無を確認する。</p> <p>面談し、家庭状況の把握に努めている。</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を回りに特別な事情について判定を行っている。</p> <p>収納対策プロジェクトを設置し、判定を行う。</p> <p>申請書を提出していただき、申請書、相談等の内容を課内協議(決裁)し、判定を行う。</p>

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号(22) 都道府県名(静岡県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
001	静岡市	116,754	30,516	○	2,417	186	37	145	110		○	○	○		○	○		
002	浜松市	119,816	22,310	○	1,202	85	33	61	37	9月1日	○							○
003	沼津市	36,220	7,740	○	51	0	0	0	0	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	○
005	熱海市	10,259	1,783	○	102	0	0	0	0	9月1日	○	○	○			○	○	
006	三島市	18,260	4,814	○	125	8	0	8	3	9月1日	○		○					
007	富士宮市	19,544	6,222	○	570	58	60	73	68	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	
008	伊東市	17,905	4,973	○	183	4	6	5	1	9月1日	○	○	○	○		○	○	○
009	島田市	14,935	2,934	○	24	0	0	0	0	9月1日	○							
010	富士市	37,249	7,576	○	735	0	0	0	0	9月1日	○	○	○	○		○		○
011	磐田市	24,156	6,820	○	17	3	0	3	3	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	
012	焼津市	18,444	4,164	○	58	11	5	10	3	9月1日	○	○		○		○		
013	掛川市	15,730	3,517	○	530	66	26	48	34	9月1日	○							
014	藤枝市	19,341	4,070	○	54	5	0	5	3		○	○					○	
015	御殿場市	12,033	3,591	○	207	5	1	1	4	9月1日	○	○	○			○	○	○
016	袋井市	10,205	3,050	○	67	6	1	5	6	9月1日	○		○					
019	下田市	5,669	1,524	○	90	3	3	1	0	9月1日	○							
020	裾野市	7,088	1,618	○	123	11	4	10	4	9月1日	○							
021	湖西市	5,568	966	○	111	10	2	11	1	9月1日	○							
081	伊豆市	6,767	1,093	○	50	1	0	0	1	9月1日	○		○					○
082	御前崎市	5,541	1,143	○	303	32	17	24	10	9月1日	○							○
083	菊川市	6,404	1,300	○	71	8	0	6	3	9月1日	○		○					○
084	伊豆の国市	9,336	2,877	○	2	1	0	0	1	9月1日	○		○					
085	牧之原市	7,720	1,306	○	148	11	1	6	6	9月1日	○	○	○			○	○	○
022	東伊豆町	3,314	1,134	○	64	4	0	2	3	9月1日	○	○	○			○	○	
023	河津町	1,734	349	○	30	2	0	1	1	9月1日	○							
024	南伊豆町	2,924	266	○	1	0	0	0	0	9月1日	○	○	○			○		
025	松崎町	1,720	235	○	7	2	1	2	0	9月1日	○	○	○			○		○
026	西伊豆町	2,246	284	○	25	1	0	0	1	9月1日	○							○
032	函南町	6,675	2,344	○	49	4	1	2	2	9月1日	○							
037	清水町	5,058	2,136	○	3	0	0	0	0	9月1日	○	○				○		○
038	長泉町	5,387	1,110	○	46	0	0	0	0	9月1日	○	○				○	○	○
039	小山町	7,534	466	○	48	0	0	0	0	9月1日	○		○			○		○
040	芝川町	1,487	260	○	12	1	1	0	0	9月1日	○	○						
041	富士川町	2,592	462	○	3	0	0	0	0	9月1日	○	○	○			○	○	
043	由比町	1,872	131	○	1	0	0	0	0	9月1日	○							
044	岡部町	1,910	229	○	2	0	0	0	0	9月1日	○	○	○			○	○	○
045	大井川町	3,330	445	○	30	4	0	10	3	9月1日	○							
049	吉田町	3,933	791	○	27	2	0	1	1	9月1日	○	○	○			○		
052	川根本町	1,546	134	○	1	0	0	0	0	9月1日	○	○	○					○
060	森町	6,309	262	○	2	0	0	0	0	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	○
072	新居町	2,514	306	○	13	1	0	0	1	9月1日	○	○	○			○		
都道府県合計		607,029	137,251	41	7,604	535	199	440	310	-	41	23	24	7	5	22	12	17

滞納者と接触を図るための具体的な取組	特別な事情を考慮するために、休日や夜間に相談機会を設け、事情を把握。(浜松市)
	納税課・長寿介護課と連携し、情報の交換。水道部には、水道の使用状況、転居先の確認。(沼津市)
	国保税徴収課と資格書交付審査を行っている。福祉担当課に特別な事情等の照会をし、情報の共有化を図っている。(伊東市)
	税などの担当課と連携し、情報の共有化を図る。(富士市)
	税務収納担当課と連携し、情報を共有化している。(御殿場市)
	税・福祉などの担当課と連携し情報の共有化を図る。(伊豆市)
	税務課で時間外窓口を開設し、納税相談などに応じている。(御前崎市)
	税担当課と連携し、情報の共有化を図る。一斉滞納整理による訪問の実施。(菊川市)
	医療保険室、収納推進室と連携し、滞納整理システムによる滞納者情報の共有化。医療保険室、収納推進室、市民室、地域福祉室、水道室等からの相互の情報提供(牧之原市)
	国保・納税・水道などの担当課と連携し、情報の共有化を図る。(松崎町)
	関係各課との情報の共有化(西伊豆町)
	税務課収納室が税目全ての滞納関係を集中管理し、住民生活課に資格証の交付依頼を行う。(清水町)
	税・福祉・住民窓口・水道・住宅・子ども等の担当課から情報収集・共有を図る。(長泉町)
	滞納管理システムにより納付履歴や滞納処分状況を関係各課と共有。諸税、料の担当課と連携を密にし、滞納者と接触の際は関係各課と共同して対応。(小山町)
	徴収担当と連携し情報の共有化を図る。(岡部町)
他課との情報を共有し、対応を図る。(川根本町)	
保険税・水道料・介護保険料及び福祉関係の担当課と情報等を共有化しながら状況把握に努めている。(森町)	
子供のいる世帯に対する特別な取組	子どものいる世帯には、短期証を交付(沼津市)
	未就学児のいる世帯には、短期証を交付(熱海市)
	0歳から小1までの世帯には、短期証を交付(三島市)
	子どものいる世帯には、短期証を交付(富士市)
	母子家庭等の世帯には、短期証を交付(藤枝市)
	未就学児のいる世帯には、短期証を交付(菊川市)
	未就学児のいる世帯には、短期証を交付(伊豆の国市)
	未就学児のいる世帯には、接触があった場合、短期証を交付(牧之原市)
	子どものいる世帯には、短期証を交付(南伊豆町)
	16歳未満の者のいる世帯には、短期証を交付(清水町)
	未就学児のいる世帯には、短期証を交付(小山町)
	未就学児のいる世帯には、短期証を交付(芝川町)
未就学児のいる世帯には、短期証を交付(岡部町)	
母子家庭等の世帯には、短期証を交付(新居町)	
8歳以下の子どもがいる世帯は、特に訪問や電話(週1回～月1回)を繰り返し、実情の把握に努めている。状況に応じて短期証を交付する。(御殿場市)	
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	なし

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(23) 都道府県名(愛知県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	名古屋市	360066	37281	○	1381	100	35	71	45	平成20年8月31日	○	○	○			○	○	
2	豊橋市	51523	12907	○	321	8	0	6	5	平成20年9月1日	○					○	○	
3	岡崎市	49,485	8,988	○	225	7	3	1	3	平成20年9月1日	○	○	○					
4	一宮市	58,436	18,005	○	91	0	0	0	0	平成20年9月1日	○	○	○			○	○	○
5	瀬戸市	18,821	3,868	○	24	2	0	2	1		○	○	○	○		○	○	○
6	半田市	16303	2089	○	148	3	0	2	2	平成20年9月1日	○							
7	春日井市	45,377	28,534	○	81	0	0	0	0		○	○	○					○
8	豊川市	22152	4267	○	142	6	0	4	3		○	○	○	○		○	○	○
9	津島市	9986	1783	○	0					平成20年6月1日	○		○					
10	碧南市	9561	1043	○	0						○							
11	刈谷市	16820	2150	○	1	0	0	0	0		○		○					
12	豊田市	50783	6096	○	70	0	0	0	0	平成20年9月1日	○							
13	安城市	22357	3063	○	79	5	1	5	1	平成20年9月1日	○	○	○					○
14	西尾市	14467	1297	○	126	10	10	4	5	平成20年9月1日	○	○	○			○	○	○
15	瀧都市	12348	2901	○	0					平成20年8月31日	○		○					○
16	犬山市	10873	2704	○	0					平成20年9月1日	○							
17	常滑市	7978	793	○	0					平成20年8月31日								
18	江南市	14865	3877	○	14	1	0	0	1	平成20年8月31日	○		○					○
20	小牧市	21930	7871	○	0					平成20年5月31日								
21	稲沢市	19588	3741	○	0					平成20年6月1日								
22	新城市	7325	1119	○	0													
23	東海市	15434	4319	○	344	29	16	26	15	平成20年8月31日	○							
24	大府市	11172	1441	○	0						○	○	○			○	○	○
25	知多市	12637	3151	○	2	0	0	0	0	平成20年6月1日	○	○	○				○	○
26	知立市	8608	933	○	7	0	0	0	0	平成20年9月1日	○	○					○	○
27	尾張旭市	11087	1197	○	6	0	0	0	0		○	○	○					○
28	高浜市	5504	571	○	3	0	0	0	0			○				○	○	○
29	岩倉市	8951	1481	○	62	0	0	0	0	平成20年3月31日	○		○			○	○	○
30	豊明市	9894	1936	○	0						○							
31	東郷町	6165	743	○	0					平成20年8月31日								
32	日進市	9627	935	○	0					平成20年9月5日	○		○					
33	長久手町	5368	630	○	0					平成20年9月1日	○	○					○	○
35	豊山町	2376	340	○	0						○							
38	春日町	1212	378	○	0					平成20年9月1日								
41	大口町	2771	280	○	9	0	0	0	0	平成20年6月1日	○	○	○	○			○	○
42	扶桑町	4720	649	○	0					平成20年5月31日								
46	七宝町	3924	510	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
47	美和町	3810	199	○	5	1	0	0	1			○						
48	菟目寺町	6135	1253	○	0													
49	大治町	4587	1270	○	0													
50	蟹江町	5724	891	○	0					平成20年8月31日								
52	飛島村	619	18	○	0					平成20年8月31日								
53	弥富市	6001	596	○	0					平成20年8月31日								
58	岡久比町	3476	282	○	1	0	0	0	0	平成20年8月1日	○	○	○					○
59	東浦町	6694	1505	○	2	0	0	0	0	平成20年7月15日	○	○						
60	南知多町	3616	184	○	121	6	0	6	5	平成20年8月22日	○		○					
61	美浜町	3293	262	○	2						○	○	○			○		○
62	武豊町	5934	688	○	2	0	0	0	0	平成20年8月31日	○	○						○
63	一色町	4277	451	○	20	0	0	0	0	平成20年3月31日	○			○	○			○
64	吉良町	2959	1	○	10	0	0	0	0	平成20年9月1日	○	○	○				○	○
65	幡豆町	1836	151	○	5	0	0	0	0	平成20年9月1日	○	○	○	○		○	○	○
66	幸田町	4496	393	○	0													
68	三好町	5896	382	○	0					平成20年5月31日	○		○					○
74	設楽町	1072	56	○	1	0	0	0	0		○	○	○					
75	東栄町	744	23	○	0							○	○				○	○
76	豊根村	241	13	○	0													
84	小坂井町	3064	542	○	4	0	0	0	0	平成20年8月31日	○	○						
86	田原市	9894	931	○	0						○	○	○				○	○
89	愛西市	9845	982	○	0					平成20年8月31日		○	○				○	○
90	清須市	8543	2921	○	0						○	○	○	○		○	○	○
91	北名古屋	13012	3414	○	0						○		○			○	○	○
都道府県合計		1076262	191279	61	3310	178	65	127	87		43	28	32	7	14	19	25	8

	<p>本市独自の制度として長期滞納者認定制度を設けており、認定をした世帯には、通知文書を送付して自主納付を促している。(名古屋市)</p> <p>税収納担当・住民窓口などの担当と連携し情報の共有を図る(一宮市)</p> <p>毎週水曜日の夜間及び毎月最終日曜日に納税相談窓口を開設している。(春日井市)</p> <p>税収納担当と連携を図る。(豊川市)</p> <p>税の担当課(納税推進室)と連携し、情報の共有を図る。(刈谷市)</p> <p>納税課・国保年金課・市民税課などの担当課と連携し情報の共有を図る。(安城市)</p> <p>税務課(収納担当・市税等推進員)・福祉課・達楽課の担当課と連携し情報の共有を図っている。(西尾市)</p> <p>税収納担当・住民窓口などの担当と連携し情報の共有を図る(蒲郡市)</p> <p>滞納管理システムで情報を一元化している(江南市)</p> <p>税の収納担当課において接触を図る。(知多市)</p> <p>税務課と連携し情報の共有を図る。随時居住や財産の調査をする。(知立市)</p> <p>収納担当課と連携し情報の共有を図る。(尾張旭市)</p> <p>収納グループと連携し、5・7・12・3月の年4回 夜間一斉滞納整理を実施、情報収集をしている。(高浜市)</p> <p>税の担当課と連携(岩倉市)、短期保険証の更新等に納税相談を実施。(岩倉市)</p> <p>資格証明書交付に至るには数回電話を発生しているため、発行前に相談し、納税意欲などを確認している。また収納課と連携を密にし、財産があれば滞納処分にて収納確保すること確保している。(長久手市)</p> <p>税の徴収強化月間時には、税務課に保険証の交付状況等の情報提供し、訪問依頼をしている。(大口町)</p> <p>税務課との連携を図る。短期保険証の交付。(扶桑町)</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(七宝町)</p> <p>税務課徴収係と連携し情報の共有化を図る。(美浜町)</p> <p>全海納者に案内を出し、8月20・21日に納税相談を実施(武豊町)</p> <p>夜間及び休日に家庭訪問をする。(一色町)</p> <p>電話催告、訪問を定期的に行っている。(百良町)</p> <p>税・福祉、住民記録担当と連携し、情報の共有を図っている。(幡豆町)</p> <p>税などの担当課と連携し情報の共有を図る。(幸田町)</p> <p>民税の給与報告情報から勤務先を割り出し、連絡をとる。(三好町)</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有(月に一度の徴収担当者会議実施)を図る。(東栄町)</p> <p>徴収専門(過年度分)の係を配置。(東栄町)</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(小坂井町)</p> <p>収納課、税務課と連携し情報の共有を図る。(田原市)</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(清須市)</p> <p>国民健康保険証の有効期限を3ヶ月とし、更新時に滞納者と接触、催告書等を発送、自宅訪問。(北名古屋)</p>
滞納者と接触を図るための具体的な取組	<p>滞納者の状況等を動機したうえで個別に対応している。(名古屋市)</p> <p>子どものいる世帯や高齢者のいる世帯については、他の世帯以上に接触の機会を多く持つよう努めた。(瀬戸市)</p> <p>訪問、納税相談などで実情把握をし、実情に応じた対応に努めている。(半田市)</p> <p>子ども医療対象者がいる世帯は除く。(春日井市)</p> <p>福祉医療受給者を非該当とする。(豊川市)</p> <p>必ず訪問催告を行い、分納額についても小額分納を許可している。(安城市)</p> <p>子ども医療対象者がいる世帯は除く(江南市)</p> <p>訪問等で接触し実情を把握している。ただし0歳児から15歳まで(中学三年生)は対象外としている。(西尾市)</p> <p>必ず訪問を行い、実情を把握する。(知多市)</p> <p>収納グループ・子ども育成グループと連携し、必要に応じて、電話及び訪問を行い、生活状況を把握している。(高浜市)</p> <p>中学校卒業までの子供は短期被保険者証及び資格証明書の発行対象外とする。(日進市)</p> <p>学校教育課・子ども課・福祉課と連携し、情報を共有し、実情を把握している。(大口町)</p> <p>短期保険証・資格証明書(子ども医療含め)の説明を行いながら、生活状態の把握や今後の納付計画について電話催告、訪問を定期的に行なっている。(吉良町)</p> <p>電話や窓口にてなるべく実情を伺うようにしている。(幡豆町)</p> <p>中学3年生以下は医療費公費負担となっているので、資格証明書の発行は行わない。(田原市)</p> <p>必ず訪問を行い、実情を把握する。(清須市)</p>
子供のいる世帯に対する特別な取組	<p>催告文書に特別の事情届を添付し、申し出があった場合は面談を行っている。(名古屋市)</p> <p>特別の事情の程度を客観的に判断するため、要綱で具体的な基準を設けている。(一宮市)</p> <p>特別な事情に関する届出を兼ねた弁明書が提出された場合、交付の適否を判定するため、審査会を設置している。(瀬戸市)</p> <p>審査会にて判定を行う。(豊川市)</p> <p>納税課・国保年金課で滞納者対策会議を行い、判定を行う。(安城市)</p> <p>第三者委員会を設置し判定をおこなっている。(西尾市)</p> <p>特別の事情の程度を客観的に判断するため、要綱で具体的な基準を設けている(蒲郡市)</p> <p>知多市国民健康保険被保険者資格証明書交付認定審査会で判定を行う。(知多市)</p> <p>国民健康保険滞納者対策会議により判定をおこなう。(知立市)</p> <p>委員会を設置し、判別を行う。(岩倉市)</p> <p>資格証対象者に「特別の事情に関する届」の様式送付(武豊町)</p> <p>8月12日に「特別の事情に関する届」の審査会を住民課と収納課で実施(武豊町)</p> <p>資格審査会を開催し、判定を行う。(一色町)</p> <p>弁明書の提出を求め、資格審査会を開催している。(吉良町)</p> <p>資格証明書交付認定審査会を開催し、判定を行う。(幡豆町)</p> <p>国民健康被保険者資格証明書交付審査会を設置し、判定を行う。(小坂井町)</p> <p>特別な事情等による届書及び弁明書の提出がある場合、収納課からの情報と対象世帯主から直接聞き取りし、該当するか検討する。(田原市)</p>
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	<p>記入上の注意</p> <p>1. 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。 ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄) また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。</p> <p>2. 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。</p> <p>3. 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。 実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。</p> <p>4. 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。</p> <p>5. 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。</p> <p>6. 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。</p> <p>7. 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。</p> <p>8. 「資格証明書発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。</p> <p>9. 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。</p> <p>10. 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。</p> <p>11. 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。</p> <p>12. 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。</p> <p>13. 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。</p> <p>14. 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。</p> <p>15. 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するためにしている取組について内容を記入すること。</p> <p>16. 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。</p>

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(24) 都道府県名(三重県)

保険者番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
001	津市	43,268	9,390	○	1,805	131	49	104	53	7月31日 世帯数 8月31日 交付世帯数 9月1日	○	○	○	○	○	○	○	○
002	四日市市	43,339	11,765	○	1,339	165	48	99	47	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	○
003	伊勢市	21,094	3,359	○	728	69	16	43	27	8月31日	○	○	○	○	○	○	○	○
004	松阪市	26,538	3,124	○	1,028	90	38	55	31	5月31日	○	○	○	○	○	○	○	○
005	桑名市	18,342	1,450	○	788	74	42	63	32	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	○
007	鈴鹿市	27,039	9,755	○	1,511	202	103	151	73	5月30日	○	○	○	○	○	○	○	○
008	名張市	11,162	883	○	253	35	12	21	21		○	○	○	○	○	○	○	○
009	尾鷲市	4,119	829	○	67	4	0	3	1	8月30日	○	○	○	○	○	○	○	○
010	亀山市	6,159	669	○	118	4	0	1	3		○	○	○	○	○	○	○	○
011	鳥羽市	4,227	548	○	33	2	1	2	1	8月31日	○	○	○	○	○	○	○	○
012	熊野市	4,240	454	○	198	18	8	13	6		○	○	○	○	○	○	○	○
016	木曾岬町	1,034	86	○	0	0	0	0	0	8月31日	○	○	○	○	○	○	○	○
019	菟真町	3,226	352	○	1	0	0	0	0	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	○
022	菟野町	5,321	975	○	0	0	0	0	0	8月31日	○	○	○	○	○	○	○	○
024	朝日町	942	50	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
025	川越町	1,785	257	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
039	多気町	2,301	222	○	11	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
040	明和町	3,421	267	○	0	0	0	0	0	8月31日	○	○	○	○	○	○	○	○
041	大台町	1,777	215	○	18	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
044	玉城町	2,037	232	○	26	3	1	0	2	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	○
053	度会町	1,322	50	○	11	1	0	0	2		○	○	○	○	○	○	○	○
066	御浜町	1,976	220	○	19	1	0	0	1	8月1日	○	○	○	○	○	○	○	○
067	紀宝町	2,456	268	○	13	1	0	0	1	8月31日	○	○	○	○	○	○	○	○
070	いなべ市	5,828	842	○	109	3	2	6	0	8月31日	○	○	○	○	○	○	○	○
071	志摩市	11,591	1,434	○	276	20	3	11	10	8月31日	○	○	○	○	○	○	○	○
072	伊賀市	14,294	2,297	○	429	15	15	22	11		○	○	○	○	○	○	○	○
073	大紀町	2,036	81	○	22	1	0	0	1	8月31日	○	○	○	○	○	○	○	○
074	南伊勢町	3,512	293	○	45	1	0	0	1	8月31日	○	○	○	○	○	○	○	○
075	紀北町	3,660	360	○	36	0	0	0	0	8月31日	○	○	○	○	○	○	○	○
都道府県合計		278,066	50,727	29	8,884	825	336	594	324		28	18	15	3	4	12	13	10

滞納者と接触を図るための具体的な取組	税・福祉・水道・市営住宅などの担当課と連携し情報の共有を図り、他課の訪問対応等の中で国保料の滞納にも触れてもらったり徴収してもらっている。(津市)
	文書催告、夜間電話、日曜納付相談、職員による休日訪宅、納付指導員による個別訪宅等、あらゆる手段により納付相談の機会を設けている。(四日市市)
	収納対策室と連携し、納税相談を行い滞納者の状況を把握する。(桑名市)
	少額分納者については呼び出しを行っている。(鈴鹿市)
	収納担当と国保資格担当が情報を常に共有しており、被保険者が来庁した際には収納担当につなぐようにしている。(尾鷲市)
	税務課と連携し情報の共有を行い、納付相談の際には、相談者・国保担当(市民課)・税担当(税務課)の三者で行っている。(鳥羽市)
	呼び出し(納付相談を含む)又は訪問により必ず接触を図る(菟野町)
	関係各課と連携し、月1回、合同滞納整理(訪問)を行っている。留守の場合は手紙を置いてきて、連絡が入るようにしている。(朝日町)
子供のいる世帯に対する特別な取組	呼び出しをかけて個別に納付相談を実施している。また、滞納者の連絡先等を把握するために、徴収関係課と連携し情報の共有を図っている。(多気町)
	税務課・収納対策室・長寿健康課など担当課と連携し、情報の共有を図り、連絡先の再確認、呼び出し等を行っている。(明和町)
	本算定時及び保険証更新時期に納付相談を実施する。(志摩市)
	時間外・休日納付相談窓口の設置。(伊賀市)
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	年に数回納付相談日を設け、役場庁舎・支所にて相談を行っており、この場で納付計画、誓約をさせている。納付誓約をした者は基本的には資格証の対象外とする。(紀北町)
	福祉医療助成の対象となる乳幼児が含まれる世帯については、資格証明書の交付対象から除外。(亀山市)
	納付相談を行う中で世帯の事情等を把握し、なるべく子供のいる世帯については短期証を発行するようにしている。(東員町)
	児童手当の現況届提出時に面談を行い状況を把握のうえで対応している。(玉城町)
	相談があれば、十分話を聞き、分納や誓約書を交わすことを条件以上に短期証の交付にとどめるよう最大限の配慮をしている。(御浜町)
	毎年の更新時10月1日に翌年3月31日までの6ヶ月の短期被保険者証を交付。半年間の間に窓口・電報等により現状を確認取り、納付方法を相談して保険証の窓口交付や今後の継続を行なう。(津市)
	訪問の際に状況を尋ねたうえで、必要に応じて財産調査、預貯金・給与等の調査を実施し、実情を把握する。(度会町)
	国民健康保険証の一斉更新時滞納額通知書及び呼び出し書と弁明書の機会付と通知書を送付。(いなべ市)
	納付相談において直近3月の収支と財産状況を記載した家計状況報告書の提出を求め、それを基に財産調査を実施する。(志摩市)

- 記入上の注意
- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
 - 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
 - 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
 - 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
 - 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
 - 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
 - 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
 - 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
 - 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
 - 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
 - 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
 - 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
 - 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
 - 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
 - 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
 - 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号(25) 都道府県名(滋賀県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	大津市	44,502	5,264	○	24	0	0	0	0		○	○	○					
2	彦根市	14,763	1,599	○	53	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	
3	長浜市	11,388	1,928	○	218	0	0	0	0		○	○	○					○
4	近江八幡市	9,330	1,117	○	236	4	1	4	1	H20.08.31 (世帯数)	○		○				○	
5	東近江市	15,035	1,873	○	70	0	0	0	0	H20.09.16	○	○	○					
6	草津市	14,634	2,026	○	149	0	0	0	0	H20.08.31 (世帯数)	○	○	○					
7	守山市	8,659	1,184	○	47	0	0	0	0		○							○
9	栗東市	7,380	1,170	○	287	25	9	21	9	H20.08.31 (世帯数) H20.06.01 (滞納世帯数)	○	○	○			○	○	○
10	野洲市	6,175	976	○	141	6	0	5	4	H20.09.03	○							
12	湖南市	7,127	994	○	122	8	1	7	7		○						○	○
14	甲賀市	12,112	1,277	○	53	2	0	2	0		○		○				○	
19	安土町	1,621	104	○	15	0	0	0	0		○		○				○	○
21	日野町	3,063	259	○	4	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
22	竜王町	1,405	17		0	0	0	0	0									
28	愛荘町	2,525	344	○	0	0	0	0	0	H20.06.01 (滞納世帯数)	○		○					
30	豊郷町	1,139	122	○	20	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
31	甲良町	1,199	230	○	21	1	0	0	1		○	○	○	○	○	○	○	○
32	多賀町	1,105	46	○	2	0	0	0	0	H20.08.31 (世帯数)	○						○	
33	米原市	5,533	232	○	19	0	0	0	0		○	○	○		○		○	
38	虎姫町	995	96	○	16	0	0	0	0		○							
39	湖北町	1,148	119	○	15	0	0	0	0		○							
41	高月町	1,475	139	○	0	0	0	0	0	H20.08.31 (世帯数)	○	○	○			○	○	
42	木之本町	1,360	265	○	0	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
43	余呉町	568	14	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	
44	西浅井町	668	28	○	0	0	0	0	0		○	○	○			○	○	○
45	高島市	8,228	1,052	○	0	0	0	0	0	H20.08.31	○							
都道府県合計		183,137	22,475	25	1,512	46	11	39	22		25	14	17	3	4	9	14	6

滞納者と接触を図るための具体的な取組	<p>(例) 税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(〇〇市)</p> <p>資格証明書等交付に関する事務取扱要領に基づいた取り組みを図っている。(02彦根市) 給与、預貯金等を滞納処分することにより接触を図る。(03長浜市) 嘱託徴収員が滞納者を訪問することにより、滞納者との接触を図り、面談ができた場合は納付相談等を通じて納付を促す。(04近江八幡市) 税所有の滞納管理システムでの交渉経過等の情報を図っている。(05東近江市) 税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。弁明の機会を付与し、納付相談・指導および実態調査を行う。(07守山市) 文書催告、訪問等を実施し、また、滋賀県との共同による徴収業務(滞納整理)を行うことにより、滞納者の来庁を促し納税相談の機会を設ける。(09栗東市) 税(納税推進室)・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(10野州市) 休日納付相談窓口を開設している。(12湖南市) 税・上下水道・公営住宅担当課と連携し情報の共有を図る。(30豊郷町) 税務課・保健福祉課・水道課と連携し、情報を共有して滞納者に対応している。(31甲良町) 税及び水道担当課との連携、情報の共有を図り、一緒に訪問したり徴収の依頼協力を互いに行っている。(32多賀町) 税務住民課、収納促進課と連携し情報の共有を図る。(38虎姫町) 納付相談の機会を設ける。(39湖北町) 税務・上下水道担当課と情報を共有し、訪問徴収についても連携を図っている。(43余呉町)</p>
子供のいる世帯に対する特別な取組	<p>(例) 必ず訪問を行い、実情を把握する。(△△町)</p> <p>義務教育年齢の者は資格証ではなく短期証を交付する。(03長浜市) 対象の子どもには、6ヶ月の短期証を交付。(05東近江市) 未就学児のいる世帯(乳幼児福祉医療受給者のいる世帯)、障害等福祉医療を受給している者がいる世帯については、資格証発行世帯から除外している。就学対象年齢以降18歳到達後最初の3月31日を経過していない者については、資格対象世帯内であっても短期被保険者証を発行している。(06草津市) 福祉医療受給者(乳幼児、母子、父子等)については、短期被保険者証を交付している。(10野州市) 特に規定では定められていないが、義務教育中の子どもには短期証を交付する。(39湖北町) 訪問により実態を把握している。(43余呉町)</p>
特別の事情の有無の判断のための特別な取組	<p>(例) 第三者委員会を設置し、判定を行う。(□□市)</p> <p>資格証交付の運用の適正化を図るため、国民健康保険資格証明書交付に関する調整会議を設置(H20. 6. 1設置)し、市各部署が持つ情報の横断的な取りまとめを行い交付判断を行う。(03長浜市) セーフティネット会を設置し判定協議(関係部、次長級)を行う。(05東近江市) 資格証発行前には弁明の機会を設け、個人の個別事情の把握に努めている。(06草津市) 弁明の機会を付与し、当該世帯主に対し、「特別の事情に関する届」を提出させ、判定を行う。(07守山市) 特別の事情に関する届出(書)の提出、更に資格証明書の交付前に弁明(書)の提出を求める。(09栗東市) 来庁願い面談により病氣治療や災害(火災等)の特別事情について聴取を実施している。(31甲良町) 納付相談や滞納整理時に実態調査を行い勘案する。(39湖北町) 個別に事情確認をしているが、必要に応じて民生委員の協力を求めている。(43余呉町)</p>

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該被保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対して行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号（26）都道府県名（京都府）

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書							資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組							
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	京都市	220,811	20,985	○	3,387	69	26	50	29	※	○	○	○	○	○	○	○	○
2	福知山市	11,808	1,316	○	173	13	4	7	8		○		○					○
3	舞鶴市	14,003	1,778	○	136	2	1	1	1		○	○	○					○
4	綾部市	6,166	303	○	4	1	0	0	2	H20.8.31	○	○	○					
5	宇治市	26,848	3,117	○	265	2	0	0	2		○	○	○	○	○	○	○	
6	宮津市	3,830	345	○	0						○	○	○					○
7	亀岡市	35,787	1,291	○	77	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	
8	城陽市	12,458	1,810	○	11	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○					○
9	向日市	7,865	1,829	○	0					H20.8.31	○	○	○					
10	長岡京市	10,916	1,170	○	0					H20.8.31	○	○	○					○
13	大山崎町	2,232	120	○	0					H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	
14	久御山町	3,251	1,004	○	0					H20.6.1	○	○	○		○	○	○	
15	八幡市	11,770	1,990	○	0					H20.8.31	○		○					
16	京田辺市	7,714	757	○	0					H20.8.31	○	○	○					
17	井手町	1,341	605	○	0					H20.8.31	○							
18	宇治田原町	1,296	83	○	0					H20.8.31	○	○	○					
22	笠置町	314	50	○	0					H20.8.31	○							
23	和束町	917	146	○	0						○	○	○				○	○
24	精華町	3,859	456	○	0					H20.8.31	○	○	○				○	○
25	南山城村	614	67	○	0						○	○					○	
40	伊根町	468	0	○	0						○							
48	京丹波町	2,845	1,026	○	60	3	0	0	4		○		○					○
49	与謝野町	4,277	774	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
51	京丹後市	10,776	1,048	○	0						○							
52	南丹市	5,378	793	○	0					H20.9.1	○		○					
53	木津川市	8,166	780	○	0						○							○
都道府県合計		415,710	43,643	26	4,113	90	31	58	46		26	17	20	5	6	14	10	8

※京都市 世帯数（H20.8.31）滞納世帯数（H20.5.31）交付世帯数（H20.9.1）

滞納者と接触を図るための具体的な取組	「関係公簿等の調査を行い、直近の世帯状況を把握するため、各種催告、訪問を行っている」（京都市）「税・介護保険・国保・後期高齢の滞納分については独立した課（徴収課）が一括して担当」（福知山）「短期証を発行し、滞納者と接触を図る」（舞鶴）「弁明書の提出を依頼し、来庁等の上、弁明の機会を与えている」（綾部）「市税・水道の担当係と情報を共有する」（宮津）「短期証の有効期限を短くして、滞納者との納付相談の機会を増やしている」（向日）「税込納部門と連携し情報の共有を図っている」（長岡京）「保険証更新の際、滞納者に対して納付相談の勧奨を行う（3ヶ月・6ヶ月の短期証交付）。催告書送付時に夜間相談窓口を開設する（保険料の納付に合わせて短期証の更新を行う）」（八幡）「税務課・福祉担当課等と連携し、情報の共有を図る」（京丹波）「税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る」（与謝野）
子供のいる世帯に対する特別な取組	「関係公簿等の調査を行い、直近の世帯状況を把握するため、各種催告、訪問を行っている」（京都市）「弁明書の内容により判断を行う」（綾部）「現状は資格証明書の対象者無し。納付相談の結果、ほとんどが短期証の対象となっているため特に対応していない」（八幡）「訪問及び面接により実情を把握する」（与謝野）
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	「特別な事情届出書に収入申告書等、当該事情に係る資料等を添付し提出を求める」（京都）「国保担当課・徴収担当課合同の特別な事情届出書に関する審査会及び資格証弁明書に関する審査会を開催し、判定を行う」（舞鶴）「決裁により判断を行っている」（綾部）「過去には関係部署の管理職により組織した措置検討会議を開催し、特別な事情について検討していた」（八幡）

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	実施 状況	被保険者資格証明書 資格証明書交付世帯のうち				日付	資格証明書を発行する期に、滞納者との連絡を図る期								
					交付 世帯数	子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数		中学生数	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
1	大阪市	500,930	128,479	○	10,818	463	135	359	223		○	○	○	○	○	○	○	○
2	堺市	139,976	22,883	○	4,168	345	105	259	188	9月16日	○	○	○	○	○	○	○	○
3	岸和田市	39,307	10,373	○	26	5	0	4	1		○	○	○					○
4	豊中市	65,422	2,978	○	296	8	0	5	4	9月22日	○	○	○		○	○	○	
5	池田市	15,968	2,992	○	25	0	0	0	0	平成19年11月1日	○		○					○
6	吹田市	51,449	11,724	○	19	0	0	0	0	5月末	○	○	○	○	○			
7	泉大津市	11,885	3,738	○	71	1	0	1	0	8月31日	○	○	○				○	○
8	高槻市	55,551	11,214	○	312	19	6	12	10	9月10日		○	○					
9	貝塚市	13,198	2,348	○	27	3	0	2	2	9月1日	○	○	○			○	○	○
10	守口市	27,996	8,614	○	81	0					○	○	○	○	○	○	○	○
11	枚方市	59,898	10,054	○	1,234	79	20	44	32		○	○		○	○	○		○
12	茨木市	38,972	6,264	○	1,334	107	13	61	35	8月29日	○	○						○
13	八尾市	46,538	8,508	○	34	9	2	13	6		○		○	○	○	○		○
14	泉佐野市	16,317	4,542	○	43	3	0	2	4	8月31日	○	○	○	○			○	○
15	富田林市	18,655	4,130	○	49	0	0	0	0	9月1日	○	○	○			○	○	○
16	寝屋川市	42,433	10,719	○	2,188	78	14	40	69		○				○			
17	河内長野市	17,358	2,519	○	0					7月31日	○	○	○	○	○	○		○
18	松原市	23,237	1,794	○	14	1	1		1		○	○	○					
19	大東市	22,322	10,969	○	792	37	0	32	21		○							○
20	和泉市	25,091	7,323	○	84	3			5	8月31日	○	○	○				○	○
21	箕面市	19,672	2,312	○	7	1	0	1	1		○	○	○					○
22	柏原市	12,049	2,733	○	7	0	0	0	0	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	○
23	羽曳野市	19,634	4,310	○	16	1	0	1	0	9月1日	○	○	○				○	○
24	門真市	26,249	16,876	○	541	23	2	23	11	8月31日	○	○	○			○	○	○
25	狛津市	14,668	2,991	○	35	5	0	3	2	8月31日	○	○	○					
26	高石市	9,462	3,121	○	35	0	0	0	0	9月1日	○	○						
27	藤井寺市	10,885	2,853	○	3	0	0	0	0		○	○	○					
28	東大阪市	88,983	19,200	○	3,872	131	14	93	86		○	○						○
29	泉南市	10,041	1,257	○	4	0	0	0	0		○	○	○				○	○
30	四條畷市	8,881	2,353	○	333	24	3	13	15	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	○
31	交野市	10,600	1,743	○	17	1	0	0	2	8月末	○	○	○			○	○	○
32	島本町	4,051	355	○	3						○	○	○					○
33	豊能町	3,363	112	○	30	2		3		8月末	○	○					○	○
34	能勢町	1,997	274	○	30	4	1	3	2		○	○	○				○	○
35	忠岡町	3,055	795	○	35	0	0	0	0	9月11日	○	○	○	○	○	○	○	○
36	熊取町	5,990	655	○	37	2	0	1	2	9月1日	○	○					○	○
37	田尻町	1,200	131	○	12	1		3		8月31日	○							
38	阪南市	9,077	1,792	○	19	0	0	0	0	7月末	○	○	○				○	○
39	岬町	3,363	920	○						9月17日								
40	太子町	2,030	539	○	0						○	○	○				○	○
41	河南町	2,488	495	○	7	0	0	0	0	8月31日	○	○	○					
42	千早赤阪村	1,036	71	○	0					8月31日	○	○	○				○	○
43	大阪狭山市	8,664	1,549	○	16	0	0	0	0		○	○						○

都道府県合計	1,509,941	339,602	43	26,674	1,356	316	978	722			41	35	31	13	15	25	16	26
--------	-----------	---------	----	--------	-------	-----	-----	-----	--	--	----	----	----	----	----	----	----	----

滞納者と接触を図るための具体的な取組

- ・滞納者の中には社保加入を届出していない被保険者や所得未申告者がいるため、資格・賦課の適正化を図る観点から勸奨文書・電話で接触を図っている。(1大阪府)
- ・他部署と連携し、情報の共有を図る。(2堺市)
- ・納税から情報交換している。(3岸和田市)
- ・再任用職員及び国保事業推進員による住民票の確認、電気・ガスの使用状況、水道部での確認、家主・管理人や周辺の隣取による居住確認を行っている。(5池田市)
- ・納税・社会福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(9貝塚市)
- ・市民課、課税状況、上下水道等、居住及び使用状況データ保有部署との情報交換。(10守口市)
- ・資格証交付対象世帯に対し、事前に職員及び推進員による訪問と電話催告を行い接触を図っている。(11枚方市)
- ・平日、納付相談に来庁できない世帯のために休日相談窓口をつき1回(6-8月をのぞく)行っている。(11枚方市)
- ・短期証を窓口更新とすることで滞納者との接触を図っている。(13八尾市)
- ・税・福祉などの担当課と連携。(14泉佐野市)
- ・電話催告及び文書催告(15富田林市)
- ・庁内関係各課と連携し、情報の共有化を図る。関係機関に実態調査を依頼する(矯正施設に在所証明を依頼、公営住宅の入居実態調査、戸籍謄本・附表の請求等)。(17河内長野市)
- ・文書催告を2回送付し、両方ともに休日窓口を閉鎖し、接触を図る。資格証明書発送後の当月、あと3ヶ月ごとに相談文書を送付する。(19大東市)
- ・資格証明書発送後より、資格証明書全世帯に対し、夜間電話催告・休日訪問等を行い、できる限り接触を図り、納税相談を受ける。(19大東市)
- ・職員が訪問している。(20和泉市)
- ・分納相談等(22柏原市)
- ・月1回休日に納付相談を行っている。(24門真市)
- ・毎年8月から5月の月末(土・日曜日)休日相談や3日間午後8時までの夜間相談の開催を行っている。(28東大阪市)
- ・納税担当者と連携し情報の共有を図る。(30四條畷市)
- ・税、福祉、水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(32島本町)
- ・税担当者と連携し情報を共有し合同で納付相談を行う。(33豊能町)
- ・住民・固定税の担当課と連携し情報の共有を図る。(34能勢町)
- ・納税担当課と連携し、窓口来庁の際には必ず声をかけあう。(36熊取町)
- ・税、福祉、水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(38阪南市)
- ・短期証を発行し、3ヶ月毎の更新時に必ず納付相談時間を設けている。(40太子町)
- ・保険証切り替え時に、保険証を自宅郵送せずに窓口送付とし、納付相談を行うこととしている。(42千早赤坂村)
- ・短期証の発行。(43大阪狭山市)

子供のいる世帯に対する特別な取組	・個々個別に訪問を行うとともに、不在などの場合は医療の必要な時は相談するようにとの内容の文書を送付。(2堺市)
	・訪問を行い、実情を把握している。(3岸和田市)
	・就学前及び義務教育の子どもがいる世帯は除く。(5池田市)
	・弁明書提出等の接触機会の活用。(10守口市)
	・5・7割軽減世帯については、資格証交付対象外。また、現資格証世帯の場合でも、5、7割軽減になれば除外している。(11枚方市)
	・現在において対象となる世帯はないが、今後交付する資格書については考慮する。(15富田林市)
	・訪問等で家庭の実態を把握する。(17河内長野市)
	・資格証明書交付前に、中学生以下の子どもがいる全世帯を訪問し、実情の把握に努める。(19大東市)
	・必ず訪問を行い、実情を把握している。(20和泉市)
	・訪問や催告等により、実態の把握を行っている。(24門真市)
	・訪問・電話等で実情を把握する。(30四條畷市)
	・年4回行う納付相談時に現状を説明し、実情を把握する。(33豊能町)
	・乳幼児のいる世帯には原則発行しない。(36熊取町)
・就学前乳幼児のいる世帯は資格証明書の交付対象としない。(37田尻町)	
・医療証発行状況等を参考に、実情を把握するようにしている。(40太子町)	

<p>特別の事情の有無の判断のための特別な取組</p>	<p>・被保険者資格証明書の交付の適否について広く有権者などからの意見を聴取するため、堺市国民健康保険セーフティネット懇話会を設置。(2堺市)</p>
	<p>・部内で措置審査委員会を開き適正か審査する。(6吹田市)</p>
	<p>・資格証明書交付に関する審査委員会を開催。(10守口市)</p>
	<p>・国民健康保険措置検討会議を設置し、判定を行う。(11枚方市)</p>
	<p>・措置審査委員会を設置し、弁明書の内容を審査し、判定を行う。(13八尾市)</p>
	<p>・委員会の設置なし。保険者による判断。(15富田林市)</p>
	<p>・特別の事情届出の承認について内部決裁を仰ぎ、事情の有無や内容等の把握に努める。(17河内長野市)</p>
	<p>・資格証明書交付措置委員会を設置している。(19大東市)</p>
	<p>・措置委員会を設置し、判定を行う。(21箕面市)</p>
	<p>・資格証明書交付措置審査委員会を開催し、判定を行っている。(24門真市)</p>
	<p>・措置委員会を設置し、判定を行う。(25摂津市)</p>
	<p>・要綱を定め、その基準に沿って判定を行う。(27藤井寺市)</p>
	<p>・市民生活部内職員により「資格書交付に関する審査委員会」を設置し、判定を行う。(28東大阪市)</p>
	<p>・四條畷市措置審査委員会を設置し、判定を行う。(30四條畷市)</p>
	<p>・審査措置委員会を設置し、判定を行う。(32島本町)</p>
<p>・措置審査委員会を設置し、判定を行う。(37田尻町)</p>	
<p>・被保険者証返還予告通知に特別の事情に関する届出書を添えて郵送している。(43大阪狭山市)</p>	

記入上の注意

1. 「世帯数」、「種別世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
2. 世帯世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(滞納部分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該世帯に加入している世帯に限る。)をいうこと。
3. 被保険者資格証明書の交付を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
4. 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から小学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
5. 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳未満の子供の最初の3月31日以後の子供の人数について記入すること。
6. 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
7. 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
8. 「資格証明書を交付する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対して行った取組について、該当するものに○を記入すること。
9. 「文章報告」については、資格証明書の発行が特別の事情について説明した文章(報告書)に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
10. 「電話報告」、「面談」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
11. 「休日電話報告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
12. 「時間外電話報告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
13. 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下記の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
14. 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合に内容を記入すること。
15. 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するためにしている取組について内容を記入すること。
16. 基通知は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」、「子供のいる世帯に対する特別な取組」、「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(28) 都道府県名(兵庫県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
001	神戸市	241,899	41,920	○	3,588	73	17	41	45	20年8月末数 20年5月末	○	○	○	○	○	○	○	
002	姫路市	81,747	16,240	○	1,862	不明	25	78	62	H20・6・1	○	○	○	○	○	○	○	
003	尼崎市	82,438	29,497	○	1,008	46	10	34	19	H20・9・1	○	○						子どもの数は按分
004	明石市	61,453	7,387	○	315	7	0	5	4	H20・6・1	○	○	○	○	○	○	○	○
005	西宮市	64,815	14,055	○	181	0	0	0	0	H20・6・1	○	○	○	○	○	○	○	○
006	洲本市	8,331	1,509	○	111	3	0	1	2		○	○	○					
007	芦屋市	14,094	2,014	○	84	10	0	7	7		○							○
008	伊丹市	29,909	12,286	○	419	29	12	7	16	世帯数・滞納世帯数・・・20年7月 31日現在 資格証出数・・・20年5月31日 現在	○	○	○	○	○	○	○	○
009	相生市	5,181	992	○	92	5		3	4	H20・6・1	○	○	○	○	○			○
011	加古川市	40,910	8,667	○	132	40	15	45	20	H20・6・1	○	○	○	○	○	○	○	
013	赤穂市	7,078	1,349	○	22	1	0	0	1	H20・6・1	○	○	○	○				○
014	西脇市	7,266	950	○	32	0	0	0	0		○							
015	宝塚市	32,608	9,336	○	84	0	0	0	0	H20・6・1	○	○	○					
016	三木市	12,759	1,818	○	21	0	0	0	0	H20・6・1	○	○	○					○
017	高砂市	14,091	3,051	○	284	17	4	10	3	H20・6・1	○							
018	川西市	24,230	6,941	○	101	3	2	3	1		○	○						○
019	小野市	7,121	1,081	○	30	0	0	0	0	H20・6・1	○	○	○	○	○	○	○	○
020	三田市	11,716	736	○	136	14	2	13	7	H20・8・31	○							
021	加西市	6,779	1,243	○	9	0	0	0	0	H20・6・1	○	○	○					
022	猪名川町	3,662	602	○	29	3	0	1	2		○							
024	加東市	5,163	1,126	○	0						○							
027	多可町	3,483	350	○	0					H20・6・1								
031	稲美町	4,519	680	○	47	4		2	4	H20・6・1	○		○					○
032	播磨町	5,250	1,251	○	194	18	4	15	11		○							○
037	市川町	2,034	151	○	0	0	0	0	0		○	○	○					
039	福崎町	2,654	172	○	0						○	○	○					○
040	神河町	1,760	207	○	0													
042	太子町	4,384	1,190	○	45	0	0	0	0	H20・6・1	○							
043	たつの市	11,474	2,502	○	175	24	10	8	6	H20.7.8	○	○	○	○	○	○	○	○
045	上郡町	2,540	213	○	61	17	3	11	3	国保世帯数:19年31日 滞納世帯数:19年26日	○							
046	佐用町	2,946	170	○	25	5	1	6	4	H20・6・1	○	○						
050	宍粟市	6,230	1,052	○	113	7	1	3	4	H20・8・31	○							
057	香美町	3,427	134	○	39	3	1	2	2		○	○	○					○
062	新温泉町	2,595	349	○	34	1		1			○	○	○	○	○	○	○	○
065	養父市	4,123	630	○	0						○							
070	朝来市	4,718	796	○	78	2	0	2	2		○	○	○					○
073	丹波市	10,178	1,051	○	0					H20・9・8								
079	篠山市	6,449	596	○	37	2		1	1	H20.8.末	○		○					
086	淡路市	9,077	1,756	○	96	0	0	0	0	H20・6・1	○	○	○					

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち			日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他	
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数										中学生数
093	南あわじ市	9,186	967	○	247	9	1	5	6	H20・6・1	○	○	○	○	○	○	○	○
095	豊岡市	13,743	1,903	○	202	19	9	14	13		○							
都道府県合計		874,020	178,920	41	9,933	362	117	318	249		38	24	23	12	12	18	15	3

滞納者と接触を図るための具体的な取組	<p>文書催告のほか、休日・夜間を含めた電話催告・臨戸訪問を実施。(神戸市)</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(明石市)</p> <p>国税徴収担当課と連携し、臨戸訪問により接触を図っている。(相生市)</p> <p>税(賦課、徴収)、福祉(生保、母子・児童、高齢者)、市営住宅部門と連携し、情報収集を行っている(赤穂市)</p> <p>市税収納課と連携し情報の共有を図る。(宝塚市)</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(小野市)</p> <p>税などの担当課と連携し情報の共有を図る。(加東市)</p> <p>税務グループなどの担当課と連携し情報の共有を図る。(播磨町)</p> <p>短期証交付による定期的な納税相談の実施(神河町)</p> <p>税などの担当課と連携し情報の共有を図る。(太子町)</p> <p>国税徴収担当課と連携し情報の共有を図る。(たつの市)</p> <p>短期証、資格証明書を交付する住民課と、差し押さえなどの滞納処分を行う税務課で連携して滞納者対策を行っている。(上郡町)</p> <p>税担当課と連携し情報の共有を図る。(新温泉町)</p> <p>税・福祉・上下水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。短期証更新時、個別に強化納付相談を実施している。(丹波市)</p> <p>国税担当課と国保資格担当課の共同で、被保険者証の更新前に特別強化月間を設定し、納税相談を実施している。(南あわじ市)</p>
子供のいる世帯に対する特別な取組	<p>接触できた世帯については、事情をよく聴き取り、できるかぎり短期証で対応。(神戸市)</p> <p>必ず訪問し納付指導等を行い、実情を把握する。社会保険移行調査の実施。(明石市)</p> <p>要綱を策定し、よりきめ細かな対応を図る。(相生市)</p> <p>例年、休日訪問を行い実態把握に努めているが、本年度は特別調査チームを編成し、生活状況把握に向けた調査を12月～2月の間で実施する。(伊丹市)</p> <p>①電話や封書により、資格者証事務について個別に説明している(赤穂市)</p> <p>②レセプトデータにより過去の診療履歴を確認して診療履歴がある場合、特別事情の届出の説明を個別に行っている(赤穂市)</p> <p>必ず訪問を行い、実情を把握する。(小野市)</p> <p>レセプト等による給付状況の確認(神河町)</p> <p>福祉医療の対象者には、受給者証がつかえないことを説明する。(香美町)</p> <p>必ず訪問を行い、実情を把握する。(篠山市)</p>
特別の事情の有無の判断のための特別な取組	<p>特別事情の弁明書により判断がつかないものや、1年以内に入金があったものについては、再度電話・訪問により事情確認する。(神戸市)</p> <p>資格証を交付する前に、「特別の事情に関する届出書」を送付し提出を求めることで、個々の生活状況を把握している。(伊丹市)</p> <p>特別事情の届出がない場合でも、すぐに資格者証を交付せず、弁明の機会を付与している(赤穂市)</p> <p>資格者証交付対象者には、特別事情に関する届出書や弁明書を送付するとともに、取組担当課に納税相談、納付等の有無を確認したうえで判定を行っている。(猪名川町)</p> <p>資格証明書交付検討委員会の実施(神河町)</p> <p>資格証明書交付対象者に対し、事前に特別事情の有無を確認する案内文書を送付している。</p> <p>特別事情の申し立て書が提出された場合は、副町長並びに関係課長及び係長で構成する資格証明書等交付審査会で審査する。(上郡町)</p> <p>健康課と税務課による合同会議を毎月開催し、判定を行う。(香美町)</p>

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対して行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

調査結果(奈良県)

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(29) 都道府県名(奈良県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	休日 訪問	休日 電話催告	時間外 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	奈良市	52,998	10,948	○	942	30	3	25	12		○	○	○					○
2	大和高田市	11,623	3,948	○	15	2	0	1	1	2008/6/1	○	○	○					○
3	大和郡山市	13,858	1,538	○	368	13	2	10	6		○	○	○					○
4	天理市	10,273	1,427	○	17					世帯数: 2008/9/16 滞納世帯数: 2008/8/31	○	○	○					
5	橿原市	18,614	4,397	○	0						○	○	○					○
6	桜井市	9,662	2,315	○	7						○	○	○					
7	五條市	6,135	1,385	○	0						○	○	○					○
8	御所市	5,277	1,776	○	60	0	0	0	0	2008/9/17	○	○	○					○
9	生駒市	14,651	2,934	○	0	0	0	0	0	2008/6/1	○	○	○	○	○	○	○	○
12	山添村	591	22	○	2	1			1		○	○	○					○
13	平群町	3,121	505	○	0						○	○	○					○
14	三郷町	3,415	247	○	0						○	○	○					○
15	斑鳩町	4,267	1,313	○						2008/5/31								
16	安堵町	896	0	○	0													
17	川西町	1,359	110	○	1	0	0	0	0	2008/9/1	○	○	○					○
18	三宅町	1,243	262	○	0					2008/8/31								
19	田原本町	4,542	1,136	○	0					2008/8/31								
24	菅原村	369	49	○	6	1	0	0	1	2008/8/31	○	○	○					○
25	御杖村	449	20	○	1	1			1	2008/8/29	○	○	○					
26	高取町	1,167	66	○	1	0				2008/9/1	○	○	○	休日・時間外対応が必要者がなかった				
27	明日香村	891	50	○	4	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
30	香芝市	9,254	1,051	○	15	0	0	0	0	2008/8/31	○	○	○					○
31	上牧町	3,401	920	○	16	1	1					○	○					○
32	王寺町	3,254	112	○	14	1	0	1	0	2008/9/1	○	○	○					○
33	広陵町	4,116	580	○	0	0	0	0	0	2008/8/31	○	○	○					
34	河合町	2,878	212	○	0					2008/8/31	○	○	○					○
35	吉野町	1,737	81	○	10	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
36	大淀町	3,076	409	○	75	7	3	3	6		○	○	○					○
37	下市町	1,162	184	○	13	1			1		○	○	○					○
38	黒滝村	158	22	○	0													
40	天川村	347	20	○	1	0	0	0	0		○	○	○					
41	野迫川村	106	9	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
43	十津川村	843	52	○	10	0	0	0	0	2008/8/31	○	○	○					○
44	下北山村	234	0	○	0													
45	上北山村	126	3	○	0													
46	川上村	397	21	○	1	0	0	0	0		○	○	○					○
47	東吉野村	509	54	○	0													
50	葛城市	5,261	667	○	0					世帯数のみ: 2008/8/31	○	○	○					○
51	宇陀市	5,757		○	0	0	0	0	0	2008/8/31	○	○	○					○
都道府県合計		207,817	38,845	39	1,579	58	9	40	29		28	21	23	4	7	14	18	9

合計 58世帯 78人

滞納者と接触を図るための具体的な取組	短期証の発行により、納付相談の機会を増やす。(大和高田市、大和郡山市、御所市、平群町、上北山村) 税や水道等の未集金の担当部署と情報連携や共同訪問の実施、催告等を行う。(大和高田市、天理市、橿原市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、山添村、平群町、菅原村、高取町、明日香村、王寺町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、十津川村、上北山村、東吉野村) 弁明の機会を付与する。(桜井市) 収納対策本部や特別滞納整理班を設置する。(葛城市、上牧町)
子供のいる世帯に対する特別な取組	訪問等により本人と面接を行い事情を把握する(奈良市、大和高田市、大和郡山市、香芝市、吉野町、下市町) 発行対象から除外している(橿原市) 有効期限が1日の保険証を発行(桜井市) 国保制度における不利益処分の周知(高取町、下市町)
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	資格証明書交付対象者選定委員会等を設置して判断をする(奈良市、大和郡山市、橿原市、桜井市、生駒市、香芝市、山添村、川西町、高取町、明日香村、王寺町、吉野町、葛城市、宇陀市) 面接や書類の提出により、弁明の機会を与える(大和高田市、大和郡山市、桜井市、大淀町)

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

		都道府県番号(30) 都道府県名(和歌山県)																	
保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組									
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他	
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数										
1	和歌山市	62,294	16,834	○	2,862	194	68	156	82	9/1(但し滞納世帯数は5/31現在)	○		○					○	○
2	海南市	9,576	1,224	○	75	0	0	0	0		○	○							○
3	橋本市	10,306	2,074	○	190	8	1	4	5	8/31	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	有田市	5,856	788	○	20	1	0	1	0		○								○
5	御坊市外 三ヶ町	8,955	1,284	○	79	3	0	3	4	8/31	○	○	○			○	○		
6	田辺市	17,307	4,271	○	255	5	1	3	4	世帯数のみ 4/7/31	○	○	○						
7	新宮市	6,815	1,774	○	94	3	2	1	0		○	○	○		○		○	○	
10	紀美野町	2,008	180	○	0	0	0	0	0										
12	紀の川市	10,942	1,238	○	82	3	0	3	1	8/31	○								
17	岩出市	7,317	3,109	○	120	1	0	0	1	8/31	○	○	○		○	○	○		
18	かつらぎ町	3,591	595	○	58	4	1	5	3	8/31	○		○			○	○		
20	九度山町	1,010	55	○	1	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	高野町	787	35	○	3	0	0	0	0		○	○	○			○	○		
23	湯浅町	2,770	565	○	111	3	0	4	1		○	○							
24	広川町	1,461	183	○	20	1	0	0	1		○								
25	有田川町	4,935	286	○	113	7	1	9	4		○								○
30	由良町	1,351	79	○	53	5	1	5	6	8/31	○		○						
32	日高川町	852	68	○	2	1	1	2	1		○	○	○			○	○		
35	みなべ町	2,762	150	○	16	1	0	0	1		○	○	○			○	○		
37	印南町	1,805	78	○	9	0	0	0	0		○	○							
38	白浜町	5,200	713	○	205	11	2	11	8	8/31	○	○	○			○	○	○	
42	上富田町	2,941	774	○	48	3	0	3	1	8/31	○								○
44	すさみ町	1,205	60	○	15	0	0	0	0		○	○			○	○			
45	串本町	4,539	845	○	0	0	0	0	0										
46	那智勝浦町	4,214	587	○	107	12	6	14	6	9/1	○	○	○						
47	太地町	810	102	○	0	0	0	0	0										
49	古座川町	780	35	○	5	0	0	0	0		○		○						○
52	北山村	128	1	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○	
都道府県合計		182,517	37,987	28	4,543	266	84	224	129		25	16	16	3	5	11	13	9	

滞納者と接触を図るための具体的な取組	<p>督促状・催告状・最終催告等の文書催告と、国民健康保険協力員による滞納者宅へ訪問実態調査(和歌山市)</p> <p>催告書による納付相談、次期資格証対象者に対する納付相談、最終は弁明書の送付により呼び出しての納付相談(海南市)</p> <p>税、水道などの担当課と連携し、情報の共有を図る(有田市)</p> <p>税務課と連携し情報の共有を図る(新宮市)</p> <p>平日、留守がちな方への休日や時間外の訪問や呼び出し(九度山町)</p> <p>他の税・料金徴収担当者と滞納者の情報共有を行っている(高野町)</p> <p>毎月1回休日・夜間納税相談窓口を開設している(湯浅町)</p> <p>資格証明書交付前に必ず文書により弁明の機会を付与し、特別事情の有無を確認する。その後不利益処分通知書により被保険者証の返還を文書にて求めたうえ、交付する(有田川町)</p> <p>数年に渡り滞納している世帯にも、次年度更新前に年1回必ず弁明の機会を付与している(有田川町)</p> <p>電話催告、臨戸徴収、納付相談による(白浜町)</p> <p>弁明通知し、弁明の機会を設けています(上富田町)</p> <p>弁明の機会付与と通知書の送付(古座川町)</p>
子供のいる世帯に対する特別な取組	<p>電話相談、来庁相談事には対処している(和歌山市)</p> <p>現在発行中の資格証世帯には、中学生以下の子供がいない状況であるが、これからの選考時は、子供に対して被保険者証を発行、但し子供以外は資格証を発行せざるを得ないと考えています(海南市)</p> <p>子供に対しては被保険者証を交付するよう配慮している(新宮市)</p> <p>乳幼児被保険者がいる場合には、保険係及び福祉担当との連携を行っている(かつらぎ町)</p> <p>訪問を行い、実情を把握する(高野町)</p> <p>保健師と連携し家庭事情を把握し、ケースによっては子どものみ被保険者証を発行している世帯もある(有田川町)</p> <p>公費負担医療該当者がいる世帯の当該該当分については、短期被保険者証を発行(古座川町)</p>
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	<p>納付相談時等における聞き取り調査(収入、家族状況、借入金の有無、健康状態の確認)、重度心身障害者の確認(対象世帯にいるかどうか)</p> <p>審査委員会を設置し、判定を行う(新宮市)</p> <p>資格証発送時に弁明書用紙を送付、特別な事情がある場合には返送をいただき、弁明書内容を精査したうえで短期証等への変更を行っている(かつらぎ町)</p> <p>入院や、他の医療公費負担を受けていることがわかれば、医療機関や関係箇所に連絡をとり、事実確認をする(有田川町)</p> <p>面接の機会があれば、よく事情を聞き、ケースに併せて柔軟に対応することを心がけている(有田川町)</p> <p>納付相談による(白浜町)</p> <p>弁明の機会付与と通知書の送付(古座川町)</p>

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該被保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

保険者番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組							
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	休日 訪問	休日 電話催告	時間外 訪問	時間外 電話催告	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数								
001	鳥取市	27,952	3,299	○	348	7	0	6	1	20.6.21	○	○	○	○	○	○	○
002	米子市	22,699	5,940	○	756	48	15	40	25	20.9.10	○	○	○	○	○	○	○
003	倉吉市	8,425	765	○	209	11	5	7	5	20.8.31	○	○	○				
004	境港市	5,404	1,113	○	108	0	0	0	0	20.8.31	○	○	○				
006	岩美町	1,995	239	○	0						○	○	○				○
008	八頭町	2,878	329	○	0					20.9.2	○	○	○				
012	若桜町	696	30	○	0					20.9.1	○	○	○				
015	磐梯町	1,303	142	○	0						○	○	○				
019	湯梨浜町	2,579	306	○	0					20.9.1	○	○	○				
022	三朝町	1,174	174	○	14	1	0	0	1	20.8.31	○	○	○				
024	北栄町	2,600	125	○	7	0	0	0	0	20.8.31	○	○	○				
026	琴浦町	3,164	271	○	0						○	○	○				
028	南部町	1,718	243	○	0						○	○	○				
030	伯耆町	1,679	77	○	6	0	0	0	0	20.8.31	○	○	○				
031	日吉津村	439	50	○	0					20.9.1	○	○	○				
033	大山町	3,001	385	○	8	0	0	0	0		○	○	○				○
036	日南町	1,023	53	○	0					20.8.31	○	○	○				
037	日野町	624	30	○	0					20.8.31	○	○	○				
038	江府町	471	15	○	0						○	○	○				
都道府県合計		89,822	13,586	19	1,456	67	20	53	32		18	19	18	4	2	13	13

滞納者と接触を図るための具体的な取組	<p>滞納案件ごとに、必要に応じて税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(米子市)</p> <p>強化月間を設けて、時間外電話催告・訪問、徴収職員4名を各地区に配置し、平日・夜間・休日訪問徴収の実施、保険証更新時に保険証更新を兼ねた休日納付相談の実施。(倉吉市)</p> <p>収納対策会議と定期的に開催し、各関係課と連絡をとり情報の共有を行っている。役場内の管理職による訪問を行っている。(岩美町)</p> <p>収納対策会議を随時開催し、税(科)、公共料金の滞納情報の共有化を図り訪問徴収を実施している。(八頭町)</p> <p>短期証を交付、税金、下水・水道料及び保育料等の担当課と連携し情報の共有を図る。(若桜町)</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(湯梨浜町)</p> <p>町税等滞納整理対策本部を設置し、滞納者及び滞納実態の分析を行い、関係各課が情報を共有しながら滞納者との対応を行っている。(北栄町)</p> <p>日々、税務課で徴収訪問等を行い、併せて年5回は特別徴収期間を設け特別徴収班で徴収をおこなっている。(琴浦町)</p> <p>短期保険証を発行し、更新の際に接触を図っている。(南部町)</p> <p>役場内に全課長・関係各担当者からなる徴収スタッフネットを構成し、情報の共有を図り、分担し徴収にあたっている。(日吉津村)</p> <p>呼出、財産の滞納処分、他課との情報共有。(大山町)</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(日野町)</p>
子供のいる世帯に対する特別な取組	<p>中学生以下の児童については、被保険者証を交付。(境港市)</p> <p>関係課と連絡をとり、実情の把握に努めている。(湯梨浜町)</p> <p>必ず訪問を行い、実情を把握する。(日野町)</p>
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	<p>特別な事情届出書未提出者に、再度弁明通知書を送付し、詳細把握に努めている。(倉吉市)</p>

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(32) 都道府県名(島根県)																		
保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
001	松江市	26,343	1,786	○	880	71	29	47	40		○	○					○	
002	浜田市	9,226	530	○	98	7	1	5	3	H20.9.2	○	○	○	○	○	○	○	
003	出雲市	19,427	1,571	○	257	19	7	14	9		○	○	○	○	○	○	○	
004	益田市	8,321	628	○	13	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○			○	○	
005	大田市	6,239	521	○	17	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	
006	安来市	6,019	361	○	18	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	
007	江津市	4,134	539	○	0	0	0	0	0	H20.8.31	○		○				○	
012	東出雲町	1,756	133	○	24	3	0	5	2		○	○	○			○	○	
029	斐川町	3,383	136	○	18	2	3	0	0		○	○	○					
036	川本町	588	38	○	4	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
049	津和野町	1,571	220	○	16	0	0	0	0	H20.8.31	○						○	
057	海士町	481	17	○	0	0	0	0	0			○	○			○	○	
058	西ノ島町	646	11	○	0	0	0	0	0			○	○			○	○	
059	知夫村	184	0	○	0	0	0	0	0			○				○	○	
061	雲南市	5,849	403	○	69	2	0	4	3	H20.8.29	○						○	
081	奥出雲町	2,137	138	○	21	2	0	2	3		○	○	○			○	○	
082	飯南町	876	70	○	5	0	0	0	0		○						○	
083	美郷町	1,029	85	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	
084	邑南町	2,029	136	○	0	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
085	吉賀町	1,160	88	○	0	0	0	0	0	H20.8.31			○				○	
086	隠岐の島町	2,897	207	○	0	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
都道府県合計		104,295	7,618	21	1,440	106	40	77	60		17	16	16	5	5	14	17	11
滞納者と接触を図るための具体的な取組				(例)税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(○〇市)														
子供のいる世帯に対する特別な取組				(例)必ず訪問を行い、実情を把握する。(△△町)														
特別な事情の有無の判断のための特別な取組				(例)第三者委員会を設置し、判定を行う。(□□市)														

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対して行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号（ 32 ） 都道府県名（ 島根県 ）

滞納者と接触を図るための具体的な取組	(例)税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(〇〇市)
	収納管理課の設置で税・料の滞納対策を一元化し、納税相談を実施(雲南市)
	税・料徴収該当課で収納対策会議を行い情報の共有を図る。(津和野町)
	税・福祉などの担当課と連携し情報の共有を図る。(邑南町)
	税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。差押え通知など(出雲市)
	資格証適用除外の申請を行わせ、納付相談を随時実施する。(飯南町)
	収納対策審査会において担当課と連携し情報の共有を図る。(美郷町)
	市民相談窓口である市民参画課と連携し、滞納整理を行う。(安来市)
	徴収課などの担当課と連携し情報の共有を図る。(浜田市)
	町税等滞納整理対策本部会議において情報の共有をしている。(奥出雲町)
臨戸(自宅)訪問は必ず行い、生活状況を把握する(川本町)	
子供のいる世帯に対する特別な取組	(例)必ず訪問を行い、実情を把握する。(△△町)
	必ず訪問を行い、実情を把握するように取り決めている。(邑南町)
	子供のいる資格証交付世帯から相談があった場合、分割納付計画をゆるやかな内容にしたり、緊急性に応じて迅速な資格証解除を行うなど、柔軟に対応している。(出雲市)
	臨戸訪問はもちろん、通院状況などを聞き取り等で必ず把握する(川本町)
	相談期間を設け、実情を把握している。(奥出雲町)
福祉担当課との協議で実情を把握する。(飯南町)	
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	(例)第三者委員会を設置し、判定を行う。(□□市)
	弁明書を送付し、返送された回答から関係課の会議で判定。福祉医療、乳幼児医療、公費該当者等レセプト等参照。(雲南市)
	町で要綱を制定し、適用の判断を行う。(飯南町)
	本人へ弁明書送付とあわせて、特別な事由に関する届出書を送付し状況把握を行う。届出が提出されれば、内容については審査会を開催し、判定を行う。(川本町)
	相談期間を設け、実情を把握している。(奥出雲町)
国民健康保険税滞納者対策審査会において判定を行う。(美郷町)	

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(33) 都道府県名(岡山県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
001	岡山市	100,567	33,926	○	1,623	0	0	0	0	H20.6.1	○							
002	倉敷市	67,633	11,333	○	1,576	128	0	76	83	H20.9.8	○							
003	津山市	14,531	3,479	○	6	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	
004	玉野市	15,734	2,298	○	30	0	0	0	0	H20.6.1								
005	笠岡市	8,419	1,624	○	194	10	0	11	7		○	○	○	○	○	○	○	
006	井原市	5,464	938	○	33	1	0	0	1	H20.6.1	○	○	○			○	○	○
007	備前市	6,282	1,234	○	51	1	0	0	1		○	○	○			○	○	
008	総社市	6,607	1,912	○	0	0	0	0	0	H20.6.1								
009	高梁市	5,362	885	○	0	0	0	0	0	H20.6.1	○	○	○	○	○	○	○	
010	新見市	5,141	383	○	51	1		1	1		○	○	○			○	○	
021	和気町	2,557	307	○	42	0	0	0	0	H20.6.1	○		○			○	○	○
029	早島町	1,621	171	○	0	0	0	0	0	H20.6.1								○
036	里庄町	1,544	345	○	0	0	0	0	0	H20.6.1	○	○	○					
037	矢掛町	2,180	244	○	24	3	1	1	2		○	○	○	○	○	○	○	
056	新庄村	171	0	○	0	0	0	0	0	H20.6.1								
067	勝央町	1,504	389	○	0	0	0	0	0	H20.6.1								
068	奈義町	877	49	○	0	0	0	0	0	H20.6.1								
071	美作市	4,976	1,038	○	54	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
075	西粟倉村	359	22	○	0	0	0	0	0	H20.6.1								
078	久米南町	904	77	○	0	0	0	0	0	H20.6.1								
081	吉備中央町	1,990	265	○	0	0	0	0	0	H20.8.31								
082	瀬戸内市	5,679	1,076	○	39	1	0	0	1	H20.6.1	○	○	○	○	○	○	○	○
083	赤磐市	6,367	1,602	○	26	0	0	0	0	H20.7.31	○							
084	真庭市	7,240	992	○	45	1	1	0	0	H20.9.1	○							
085	鏡野町	2,057	387	○	0	0	0	0	0	H20.6.1	○	○	○					○
086	美咲町	2,496	208	○	11	0	0	0	0		○	○	○				○	○
087	浅口市	5,561	920	○	110	4	0	1	3	H20.6.1	○							
都道府県合計		283,823	66,104	27	3,915	150	2	90	99		18	12	12	6	7	10	11	3

滞納者と接触を図るための具体的な取組	(例)税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(○口市) 休日・夜間の窓口開設、訪問等の実施(井原市、美咲町) 他の税・料部門と連携、情報共有、共同徴収(備前市、早島町、矢掛町)
子供のいる世帯に対する特別な取組	(例)必ず訪問を行い、実情を把握する。(△△町) 対象世帯員の健康状態等を聞き取り調査(早島町) 健康管理センター等との情報交換によって実態を把握(矢掛町) 未成年者には短期証を交付(美作市)
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	(例)第三者委員会を設置し、判定を行う。(口口市) 交付審査会(又は判定委員会)を設けて判断している(矢掛町、瀬戸内市、真庭市、浅口市)

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組については、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合に、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						都道府県番号(34) 都道府県名(広島県) 資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
001	広島市	169,327	40,852	○	0	0	0	0	0	05.31	○	○	○	○	○	○	○	○
002	呉市	36,823	6,118	○	1,035	81	34	73	35	08.31	○	○	○	○	○	○	○	○
003	竹原市	4,963	989	○	110	10	2	11	4	08.31	○	○	○	○	○	○	○	○
004	三原市	14,968	1,171	○	314	27	11	20	14	08.31	○							○
005	尾道市	23,492	2,564	○	374	27	3	22	11	09.15	○							○
008	福山市	66,576	15,050	○	2,062	165	14	142	91	09.01	○	○	○	○	○	○	○	
009	府中市	6,407	489	○	159	14	2	15	5	08.31	○	○			○	○		○
010	三次市	8,466	547	○	149	0	0	0	0	09.15	○	○	○	○	○	○	○	○
011	庄原市	6,371	635	○	53	5	1	5	2	08.31	○	○	○			○	○	○
012	大竹市	4,935	507	○	150	28	3	12	13	09.15	○							○
014	府中町	7,223	820	○	212	21	6	16	15	08.31	○	○	○	○	○	○	○	○
016	海田町	4,061	542	○	5	0	0	0	0	09.24	○	○	○			○	○	
019	熊野町	4,187	557	○	93	19	8	13	9	08.31	○							
021	坂町	1,968	282	○	0	0	0	0	0	09.01	○	○	○			○	○	○
022	江田島市	5,175	691	○	43	2	0	1	2	09.15		○	○					○
028	廿日市市	16,925	1,645	○	391	62	19	26	17	09.17	○	○	○	○	○	○	○	○
044	安芸太田町	1,367	42	○	7	1	0	1	1	09.15	○	○	○			○		○
047	北広島町	3,076	193	○	49	2	1	1	0	09.15	○							
051	安芸高田市	4,949	202	○	74	7	1	3	6	08.31	○	○	○		○	○	○	○
058	東広島市	21,848	2,230	○	56	1	0	0	2	08.31	○							
073	大崎上島町	1,694	83	○	0	0	0	0	0	08.31	○	○				○	○	○
081	世羅町	2,705	243	○	24	2	0	2	1	09.01	○							○
092	神石高原町	1,734	42	○	5	0	0	0	0	09.01	○	○	○	○	○	○	○	○
広島県合計		419,240	76,494	23	5,365	474	105	363	228	05.31~09.24	22	16	14	8	10	15	13	18

<p>滞納者と接触を図るための具体的な取組</p>	<p>(広島市) 夜間窓口の開設(毎月第3木曜日)、日曜休日窓口の開設(年4回)。 (呉市) 他の収納部門や、全庁的に収納困難事例を取り扱う債権回収対策室と連携し、情報の共有を図る。 (竹原市) 債権保有課と連携し情報の共有を図る。 (三原市) 夜間、休日の相談窓口対応。 (尾道市) 保険年金課・収納課・市民税課・水道局などの担当課と連携し、情報の共有をはかる。 (福山市) 夜間納税相談窓口の開設(毎週木曜日) 滞納整理特別催告月間…年4回(日曜納税相談窓口各2日、夜間納税相談窓口(火・木曜日)の開設) (府中市) 税務課・福祉事務所・水道課など、各担当課と連携し情報の共有を図っている。 (三次市) 必要に応じて、関連担当課と連携し情報の共有をはかる。年数回、全職員で滞納者への一斉取組を実施し、接触や情報収集に努めている。 (庄原市) 公営住宅・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。 (大竹市) 短期証、資格証への資格変更をする際、証を発行する前に納付相談を送付し、接触する機会を設ける。それでも反応がないものには弁明通知を送付し再度接触する機会を設ける。また、差し押さえ、タイヤロック、資格証の積極的交付により、滞納者との接触を図る。 (府中町) 休日・夜間納付相談の実施。転出時の納付相談。 (海田町) 夜間窓口の開設(毎月第3木曜日)。短期証更新時における定期的な納税相談及び呼出通知による相談の実施。税、町営住宅、保育料、水道等の各担当課による情報の共有化及び連携。 (熊野町) 収納推進室や水道課等と連携し情報の共有化を図る。また、転出等の住民異動に関する届けが行われた際に、納税折衝等を行う。 (坂町) 短期被保険者証更新時の納税相談。臨戸徴収。 (江田島市) 収納推進室(滞納整理担当課)と連携。 (廿日市市) 転出等の住民異動に関する届けが行われた際に、市民課受付で滞納状況を確認し、国保資格及び収納徴収所属への連絡を行い納税折衝等を行う。 (安芸太田町) 滞納整理組合と連携して情報の共有を図る。 (北広島町) 滞納整理組合と連携して情報の共有を図る。 (安芸高田市) 税・水道・保育料・市営住宅等の担当課との連携し情報の共有化を図っている。 (大崎上島町) 短期保険証更新時における定期的な納税相談、または呼出通知による相談。 (世羅町) 催告書、差し押さえ予告等文書による、呼び出し。時間外窓口月2回。 (神石高原町) 必ず訪問・電話・通知などで接触し、相談などで世帯の実情を把握している。</p>
<p>子供のいる世帯に対する特別な取組</p>	<p>(広島市) 生活状況等を把握したうえで支払い能力があるにもかかわらず納付を行わない世帯に対して(子供の有無にかかわらず)資格証明書を交付することとしている。 (尾道市) 広島県及び尾道市の公費負担制度である乳児医療受給者証を交付されている小学校入学前の乳幼児については、特別事情の申請を受け、資格証の解除を行っている。また、平成20年10月1日より乳幼児医療受給者証の対象が小学3年生まで拡大されるのに伴い、国民健康保険も、資格証の解除を拡大する。この申請する事に関して、子育て支援課(乳児医療受給者証発行部署)と連携を図り、対象者の把握に努めている。 (福山市) 福山市国民健康保険被保険者資格証明書交付世帯実態調査要綱に基づき、資格証交付世帯を訪問し、経済生活状況・健康状況・保険税納税意向について調査する。乳幼児医療費助成事業(県)、ひとり親家庭等医療費助成事業(県・市)に係るものは資格証明書の交付適用除外とする。 (三次市) 三次市要綱により、資格証明書世帯の中で、義務教育(中学生)以下の者は対象外としている。 (坂町) 短期被保険者証更新時の納税相談。臨戸徴収時に実情を聞き取る。</p>
<p>特別の事情の有無の判断のための特別な取組</p>	<p>(広島市) 生活状況等を把握したうえで支払い能力があるにもかかわらず納付を行わない世帯に対して(子供の有無にかかわらず)資格証明書を交付することとしている。 (竹原市) 保険証更新時における保険証交付及び納税相談において聴取を行う。 (福山市) 資格証明書交付判定委員会の審査により判定される。 (府中市) 措置対象者選定審査委員会を設置し、年2回審査委員会を開き、判断を行っている。 (三次市) 年3回の審査会前に特別事情である場合に弁明書提出勸奨を実施。事前に、財産調査を実施(職場へ給与照会、預貯金調査、生命保険会社への照会など) (大竹市) 税務課と資格担当課が個々の情報を持ち寄り、特別な事情について判断するため3ヶ月ごとに資格審査会を開いて、きめ細かな対応をしている。 (府中町) 交付審査委員会を設置し、判定を行う。 (海田町) 資格証明書交付審査委員会を設置し判定を行う。 (熊野町) 弁明機会付与対象者については、事前に、財産調査(職場へ給与照会、預貯金調査等)を実施。 (廿日市市) 資格証発行前の弁明書提出勸奨による生活状況の把握。 (東広島市) 国民健康保険滞納対策審査会にて判定を行う。 (世羅町) 本人から事情を聞き、その状況を確認し、納税誓約書により特別な事情に該当の場合短期保険証を交付する。</p>

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(35) 都道府県名(山口県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
35001	下関市	46,464	7,830	○	43	5	0	2	4	H20.9.24	○				○		○	○
35002	宇部市	26,047	3,616	○	758	51	18	36	33		○	○	○			○	○	
35003	山口市	24,817	2,602	○	665	43	20	34	19		○	○	○	○	○	○	○	○
35006	防府市	17,624	2,222	○	438	34	8	22	20	H20.9.1	○	○				○		○
35007	下松市	8,095	871	○	119	1	0	1	0		○	○	○	○	○	○	○	○
35008	岩国市	26,617	3,384	○	1409	234	88	185	117		○	○				○		
35009	山陽小野田市	9,756	657	○	378	14	5	9	7	H20.8.31	○	○	○				○	○
35010	光市	8,774	731	○	196	14	5	9	9	H20.8.31	○		○				○	○
35012	柳井市	6,287	681	○	116	9	3	9	6		○	○	○			○	○	
35013	美祿市	4,374	353	○	18	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
35015	周防大島町	4,551	447	○	91	3	0	4	1		○	○	○			○	○	○
35019	和木町	957	73	○	27	2	2	3	0		○	○	○			○	○	○
35028	上関町	854	99	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
35030	田布施町	2,682	272	○	24	1	0	2	0		○	○				○	○	○
35031	平生町	2,109	186	○	12	0	0	0	0		○	○	○			○	○	○
35052	阿武町	789	20	○	8	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
35054	阿東町	1,417	113	○	6	0	0	0	0		○	○	○			○	○	○
35059	周南市	24,307	4,666	○	1055	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	
35060	萩市	10,503	449	○	109	6	3	4	2	H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
35061	長門市	7,510	640	○	20	0	0	0	0	H20.4.1	○	○	○			○	○	○
都道府県合計		234,534	29,912	20	5,492	417	152	320	218		20	18	16	5	6	17	17	14
滞納者と接触を図るための具体的な取組				税・福祉・水道等の担当課又は取組専門の部署と連携し情報の共有を図る。(下関市、下松市、山陽小野田市、光市、周南市、萩市、長門市、周防大島町、和木町、田布施町、平生町) 納付相談窓口設置、来庁呼びかけ、臨戸訪問、文書催告等を行っている。(山口市、防府市、山陽小野田市、光市、周南市、萩市、上関町)														
子供のいる世帯に対する特別な取組				相談窓口、訪問等を行い、実情を把握する。(下松市、萩市、周防大島町、上関町)														
特別の事情の有無の判断のための特別な取組				判定委員会を設置し、判定を行う。(山口市、下松市、山陽小野田市、光市、柳井市、周南市、萩市、周防大島町、上関町、阿東町) 通院歴、薬の処方箋等の確認、財産調査等を行う。(周防大島町) 特別な理由を記載した書面を提出してもらい、納付相談を受ける。(周南市、田布施町)														

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(36) 都道府県名(徳島県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	徳島市	35,991	15,796	○	91	1	0	0	1	H20.8.31	○		○					
2	鳴門市	9,523	1,124	○	395	29	14	27	12		○							○
3	小松島市	5,989	1,308	○	315	44	3	21	20	H20.8.29	○							
4	阿南市	10,526	1,267	○	404	33	8	20	22	H20.9.1	○							
51	吉野川市	6,156	893	○	0	0	0	0	0	H20.8.31(世帯数)	○							
52	阿波市	5,810	539	○	25	2	0	2	2		○	○	○	○	○	○	○	
53	美馬市	4,619	397	○	149	9	0	7	6	H20.9.1	○							
54	三好市	4,911	358	○	57	2	1	0	1	H20.8.29	○	○	○			○	○	
5	勝浦町	880	67	○	3	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	
6	上勝町	329	7	○	0	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
7	佐那河内村	436	25	○	0	0	0	0	0		○	○	○		○	○	○	○
8	石井町	3,512	491	○	88	7	0	7	2		○	○	○				○	
9	神山町	1,113	72	○	8	0	0	0	0		○	○	○					
23	松茂町	2,014	500	○	0	0	0	0	0	H20.8.31								
24	北島町	2,636	255	○	0	0	0	0	0	H20.8.31	○	○					○	
25	藍住町	3,838	590	○	94	10	5	7	3	H20.7.30	○							
26	板野町	2,032	231	○	33	7	0	0	0		○	○						
27	上板町	1,772	344	○	0	0	0	0	0									
61	つるぎ町	1,873	150	○	0	0	0	0	0		○	○	○					
62	那賀町	1,720	132	○	0	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
19	牟岐町	1,107	65	○	0	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
64	美波町	1,546	96	○	0	0	0	0	0									
65	海陽町	2,256	359	○	0	0	0	0	0		○	○	○			○		○
63	東みよし町	1,745	131	○	0	0	0	0	0	H20.9.1								
都道府県合計		112,334	25,197	24	1,662	144	31	91	69		20	13	12	2	3	8	9	3

滞納者と接触を図るための具体的な取組	返還命令予告書の送付および弁明の機会を付与して熟慮する期間を与えている(徳島市) 資格証明書発行の前には納付相談を実施し、実情の把握、納付の促進を行う(鳴門市)。 呼出状発送(小松島市)。 高額療養費の払戻し申請時等、給付の申請時には、国税の納税相談を受けてもらっています(吉野川市)。 1納税相談の通知を実施 2期間を設定して納税相談を実施 3納税相談連絡無き世帯に無保険証の返還請求 4資格証の発行 経過期間(1~4まで1ヶ月)(美馬市) 税・公営住宅などの担当課と連携し情報の共有を図る。有効期限1ヶ月の短期証を発行し、更新手続きに来てもらうよう促す(三好市)。 福祉、住宅、水道、公共工事等の主管課との情報交換(勝浦町)。 住民課等との情報の共有(上勝町)。 水道・集落排水などの担当課と情報を共有し、連携して取り組む(佐那河内村)。 短期証の発行(海陽町)。
子供のいる世帯に対する特別な取組	端末検索による世帯構成および給付状況チェック、現地調査を行う。上記中学生を含む世帯は、居所不明でやむを得ず資格証明書を出した(徳島市)。 乳児医療費助成対象者を含む世帯は除外している(徳島市)。 納税相談等を行い、子どもの病気等緊急を有するときは短期証を発行する。母子・父子家庭には発行していない(三好市)。 家庭訪問及び福祉、教育委員会との情報交換(勝浦町)。 現在該当世帯無し(上勝町)。 子どものいる時間帯はなるべく避けて訪問する。子どもの前での説明は避ける(佐那河内村)。
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	弁明の機会を与え、特別な事情のある方は「特別な事情に関する届出書」を提出していただく(徳島市)。 窓口相談などにより実情の把握に努める(鳴門市)。 課内にて協議している(小松島市)。 面談による(阿南市)。 (1災害又は盗難等 2病気療養中 3失業中 4事業の廃止、休止又は営業不振(自営・農業等) 4その他)等が記入できる用紙を配布し、納期毎に文書をはいふしている(美馬市)。 措置対象者選定審査委員会を設置し、厳正な審査を図る(三好市)。 弁明書の実態調査等により判定(勝浦町)。

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
10. 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
11. 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
12. 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
13. 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
14. 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
15. 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
16. 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(37) 都道府県名(香川県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	高松市	59,158	9,767	○	1,713	70	0	50	28	H20.4.30	○		○		○			
2	丸亀市	15,940	1,704	○	266	7	0	4	3		○							
3	坂出市	8,566	491	○	120	4	0	3	1	H20.8.21	○							
4	善通寺市	5,006	663	○	286	17	0	17	9	H20.9.1	○							
5	観音寺市	9,681	117	○	0													
15	土庄町	2,715	261	○	3	0	0	0	0		○							
17	三木町	3,949	218	○	84	3	1	1	1		○	○	○	○	○	○	○	
24	直島町	508	31	○	0						○							
29	宇多津町	2,284	256	○	124	11	1	8	2		○							
32	琴平町	1,755	395	○	4	0	0	0	0	H20.8.1	○		○			○	○	
33	多度津町	3,627	891							H20.4.1								
45	さぬき市	7,702	527	○	16	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○			○		
46	東かがわ市	5,782	527	○	69	5	3	7	1		○							
47	三豊市	10,499	861	○	58	0	0	0	0	H20.7.31	○	○				○		○
48	まんのう町	3,029	492	○	6	0	0	0	0	H20.9.15	○	○						
49	小豆島町	2,829	302	○	37	1	0	1	0			○	○			○	○	
50	綾川町	3,422	145	○	47	0	0	0	0	H20.8.31	○							
都道府県合計		146,452	17,648	16	2,833	118	5	91	45		14	5	5	1	2	6	3	1

滞納者と接触を図るための具体的な取組	税・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(丸亀市、宇多津町、直島町、琴平町)
子供のいる世帯に対する特別な取組	乳幼児は対象外(高松市、丸亀市、善通寺市)
特別の事情の有無の判断のための特別な取組	弁明書の提出(丸亀市、東かがわ市)

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
1.1 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
1.2 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(38) 都道府県名(愛媛県)

保険者番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	松山市	77,693	9,291	○	2,609	103	0	94	62	20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	
2	今治市	29,920	5,628	○	197	8	0	3	6	滞納世帯数は 20.6.1	○	○	○				○	○
3	宇和島市	18,010	2,582	○	227	7	1	7	1		○	○	○	○	○	○	○	
4	八幡浜市	7,669	936	○	63	2	1	1	1	20.6.1	○	○	○				○	○
5	新居浜市	18,114	2,229	○	172	11	0	9	9		○						○	○
6	西条市	17,899	1,636	○	46	2	0	1	1		○	○	○	○	○	○	○	○
7	大洲市	8,708	1,384	○	175	0	0	0	0		○							
9	四国中央市	13,412	1,172	○	448	44	22	27	22	20.8.31	○	○	○					○
10	伊予市	6,193	730	○	7	0	0	0	0		○							
27	上島町	2,360	61	○	9	0	0	0	0	20.8.31	○	○					○	○
33	東温市	4,826	1,306	○	65	9	2	3	5									○
36	久万高原町	2,157	157	○	0						○		○					
41	松前町	4,615	518	○	0					20.8.31								
42	砥部町	3,453	317	○	0					20.8.31	○	○	○				○	○
47	内子町	3,300	278	○	0													
52	伊方町	2,463	226	○	47	2	1	1	3		○	○	○				○	○
57	西予市	8,601	736	○	43	2	0	1	1	20.8.31	○	○	○				○	
62	鬼北町	2,347	356	○	6	3	1	4	2	20.8.31	○	○	○				○	
63	松野町	903	71	○	1	0	0	0	0	20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	○
69	愛南町	5,727	427	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
都道府県合計		238,370	30,041	20	4115	193	28	151	113		17	13	13	4	5	12	13	5

滞納者と接触を図るための具体的な取組	<p>税務課・納税課・高齢者福祉課・建築住宅課・水道局などの担当課と連携し情報の共有を図っている(宇和島市、久万高原町、松野町、愛南町、伊方町、今治市、大洲市、四国中央市、砥部町、上島町、松前町)</p> <p>短期証の発行により、定期的接触を図る。また、訪問を行う。(西予市、松前町)、資格証明書対象者に対し一斉催告を行うと共に弁明書を送付し弁明の機会を与える。(西条市)</p>
子供のいる世帯に対する特別な取組	<p>電話・訪問等で滞納世帯の状況を把握している。子供のいる世帯に対しては、医療機関で受診する時や保険証が必要なときは、連絡してもらうよう指導している。(実情を把握し、緊急を要する場合は短期証を交付している。)(宇和島市)</p> <p>福祉部門、保健師等と連携し情報の共有を図る。(西予市)電話催告を行い、納税相談に来るよう指導。(西条市)電話・訪問等による状況の把握(愛南町)義務教育が終了するまでの子どものいる世帯は、資格者証の交付を配慮している。(大洲市)</p>
特別の事情の有無の判断のための特別な取組	<p>税務課・納税課と協議をして、特別の事情を判断している(宇和島市、久万高原町、大洲市)</p> <p>特別事情の届出書が提出された時点で訪問調査を行う(四国中央市)</p>

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号（39）都道府県名（高知県）

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	高知市	52,980	11,163	○	529	30	8	22	18	H20.8.31	○		○					○
2	室戸市	3,842	469	○	139	6	2	4	5		○							
3	安芸市	4,285	494	○	235	16	9	10	7	H20.9.15	○	○				○		
4	南国市	7,783	887	○	132	5	1	4	3		○	○	○					
5	土佐市	5,298	750	○	327	30	20	27	11	H20.9.5	○	○	○	○	○	○	○	
6	須崎市	4,909	595	○	87	7	3	7	2		○	○	○	○	○	○	○	
7	四万十市	6,895	1,125	○	356	34	16	21	15		○	○	○	○	○	○	○	○
8	土佐清水市	3,897	478	○	163	16	7	19	5		○	○	○					
9	宿毛市	4,903	659	○	379	41	16	25	22		○							○
10	東洋町	1,676	162	○	5					H20.8.31	○		○					○
11	奈半利町	762	71	○	9					H20.9.15	○	○	○					
12	田野町	601	39	○	0						○	○	○		○	○	○	
13	安田町	702	28	○	0						○		○				○	
14	北川村	306	7	○	3	1	1	2			○	○	○			○	○	
15	馬路村	197	4	○	0						○					○	○	
16	芸西村	870	83	○	0						○	○	○			○		
17	香美市	5,358	478	○	360	26	13	19	8		○							
22	香南市	5,780	591	○	56	4		2	3		○							
26	大川村	86	1	○	1					H20.4.1	○		○					○
27	土佐町	823	130	○	33	1		0	1	H20.8.31	○	○	○			○	○	○
30	本山町	754	38	○	12						○	○	○			○	○	
31	大豊町	1,088	55	○	17						○					○	○	
32	いの町	4,349	231	○	141	16	4	10	10	H20.8.31	○							
36	仁淀川町	1,429	86	○	6						○	○	○			○	○	
37	佐川町	2,490	209	○	102	5		5	3		○							
38	越知町	1,261	43	○	43	3	4	3	0	H20.9.1	○							○
39	中土佐町	1,585	172	○	44	2			2		○	○				○		
40	四万十町	4,196	318	○	136	6	3	8	2		○		○					
41	日高村	977	118	○	22						○	○	○			○	○	
42	津野町	1,266	63	○	45	22	16	8	9	H20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	
46	梶原町	795	68	○	8						○	○	○			○	○	
48	黒潮町	2,789	206	○	99	9	3	6	6		○	○	○			○	○	
50	大月町	1,458	245	○	56	4	2	1	3		○	○	○			○	○	
53	三原村	397	21	○	8					H20.8.31		○	○					
都道府県合計		136,787	20,087	34	3553	284	128	203	135		33	20	23	4	5	18	18	5

滞納者と接触を図るための具体的な取組

既に資格証になっている人でも、国保推進員が年1回以上訪問して接触を図っている。(高知市)

税務課と連携をとり、滞納者、未納者等の情報の共有をはかる。(安芸市)

滞納者については定期的に呼び出し状況把握を行うとともに、税務課と連携し情報の共有を図る。(南国市)

税務課収納班においては、文書、電話催告また、訪問(夜間、休日含む)徴収等にて接触を図っている。

滞納者世帯には、特別療養費、出産一時金等の支給において、口座振込とせず出納室での現金給付扱いとし、来庁時に税務課に連絡を取り納付相談を行っている。(土佐市)

税担当課と連携し情報の共有を図る。(四万十市)

税務課収納係と連携し、情報の共有を図る。(土佐清水市)

資格証・短期証を交付し、納税相談の機会を多く設けている(宿毛市)

短期証を1ヵ月単位で交付し滞納者との接触を多く図る。(東洋町)

税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(北川村)

年に2回、文書で滞納について周知し、納税するよう催告すると共に、特別の事情がある場合には、弁明書等を提出してもらうよう弁明書を同封する。収納管理課と情報を共有しながら連携を図る。(香美市)

過年度分の滞納整理・徴収を行うための収納課と密接に連携を図り、収納状況の確認・把握・納付相談などの情報の共有を図っている。(香南市)

税務課の債権徴収担当職員により水道、福祉等他の担当課と情報の共有を図り取り組んでいる。(土佐町)

全職員を対象とした滞納整理本部を設置し、12月、5月に時間外の電話催告、訪問等を実施し、現状把握等に努める。

滞納者に対し納付相談を実施している。郵送で通知文書を送付している。(本山町)

資格証明書を発行する以前に文書にて催告を行う。税担当課と連携し、情報の共有を図る。(いの町)

税の担当課と連携し情報の共有を図る。(佐川町)

税・福祉・住宅・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(越知町)

各種税・水道料金・公営住宅など公共料金の各担当課が連携し、情報の共有を図っている。(中土佐町)

収納担当課と連携し情報の共有を図る(四万十町)

文書・電話催告・訪問等の実施(日高村)

税務係と連絡を取りながら滞納状況を把握する。(梶原町)

税・水道などの担当係と連携し情報の共有を図る。(黒潮町)

文書催告に何の反応のない滞納者に対し、電話催告、訪問等による納税相談は必ず行う。(大月町)

役場職員各課連携で滞納整理の中で実施(三原村)

子供のいる世帯に対する特別な取組

必ず訪問を行い、実情を把握する。(高知市)

特別な取り組みはないが、乳幼児、母子医療担当部署と連絡を密にし、納付指導する。(南国市)

申し出により、緊急に受診が必要と判断した場合、子どものみ短期証交付している。併せて税務課と納付相談を行うよう指導している。ただし、その他の世帯員は、資格証のままである。また、短期証の有効期間は、1ヶ月程度で病状(治療内容)にて延長もある。(土佐市)

義務教育期間中は、申請があれば短期証を交付している(宿毛市)

本人に面会し事情を把握する。(北川村)

母子・父子などの一人親世帯、就学前の乳幼児等 については、過年度分の国保税の滞納がある場合においても正規証を交付するようにしている。(香南市)

個別に面会し、納付相談を行い、分納計画等を作成し、納付、保険証の発行(短期証)に努める。(本山町)

乳幼児については1年証を交付する(四万十町)

税務係・医療保険係だけでなく、支援センター内でその世帯の状況を把握し、必要な場合は保健師などの係りと連携を取るようになっている。(梶原町)

子どもの健康状態を把握する。納税相談をおこない、短期被保険者証を活用する。(黒潮町)

<p>特別の事情の有無の判断のための特別な取組</p>	<p>資格証明書の交付前には「特別の事情に係る届出書」を送付し、「特別の事情」の届出を求める。(高知市)</p> <p>本人に話を聞き、レセプト等で受診歴等を確認し、命にかかわる病名、症状であれば短期証を発行。(安芸市)</p> <p>届出書の提出があれば、税務課収納班と協議し、特別の事情内容精査し判断している。(土佐市)</p> <p>特に、世帯主又はその者と生活を一緒にする親族が病気にかかり、又は負傷した場合の届出については、事情を聴取後、医師の診断書などの提出を求め、判断を行うようにしている。(香南市)</p> <p>個別に面会し、納付相談を行う事により、特別な事情があるか判断できるように努める。(本山町)</p> <p>本人からの申し出があった場合、担当課において協議の上判断している。(佐川町)</p> <p>生活保護担当者・社会福祉協議会などから意見や実態の把握も行ったうえで判定する。(中土佐町)</p> <p>届出書により実情を把握し対応する(四万十町)</p> <p>税務係・医療保険係だけでなく、町長まで決裁を取り、役場全体の考え方で判定している。(構原町)</p> <p>税・水道などの担当係と連携し情報の共有を図る。(黒潮町)</p>
-----------------------------	---

記入上の注意

1. 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
2. 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
3. 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
4. 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
5. 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
6. 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
7. 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
8. 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
9. 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
10. 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
11. 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
12. 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
13. 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
14. 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
15. 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
16. 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

043	宮若市	4,778	613	○	206	17	11	16	8	9月12日	○								
045	桂川町	2,260	300	○	0	0	0	0	0	8月31日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
055	筑前町	4,007	669	○	0	0	0	0	0	9月15日	○	○	○				○	○	○
057	東峰村	441	16	○	4	0	0	0	0	9月15日	○								
059	前原市	9,890	2,353	○	220	18	10	10	11	9月18日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
060	二丈町	2,120	175	○	28	3	0	1	3	9月12日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
081	志摩町	2,861	257	○	49	1	0	0	1	9月15日	○	○					○		
062	うきは市	5,173	890	○	8	1	1	3	0	8月31日	○	○	○				○	○	
066	大刀洗町	2,027	169	○	25	0	0	0	0	9月15日	○	○	○				○	○	○
068	大木町	1,804	235	○	0	0	0	0	0	8月31日	○	○	○				○	○	○
070	黒木町	2,293	129	○	1	0	0	0	0	8月31日	○	○	○				○	○	○
072	立花町	1,932	152	○	0	0	0	0	0	9月15日	○	○	○				○	○	○
073	広川町	2,861	220	○	67	3	1	0	4	9月1日	○	○					○		○
074	矢部村	335	12	○	0	0	0	0	0	9月15日	○	○	○				○	○	○
075	墨野村	586	9	○	0	0	0	0	0	9月15日	○	○	○				○	○	○
076	みやま市	6,544	825	○	100	8	4	7	2	6月1日	○	○	○				○	○	○
081	香春町	2,188	219	○	0	0	0	0	0	8月31日	○	○	○				○	○	○
082	添田町	2,108	512	○	0	0	0	0	0	8月31日	○	○	○				○	○	○
083	福智町	3,974	1,435	○	0	0	0	0	0	9月15日	○	○	○				○	○	○
084	糸田町	1,730	412	○	0	0	0	0	0	9月15日	○	○	○				○	○	○
085	川崎町	3,488	595	○	0	0	0	0	0	9月12日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
088	大任町	987	219	○	0	0	0	0	0	9月1日	○	○	○				○	○	○
089	赤村	611	79	○	0	0	0	0	0	8月31日	○	○	○				○	○	○
090	苅田町	4,942	814	○	259	23	20	13	12	8月31日	○								○
091	みやこ町	3,557	226	○	220	22	11	15	14	8月31日	○	○	○			○			○
094	養上町	3,432	540	○	88	1	0	2	0	8月31日	○	○	○				○	○	○
095	吉富町	1,056	61	○	2	0	0	0	0	9月15日	○						○	○	○
097	上毛町	1,261	68	○	0	0	0	0	0	8月31日	○	○	○				○	○	○
都道府県合計		769,034	120,587	66	22,918	1,328	504	948	647		56	51	46	12	16	52	49	34	

滞納者と接触を図るための具体的な取組	(例)税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(○○市) 別紙のとおり
子供のいる世帯に対する特別な取組	(例)必ず訪問を行い、実情を把握する。(△△町) 別紙のとおり
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	(例)第三者委員会を設置し、判定を行う。(□□市) 別紙のとおり

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

<p>滞納者と接触を図るための具体的な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・預貯金を差し押さえた場合、即換価するのではなく、2週間の猶予を置き、納税相談に来るように指導している。(直方市) ・資格証の対象となる世帯に対して、時間外電話催告や年2回の催告状発送等を行った後、新年度保険証発送前に納税相談の通知を送付するなど、資格証回避の機会を与えている。(嘉麻市) ・被保険者更新前の納税相談実施(3日間終日)、2ヵ月毎の窓口での納税相談実施通知、税と連携し情報の共有を図る。(八女市) ・税務課と連携し情報の共有を図る。(筑後市) ・夜間(17:00~20:00)窓口を第2第4木曜日に開設し、納税相談、夜間徴収を実施している。(行橋市) ・国の定めに応じて、滞納者に対しては納期限から1年を経過する前に、各世帯に毎月、納付相談等の通知文書を郵送している。毎年12月、2月に未納者に対して、翌年度保険証更新時に短期保険証や資格証明交付の取扱となる説明及び納税を促す通知文を郵送している。国民健康保険税を完納していない世帯には必ず短期保険証を交付(資格証明交付は除く)する事とし、1ヶ月ごとの更新を基本として滞納者との接触を図る。(豊前市) ・収納関連他課との連携(宇美町) ・滞納世帯を必ず訪問し、実態調査をする。(志免町) ・税などの担当課と連携し情報の共有を図る。(久山町) ・税務課徴収担当と連携し情報の共有を図る。(粕屋町) ・市税課税、収納、介護、福祉などの担当課と連携し情報の共有を図る。(宗像市) ・市役所窓口(市民課・税務課)に来訪があった場合、積極的に健康相談や納税相談を行う。(福津市) ・他課と連携し、徴収ノウハウや情報の共有を図る。(芦屋町) ・福祉・水道・住宅などの担当課と連携し情報の共有を図る。(水巻町) ・短期証の発行時に接触を図る。(岡垣町) ・税務課(徴収職員)が訪問徴収を行う時に同行して、国保制度の内容を説明し、納税のお願いをしている。(1年に3回程度)(遠賀町) ・税務班との情報の共有を図る。(鞍手町) ・水道、建設、福祉の担当課と情報の共有化を図っている。(桂川町) ・短期証の発行(米庁を促し、納税相談の場を設けた上で納付誓約を行った後に発行)、滞納処分(差し押さえ:主に預金、不動産など)(筑前町) ・9月~5月まで税務課と住民課で特別徴収、電話催告を実施している。(二丈町) ・税・福祉・下水道課と連携し情報の共有を図っている。(大刀洗町) ・税務課職員と一緒に滞納世帯を夜間訪問し、納付を促す。(5月、8月、12月、3月)(黒木町) ・短期保険証の発行を行い税の納入を促す。(立花町) ・介護保険、保育料担当課と連携を図り、情報を共有し、催告等を行っている。(広川町) ・国保税収納の税務担当課と住民福祉課(国保給付、福祉)と連携し情報の共有化を図っている。(矢部村) ・短期保険証を交付し、滞納者と接触の機会を増やす。また、住民窓口と連携し情報の共有を図る。(星野村) ・税務課・福祉事務所などの担当課と連携し情報の共有を図る。短期保険証で有効期限が切れている世帯に、文書を送付し納税相談を行うよう促す。(みやま市) ・税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(香春町) ・収納対策室を中心とした、徴収業務の有る課同士での情報共有。(福智町) ・歳入推進課を中心に滞納者の調査等を実施し、他課と連携し情報の共有を図る。(川崎町) ・税・福祉・水道などの担当課と連携して情報の共有を図る。(大任町) ・担当課と連携し、情報の共有と訪問徴収を行う。(赤村) ・短期保険証の窓口交付を実施、文書催告時に納付相談を案内。(苅田町) ・税務課(国保税の賦課・徴収担当課)、住民課(住民異動、町営住宅担当課)との連携を図り、状況把握と情報共有に努める。(上毛町)
<p>子供のいる世帯に対する特別な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者において住民税非課税世帯(未申告世帯以外)で納税相談に応じて申請があれば、就学前の子のみ保険証を発行している。未申告世帯には申告の勧奨を行っている。(飯塚市) ・乳幼児世帯については、資格証明証の発行を原則行っていない。(嘉麻市) ・子どもが学校行事等で保険証を必要とする場合は、申請により対象者のみその期間の保険証を交付する。(春日市) ・修学旅行などに保険証のコピーを持参しなければならないと相談を受けた場合は短期証を交付。(志免町) ・分納誓約や一部納付にて短期証を発行し、資格証の発行はできるだけ控える。(久山町) ・資格者証該当者でも、乳幼児・重度障害者・母子医療受給者には被保険者証発行。その取扱後、資格者証発行人数 乳幼児:0人、小学生13人、中学生9人(岡垣町) ・修学旅行等で、学校に被保険者証を持って行く場合は、期間を限定し、交付する。(黒木町) ・実情を把握するために、必ず訪問を行う。(矢部村)
<p>特別な事情の有無の判断のための特別な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資格証明書交付予告通知時に、弁明書、特別事情届書、公費医療等届書を同封し、届け出を求めている。また、資格証明書更新時にも、催告書に同様の届書を同封し、交付後の把握も行っている。(福岡市) ・選定会議を実施し、判定を行う。(大牟田市) ・資格書にする前段階において弁明書の提出案内文書に特別な事情がある場合は申出をするよう告知している。(久留米市) ・国民健康保険被保険者資格証明書交付決定委員会を開催し、判定を行う。(柳川市) ・文書催告に従い世帯主より、滞納状況について「特別な事情」がある旨の申出がある場合、庁内で資格審査会を開催し内容を審査した上で、「特別な事情」を認定するものについては短期保険証の継続切替・資格証明解除の取扱いを行っている。(豊前市) ・国保資格者認定審査会にて、判定を行う。(小郡市) ・税務課収納係と協議する。(志免町) ・村長・副村長・財政課長・国保担当課長・担当で判定を行う。(矢部村) ・みやま市国民健康保険短期被保険者証及び国民健康保険被保険者資格証明書交付事務審査会要領を策定しており、特別な事情の有無の判断を行う。(みやま市)

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						都道府県番号(41) 都道府県名(佐賀県)										
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	資格証明書を発行する前に、滞納者と接点を図る取組									
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数		文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 表紙催告	時間外 訪問	その他		
001	佐賀市	33,192	3,631	○	904	92	21	67	61		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
002	唐津市	20,649	3,035	○	274	17	5	11	7		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
003	鳥栖市	8,422	2,255	○	100	1	0			世帯数20年23日現在 滞納世帯数20年15日現在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
004	多久市	3,257	410	○	71	8	3	6	5		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
005	伊万里市	3,065	1,512	○	221	15	1	17	6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
006	武雄市	7,333	571	○	0					平成20年8月31日現在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
007	鹿島市	4,906	684	○	139	20	7	19	10	世帯数平成20年8月31日現在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
014	神埼市	4,394	397	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
016	吉野ヶ里町	1,893	163	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
020	基山町	2,184	138	○	5	0	0	0	0	世帯数は9月1日現在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
021	みやき町	4,058	371	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
024	上峰町	1,038	152	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
025	小城市	5,676	1,155	○	34	2	1	1	1	平成20年8月1日現在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
035	玄海町	1,196	93	○	33	5	4	2	1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
038	有田町	3,239	521	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
042	大町町	2,151	159	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
043	江北町	1,249	273	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
044	白石町	3,744	312	○	0					平成20年9月2日現在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
047	太良町	1,911	90	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
048	嬉野市	4,568	683	○	46	1	0	1	1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
都道府県合計		124,125	16,605	20	1,827	161	42	125	93		20	19	20	7	9	19	20	12		

滞納者と接点を図るための具体的な取組	<p>税・福祉の担当課と連携し情報の共有を図る。(唐津市)</p> <p>税務課と連携し情報の共有を図る。(多久市)</p> <p>福祉、住宅、(下)水道担当課と連携し、情報の共有を図る。(伊万里市)</p> <p>税・福祉・水道担当課等と連携し、情報の共有を図る。(武雄市)</p> <p>国保税相談会の実施(鹿島市)</p> <p>福祉担当課と連携し、納税相談を実施している。今年度は、相談に応じない人に対し交付する。(神埼市)</p> <p>短期保険証(3月又は6月)を交付し、税務課と連携しながら必ず納税相談を実施している。(吉野ヶ里町)</p> <p>徴収担当課と連携し、情報の共有を図る。差し押さえの実施。(基山町)</p> <p>税・町営住宅、水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(上峰町)</p> <p>税務課及び収納対策課と連携し情報の共有を図る。又、月2回窓口の夜間相談を行っている。(小城市)</p> <p>税・保健介護・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(玄海町)</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(有田町)</p> <p>副町長を会長として収納対策協議会を開催し、関係各課と連携して全庁体制で取り組む。(大町町)</p> <p>各担当課と連携し情報の共有を図る。(江北町)</p> <p>管理課を職員し、夜間訪問徴収を実施している。(太良町)</p> <p>納税対策担当者(市民税務課)が年末、年度末に臨戸し納税相談を実施する。(嬉野市)</p>
子供のいる世帯に対する特別な取組	<p>福祉の担当課と連携し滞納の把握に努める。(唐津市)</p> <p>小学校就学前の子どもがいる世帯は資格証明書交付除外(鳥栖市)</p> <p>悪質でない限り、資格証明書交付等審査委員会の判定で却下し、短期証に交えている。(多久市)</p> <p>住民基本台帳を確認する。(上峰町)</p> <p>約束日、必ず訪問を行い、実情を把握する。(玄海町)</p> <p>乳幼児には資格証明書の交付をしていない。(江北町)</p> <p>納税対策担当者(市民税務課)が年末、年度末に臨戸し納税相談を実施する。(嬉野市)</p>
特別の事情の有無の判断のための特別な取組	<p>資格証明書交付等審査委員会を設置し、判定を行う。(多久市)</p> <p>判定にあたっては、国保税徴収担当課、医療保険担当課、両課の決裁による判定を行う。(伊万里市)</p> <p>第三者委員会を設置し、判定を行う。(上峰町)</p> <p>面談により特別事情の提出があれば交付し、送達が必要な場合は関係課と協議し判断を行う。(小城市)</p> <p>資格証明書交付等審査会において資格証の発行の判定を行う。(玄海町)</p> <p>副町長・関係課長等で審査し、判定を行う。(江北町)</p> <p>副町長を始め、税務主管部・課長、国保主管部・課長係長で構成された「資格証明書交付等審査会」において判定を行う。(白石町)</p>

- 記入上の注意**
- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を入力すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を入力し、「日付」の欄にその日付を入力すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
 - 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加えている世帯に限る。)をいうこと。
 - 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
 - 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
 - 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
 - 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
 - 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
 - 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接点を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
 - 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書)に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
 - 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
 - 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
 - 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
 - 「その他」については、他に接点を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接点を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
 - 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
 - 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
 - 都道府県は「滞納者と接点を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号（ 42 ） 都道府県名（ 長崎県 ）

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
001	長崎市	76,068	10,574	○	392	11	0	7	4		○	○	○	○	○	○	○	○
002	佐世保市	40,606	8,302	○	307	0	0	0	0		○	○	○			○		
003	島原市	8,847	946	○	10	1	0	0	1	20.9.12	○	○	○			○	○	
004	諫早市	21,564	2,813	○	249	17	6	18	10	20.8.31	○	○	○			○	○	○
005	大村市	12,549	2,865	○	342	52	11	32	23		○	○	○	○	○	○	○	
007	平戸市	6,919	520	○	122	14	4	13	5		○							
008	松浦市	4,495	1,050	○	41	7	6	3	4		○	○	○	○		○	○	
015	長与町	5,319	510	○	32	7	1	4	10	20.9.17	○	○	○	○	○	○	○	
016	時津町	4,621	526	○	130	13	3	10	8		○	○	○			○	○	
024	東彼杵町	1,479	111	○	11	1	0	1	0	20.9.1	○	○	○			○	○	
025	川棚町	2,058	321	○	0						○	○	○					
026	波佐見町	2,221	302	○	9	0	0	0	0	20.8.31	○	○	○			○	○	○
049	小値賀町	741	37	○	0						○	○	○			○	○	
054	江迎町	1,051	188	○	0						○	○	○			○	○	
055	鹿町町	983	78	○	6	0	0	0	0	20.8.31	○	○	○			○	○	
057	佐々町	2,022	324	○	97	10	3	6	7		○	○				○		○
080	対馬市	7,720	1,975	○	442	36	15	48	30		○	○	○			○	○	○
081	壱岐市	5,842	812	○	154	17	4	18	8		○	○	○			○	○	○
082	五島市	9,851	1,886	○	48	2	0	3	0		○	○	○			○	○	
083	新上五島町	5,038	643	○	34	1	0	1	1		○		○				○	
084	西海市	5,910	485	○	3	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
085	雲仙市	8,765	809	○	113	4	0	1	3		○	○	○		○		○	
086	南島原市	10,702	898	○	58	4	3	6	0		○	○	○			○	○	
都道府県合計		245371	36975	23	2600	197	56	171	114		23	21	21	4	4	19	19	6

滞納者と接触を図るための具体的な取組	税務担当課と連携し情報の共有を図る。休日夜間納税相談の実施。（長崎市） 税などの担当課と連携し情報の共有を図る。（諫早市） 滞納整理支援システムを活用し、税・福祉・水道・住宅等の担当課と連携し情報の共有化を図る。（波佐見町）
	滞納者に対し、滞納の弁明機会を付与している。収納対策室と情報の共有を図る。（佐々町） 納税週間を設置し接触を図る。（対馬市） 税・福祉・水道及び補助金担当課と連携し情報の共有を図る。（壱岐市）
子供のいる世帯に対する特別な取組	納税指導の折、特に「特別な事情に関する届」や「弁明書」等を提出してもらい被保険者証を交付している。（時津町） 修学旅行時には短期証を交付している。（対馬市）
	訪問を頻繁にするなどして実情の把握に努めている（多数保険者）
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	本人の家族・経済状況の調査及びその裏付けとなる近所の方々や民生委員等への聞き取り調査を実施。（新上五島町）
	交付の判定委員会や会議を開催し判定を行う。（多数保険者）

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号（ 43 ） 都道府県名（ 熊本県 ）

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付、	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
152	山鹿市	9,967	2,348	○	284	23	10	12	15	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	
153	宇城市	10,202	1,046	○	74	3	0	1	2		○							
154	阿蘇市	5,012	534	○	115	4	0	6	2		○							
155	菊池市	8,318	1,061	○	29	0	0	0	0		○							
156	八代市	22,944	3,315	○	324	0	0	0	0	9月12日	○	○	○	○	○	○	○	
157	玉名市	11,316	2,434	○	338	38	11	38	20	9月9日	○							
158	合志市	7,146	705	○	101	8	4	5	5	6月1日		○	○		○	○	○	
159	天草市	18,012	1,520	○	524	60	21	50	29	9月12日	○	○	○	○	○	○	○	
201	美里町	2,156	155	○	43	7	5	3	6		○		○				○	○
206	和水町	1,942	100	○	0													
221	南阿蘇村	2,128	328	○	0					6月1日								
231	山都町	3,750	636	○	58	4		4	2	6月1日	○	○	○	○		○	○	
241	氷川町	2,358	148	○	0						○	○	○				○	
246	芦北町	3,643	274	○	0													
都道府県合計		298,038	64,515	48	3,252	240	69	191	146		35	23	26	8	7	20	23	9

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。（9月15日の場合は「日付」は空欄）
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納（過年度分のみ）がある世帯（平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。）をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付（対象）世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付（対象）世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること（未実施の項目は空欄にすること）。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書（催告書に内容を記入している場合も含む）を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員（臨時・嘱託を含む）が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
1. 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員（臨時・嘱託を含む）が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
2. 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員（臨時・嘱託を含む）が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
3. 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
4. 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
5. 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
6. 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号（ 43 ） 都道府県名（ 熊本県 ）

<p>滞納者と接触を図るための具体的な取組</p>	<p>勤務先の調査、訪問。(人吉市) 滞納者のケースに応じた催告書の送付、電話による納付依頼を行っている。(荒尾市) 税務課と連携し情報の共有を図る。短期保険証(3ヶ月毎)の窓口更新により接触。(宇土市) 税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(城南町) 時間外の納税相談日を設け、実情を把握する。(玉東町) 毎月、第2日曜日に納税相談日を設け、9月以降は、第2・第4木曜日の5:00～8:00の時間外に相談日を設けている。(植木町) 毎月月末夜間納税相談。(菊陽町) 税・福祉関係担当と連携し情報の共有を図る。(南小国町) 税・徴収担当・福祉担当などの担当課と連携し情報の共有を図る。(小国町) 税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。高額医療や療養費の払い戻しを窓口払いにして納付相談を行う。(高森町) 随時、滞納者と接触を図るため、毎週火曜日の窓口時間延長日(午後7:30まで)に納税相談を実施している。(御船町) 月2回納税相談(個別呼出)。(嘉島町) 上・下水道使用料、町営住宅使用料、税担当部署と連携し情報の共有を図る。(益城町) 税務課と連携し情報の共有化を図る。(甲佐町) 税務課・福祉担当課において情報交換を行っている。(あさぎり町) 本年度より、税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る取り組みを始めた。(湯前町) 税、福祉、水道、介護、住宅、給食などの担当課と連携し情報の共有を図る(水上村) 保険証の更新を面会交付とし、税務課職員と面談の上交付を行う。(相良村) 税・福祉・水道・住宅などの担当課と連携し情報の共有を図る。(五木村) 税務課と連携して納税相談を実施する(山江村) 税務課が主体となって、水道、福祉の関係課と連携し情報の共有化を図っている。(球磨村) 税・介護・水道・町営住宅などの担当課と連携し情報の共有を図る。短期被保証の効果的な活用により、接触を図る。(苓北町) 他課と連携し情報の共有を図る(山鹿市) 税・福祉等の担当者と連携し情報の共有を図っている。(阿蘇市) 税務課と連携し、夜間の納税相談や徴収を実施している。(美里町) 他部署と情報を共有する。町の手当て関係については申請後納付状況の調査を行い、滞納世帯については支給せず、税担当部署と相談するように調整している。(和水町)</p>
<p>子供のいる世帯に対する特別な取組</p>	<p>実情を把握し、保険証が必要な世帯には、「特別な事情に関する届書」を提出させる。(人吉市) 家族状況及び収入等(財産調査)を把握して、納税相談を実施している。(荒尾市) 本市では担税力のない世帯に対し資格証明書は交付しない。よって、子供のいる世帯に対する特別な取扱は行っていない。(宇土市) 訪問、電話連絡等で定期的に子供さんの状況等を把握する。(南小国町) 現在は該当世帯はないが、実情を把握の上、認定審査する。子供のいる世帯は、実情を考慮する。(小国町) 就学前(乳幼児)のいる世帯には資格証明書は発行していない。(益城町) 訪問等で実情を把握する。(甲佐町) 税務課・福祉担当課において情報交換を行っている。(あさぎり町) 納付状況や家族状況等を把握し、相談を実施しながら実情を考慮している。(湯前町) 特になし(子どものいる、いないは関係なく、訪問、実情は把握するように努めている。)(水上村) 必ず訪問を行い、実情を把握する。(五木村) 訪問及び関係課からの情報により実情を把握に努めている。(球磨村) 本市国民健康保険においては、資格証明書はあくまで「滞納者との折衝の機会を増やすための手段」という趣旨であるため、税・福祉等の担当者より情報を得た場合は、早急に「特別な事情の届書」等で実情を把握し、審査会にかける等の手段を講じている。(阿蘇市) 差押財産の選択、搜索時間の検討(子どもの居る時間をさける)、低所得で子どもが多い世帯は臨戸も検討する。(菊池市) 面接時に子供の通院の有無等について確認を行う。また、乳幼児がいる世帯については関係課と連携を図り保険証交付の必要性について調査を行う。(天草市)</p>

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号（ 43 ） 都道府県名（ 熊本県 ）

特別の事情の有無の判断のための特別な取組	資格証明書等交付審査会を設置し、判定を行う。(人吉市)
	納付困難な具体的理由がある場合、関係課で協議。(荒尾市)
	資格証明書等交付審査会において判断(水俣市)
	資格証明書等交付審査会を設置し、判定を行なう。(宇土市)
	第三者委員会を設置し、判定を行う。(城南町)
	資格証明書等交付審査会を設置し、判定を行う。(玉東町)
	資格証交付審査会のメンバーの中に、子育て支援課、健康福祉課、税務課を入れ意見を聞いて判定を行う。(植木町)
	資格証明書等交付審査会の設置。(大津町)
	資格証発行の際には、資格証明書発行判定委員会にて判定している。(南小国町)
	資格者証認定審査会(関係課長、係長、担当者)を開催して、判定を行う。(小国町)
	資格証明書等交付審査会を設置し、判定を行う。(甲佐町)
	審査会を設置し、判定を行う。(あさぎり町)
	資格証明書等交付審査会 構成 住民福祉課長及び住民福祉課国係、税務課長及び徴収係にて判定を行う。(水上村)
	給付担当及び税担当が協議し、判定を行う。(上天草市)
	資格審査会の設置(山鹿市)
	資格証明書等交付審査会にて判断している。(宇城市)
	「特別の事情に関する届書」を提出していただき、資格証明書等交付審査会で判断する。(阿蘇市)
	資格証明書交付等審査会を設置し、毎年判定を行っている。(八代市)
	資格審査委員会を開き判定を行う。(玉名市)
	天草市資格証明書等交付審査会により判断を行う。(天草市)
資格証明書等交付審査会を開催し、判定を行う。(美里町)	
資格証明書等交付審査会を開催し、判定を行う。(氷川町)	

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

		都道府県番号(44) 都道府県名(大分県)																
保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
	大分市	60,838	5,371	○	2310	217	83	153	109	20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	
	別府市	23,707	5,536	○	226	5	0	5	2	20.6.1	○	○	○	○	○	○	○	○
	中津市	13,060	1,441	○	515	44	12	39	20		○	○	○			○	○	
	日田市	12,012	2,387	○	92	7	0	2	7		○	○	○	○	○	○	○	○
	佐伯市	15,438	2,158	○	342	33	7	20	24		○	○	○	○	○	○	○	
	臼杵市	7,034	786	○	66	2	1	2	1	20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	
	津久見市	3,505	213	○	39	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
	竹田市	4,883	493	○	12	0	0	0	0	20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
	豊後高田市	4,232	715							20.9.1								
	杵築市	5,184	646	○	319	48	15	29	29		○	○	○			○	○	
	宇佐市	11,198	1,382	○	347	42	8	31	18		○	○	○					
	姫島村	490	28	○	0	0	0	0	0			○						○
	日出町	3,821	915	○	63	9	6	7	3	20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	
	九重町	4,226	103	○	0	0	0	0	0	20.6.26	○		○					
	玖珠町	3,037	282	○	84	9	6	5	4		○	○	○				○	○
	豊後大野市	6,748	585	○	35	1	1	3			○		○					○
	由布市	5,461	1,065	○	268	41	15	29	19		○	○	○				○	○
	国東市	5,563	1,022	○	68	5	2	1	4		○	○	○				○	○
都道府県合計		190437	25128	17	4786	463	156	326	240		16	15	16	8	8	13	14	6
滞納者と接触を図るための具体的な取組				納税相談を実施(別府市外2市)市税等特別滞納整理対策本部を設置し管理職も対応(佐伯市外1市)時間外の来庁相談日を設ける(玖珠町)来庁依頼(中津市) 税務担当と国保担当の連携と情報共有(大分市外7市町)新規発行時は対象者の呼び出し又は訪問を実施(由布市)														
子供のいる世帯に対する特別な取組				福祉主管課との連携(玖珠町外1市)訪問や電話等で連絡できた世帯は短期証に切替(津久見市) 子どものいる世帯については配慮しながら接触・相談(竹田市外1市)戸別訪問や電話催告による実情把握を行い、緊急の医療が必要な場合は短期証を交付(大分市)修学旅行時の短期証交付(中津市)														
特別な事情の有無の判断のための特別な取組				判定会議・委員会等を開催(大分市外1市町村)														

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対して行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、「特別な事情についての判断のために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号（ 45 ） 都道府県名（ 宮崎県 ）

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
001	宮崎市	61,776	22,954	○	1,291	59	17	53	39	8月1日 (滞納世帯数のみ9月1日)	○	○	○			○	○	
002	都城市	29,930	4,351	○	852	40	11	34	18	9月18日	○	○	○			○	○	○
003	延岡市	23,166	2,492	○	177	7	0	5	3		○	○	○	○	○	○	○	○
004	日南市	7,887	808	○	410	48	23	34	22	8月31日	○	○	○	○	○	○	○	
005	小林市	8,089	890	○	124	3	0	4	3	8月31日	○							
006	日向市	11,021	1,071	○	177	7	0	8	3	8月31日	○		○					○
007	串間市	4,363	439	○	184	17	11	13	8		○							
008	西都市	6,859	1,215	○	166	21	3	18	11	9月19日	○							○
009	えびの市	4,833	554	○	8	0	0	0	0		○					○	○	○
010	清武町	3,805	628	○	191	18	17	14	2		○							
013	北郷町	875	53	○	30	3	1	1	1	8月29日	○	○	○			○	○	
014	南郷町	1,816	57	○	40	5	0	4	1	9月2日	○							○
015	三股町	3,795	427	○	0						○							
020	高原町	2,206	336	○	0						○		○		○	○	○	○
021	野尻町	1,820	220	○	72	8	2	7	5		○	○	○	○	○	○	○	○
024	国富町	4,071	821	○	0													
025	綾町	1,549	454	○	34	6	2	2	4	8月31日	○	○	○	○	○	○	○	
026	高鍋町	3,950	647	○	0					8月31日	○	○	○		○	○	○	○
027	新富町	3,973	495	○	0					5月31日	○	○	○	○	○	○	○	○
028	西米良村	264	0															
029	木城町	1,046	1,598	○	1	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
030	川南町	3,428	386	○	58	4	0	1	4		○		○				○	
031	都農町	2,349	510	○	100	19	6	8	5		○	○	○			○	○	○
032	門川町	6,633	298	○	9	1	0	1	0		○	○	○			○	○	
040	諸塚村	377	0															
041	椎葉村	696	18	○	0					9月8日	○	○	○			○	○	
042	高千穂町	2,491	134	○	0													
043	日之影町	891	21	○	0						○	○	○			○	○	○
044	五ヶ瀬町	771	19	○	0							○	○			○	○	○
045	美郷町	1,417	138	○	11	0	0	0	0	8月31日	○	○	○			○	○	
都道府県合計		206,147	42,034	28	3,935	266	93	207	129		25	16	19	5	7	18	19	13

滞納者と接触を図るための具体的な取組	<p>(例)税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(〇〇市)</p> <p>納税課、県税事務所、水道局、建築課、保護課などと連携し情報の共有を図る。(都城市)</p> <p>関係各課と連携を図り、滞納者についての情報把握に努めると共に、財産が判明した場合には差押処分を行っている。(延岡市)</p> <p>取納嘱託員を任用し、納税指導・徴収をおこなっている。(日向市)</p> <p>毎月第4日曜日、休日納税相談の実施。(西都市)</p> <p>税務課などの担当課と連携し情報の共有を図る。(えびの市)</p> <p>納税相談、預貯金等の資産調査(南郷町)</p> <p>税務課徴収係と連携して情報を共有し、納税相談等を一体となって実施している。休日・時間外訪問を嘱託徴収員が行っている。(高原町)</p> <p>税・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る(野尻町)</p> <p>調査・各課との連携(高鍋町)</p> <p>税・福祉・水道課などの担当課と連携し情報の共有化を図っている。また、関係課および管理職との年2回(年末、出納閉鎖前)徴収を行っている。(新富町)</p> <p>税・福祉・水道課等と連携し情報の共有を図る。(都農町)</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(日之影町)</p> <p>税・福祉などの担当課と連携し、情報の共有を図る(五ヶ瀬町)</p>
子供のいる世帯に対する特別な取組	<p>(例)必ず訪問を行い、実情を把握する。(△△町)</p> <p>15歳未満(中学生以下)の児童に対しては、緊急性(児童の病気・負傷または行事への参加のため等)に応じて、相談により被保険者証交付申請書を提出してもらい、被保険者証(短期証)を交付している。(都城市)</p> <p>自宅訪問を行って世帯状況を把握し、交付判定については慎重を期している。(延岡市)</p> <p>総務税政課・福祉保健課共同の判定委員会を開催し、「特別な事情に関する届出書」提出者にかかる判定を行う。(綾町)</p> <p>訪問を行い、実情を把握する。(都農町)</p> <p>面談等を行い、実情を把握する。(日之影町)</p>
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	<p>(例)第三者委員会を設置し、判定を行う。(□□市)</p> <p>国民健康保険税の滞納に係る弁明の機会の付与についての通知を行っている。(都城市)</p> <p>国民健康保険課内に課長、納税係長、賦課係長、総務係長、担当職員で組織される資格証交付審査会を設置し、交付について慎重な判定を行っている。(延岡市)</p> <p>必要な場合、審査会の開催(構成員:健康管理課長、同課長補佐、同係長、国民健康保険税収納係長)(西都市)</p> <p>資格証明書交付等審査会により判定を行う。(えびの市)</p> <p>弁明書の提出、滞納世帯対策審査会の開催(南郷町)</p> <p>税務課・国保担当課において判定を行う。(新富町)</p> <p>国保主管課及び国保税主管課職員による国保税滞納審査会を設置し、資格証、短期証発行の判定を行っている。(美郷町)</p>

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(46) 都道府県名(鹿児島県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	休日 訪問	休日 電話催告	時間外 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
01	鹿児島市	88,907	20,578	○	2,108	88	10	67	56	20.9.25	○	○	○	○	○	○	○	○
02	薩摩川内市	15,278	1,305	○	242	16	2	15	10	20.8.29	○	○	○	○	○	○	○	○
03	鹿屋市	18,519	2,755	○	587	42	15	27	25	20.9.17	○	○	○	○	○	○	○	○
04	枕崎市	4,547	22	○	2	0	0	0	0	20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
05	いちき串木野市	4,979	374	○	25	0	0	0	0	20.8.29	○	○	○	○	○	○	○	○
06	阿久根市	4,340	557	○	79	7	3	3	3	20.8.1	○	○	○	○	○	○	○	○
07	出水市	9,798	993	○	0	0	0	0	0	20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	○
08	大口市	3,885	910	○	44	3	1	1	4		○	○	○	○	○	○	○	○
09	指宿市	8,869	712	○	141	7	8	7	6	20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
10	南さつま市	6,997	321	○	19	0	0	0	0	20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	○
11	霧島市	18,552	7,575	○	427	35	16	32	15		○	○	○	○	○	○	○	○
12	奄美市	9,716	1,778	○	519	29	8	17	17	20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
13	西之表市	3,790	861	○	172	19	6	13	18		○	○	○	○	○	○	○	○
14	垂水市	3,329	419	○	87	3	1	4	2		○	○	○	○	○	○	○	○
19	南九州市	7,847	383	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
28	日置市	7,356	531	○	64	4	1	2	3		○	○	○	○	○	○	○	○
37	さつま町	4,209	271	○	31	2	0	2	0	20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
48	長島町	2,244	93	○	76	11	5	11	8	20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
49	菱刈町	1,640	163	○	1	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
50	加治木町	3,425	424	○	65	10	7	8	5		○	○	○	○	○	○	○	○
51	給良町	8,649	778	○	167	13	3	9	8		○	○	○	○	○	○	○	○
52	蒲生町	1,251	87	○	19	0	0	0	0	20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
55	湧水町	1,989	303	○							○	○	○	○	○	○	○	○
61	曾於市	8,012	1,169	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
65	志布志市	6,677	1,293	○	0	0	0	0	0	20.7.31	○	○	○	○	○	○	○	○
68	大崎町	3,212	518	○	90	8	3	6	7		○	○	○	○	○	○	○	○
70	東串良町	1,557	137	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
71	肝付町	3,745	382	○	2	2	0	2	0		○	○	○	○	○	○	○	○
74	錦江町	2,082	211	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
77	南大隅町	2,047	62	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
78	中種子町	2,023	338	○	36	3	0	4	2		○	○	○	○	○	○	○	○
79	南種子町	1,415	219	○							○	○	○	○	○	○	○	○
81	墨久島町	2,912	551	○	0	0	0	0	0	20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	○
82	大和村	387	27	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
83	宇検村	444	68	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
84	瀬戸内町	2,247	461	○	85	4	2	2	3		○	○	○	○	○	○	○	○
86	龍郷町	1,258	250	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
88	喜界町	1,913	818	○	42	7	0	2	5	20.9.2	○	○	○	○	○	○	○	○
89	徳之島町	2,783	427	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
90	天城町	1,643	301	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
91	伊仙町	1,781	495	○	11	6	0	5	4		○	○	○	○	○	○	○	○
92	和泊町	1,570	366	○	0	0	0	0	0	20.6.1	○	○	○	○	○	○	○	○
93	知名町	1,585	650	○	1	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
94	与論町	1,276	172	○	1	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
95	三島村	108	0															
96	十島村	161	0															
都道府県合計		288,734	51,088	42	5,123	319	91	239	201	-	37	27	33	8	9	20	29	8

滞納者と接触を図るための具体的な取組	<p>担当課その他関係部署との連携(鹿児島市外16市町村)、訪問指導の実施(薩摩川内市、宇検村、喜界町、天城町)短期証を利用した定期的な収納相談(垂水市)</p> <p>債権対策委員会設置(志布志市)、滞納整理カードの活用による適切な収納相談(錦江町)、収納対策室で訪問記録を作成(伊仙町)</p>
子供のいる世帯に対する特別な取組	<p>面接を行い実情を把握(さつま町、加治木町、瀬戸内町)、福祉・保健担当課との同行訪問による実情把握(長島町)、納税相談の実施(肝付町)</p> <p>文書通告等による納税指導(大和村)、分納制約等による短期証の交付(鹿児島市、鹿屋市、喜界町、和泊町)</p>
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	<p>国民と税等の関係部署の核対会による判定(薩摩川内市、さつま町、加治木町)、審査会の審査(鹿屋市、志布志市)、納税相談の実施(肝付町)課内での検討(徳之島町)</p>

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

		都道府県番号(47) 都道府県名(沖縄県)																
保険者番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書					資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組									
				実況 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	那覇市	59,089	9,393	○	2	7			1		○							
3	うるま市	23,013	3,604	○	0	0	0		0	8月末	○	○	○			○	○	
4	沖縄市	25,207	5,460	○	7	3	2	0		2	○	○	○	○	○	○	○	
5	真野湾市	16,814	3,862	○	0						○	○	○					
6	宜古島市	11,081	2,736	○	2	1	1				○	○	○					
7	石垣市	10,087	2,383	○	0						○	○	○	○	○	○	○	
8	那覇市	18,076	2,042	○							○	○	○	○	○	○	○	
9	名護市	10,586	1,041	○	90	17	13	15		12.16月	○	○	○	○	○	○	○	
10	糸満市	9,891	2,836	○	123	0	0	0		0	○	○	○	○	○	○	○	○
11	国頭村	1,131	79	○							○	○	○					
12	大宜味村	852	222	○	0						○	○	○			○	○	
13	東村	501	156	○						8月末								
14	今帰仁村	2,035	229	○	0						○	○	○			○	○	
15	本部町	2,784	308	○	5	0	0	0		0.18月末	○	○	○	○	○	○	○	
16	恩納村	2,097	164	○	1	1	0	2		1	○	○	○			○	○	
17	真野湾市	1,011	120	○	0						○	○	○			○	○	
18	金武町	2,540	245	○	18	3	0	2		1	○	○	○			○	○	
19	伊江村	1,289	93	○														
23	樋谷村	7,141	1,267	○	0						○	○	○			○		
24	喜手納町	2,813	860	○	0						○	○	○					○
25	北谷町	5,011	624	○														
26	北中城村	2,955	248	○	0													○
27	中城村	2,764	247	○	0													
28	西原町	5,415	608	○	38	2	1	1		1	○							
29	豊見城市	8,202	2,544	○	0						○	○	○	○	○	○	○	
30	八重瀬町	4,365	939	○	0								○			○	○	
35	与那原町	2,671	252	○	0						○	○	○	○	○	○	○	
37	南風原町	5,526	637	○	0							○	○	○	○	○	○	
38	久米島町	1,901	569	○	0							○						
40	読谷村	168	16	○	0													
41	座間味村	287	21	○	0						○	○	○			○	○	
42	東園村	174	0	○	0					8月末	○	○	○	○	○	○	○	
43	連名喜村	119	18	○	0						○							
44	南大東村	329	41	○	0					8月末	○	○	○	○	○	○	○	○
45	北大東村	92	3	○														
46	伊平屋村	304	4	○														
47	伊豆名村	353	78	○	3							○						
52	多良間村	382	15	○	0						○	○				○	○	
53	竹富町	1,116	219	○														
54	与那国町	398	17	○														
55	南城市	6,723	732	○	6	2	2	1		1	○	○	○			○	○	
都道府県合計		254,266	44,932	41	295	30	19	21	19		26	27	28	11	10	23	22	3
滞納者と接触を図るための具体的な取組																	
子供のいる世帯に対する特別な取組		保育所入所申請の際、滞納者と納税相談(本部町)																
特別の事情の有無の判断のための特別な取組																	

- 記入上の注意
- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を入力すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を入力し、「日付」の欄にその日付を入力すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
 - 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険者の滞納(過年度分の)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
 - 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実況状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実況状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
 - 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
 - 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
 - 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
 - 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
 - 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
 - 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(報告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
 - 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
 - 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
 - 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
 - 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合に○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
 - 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
 - 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するためにしている取組について内容を記入すること。
 - 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。